

## 第21期第21回高知県内水面漁場管理委員会議事録

- 1 開催日時 令和6年9月19日(木) 14時00分から14時43分
- 2 開催場所 高知市本町5丁目3-20 高知県共済会館 3階 「藤」
- 3 出席委員 林田千秋、筒井一水、大木正行、堀澤 栄、島崎 章、西脇亜紀、川村寛二、百田美知(計8名)  
欠席委員 山下慎吾、御処野誠  
署名委員 筒井一水、堀澤 栄  
県出席者 水産振興部 西山副部長  
漁業管理課 浜渦課長、飯田副参事  
事務局 木村書記長、占部書記、岡内書記
- 4 審議事項  
第1号議案 第五種共同漁業権の変更の免許について  
第2号議案 うなぎ稚魚漁業の許可方針の変更について  
第3号議案 うなぎ稚魚漁業の制限措置の変更について  
第4号議案 うなぎ稚魚漁業の許可の基準の変更について

### 5 議事内容

- |       |  |
|-------|--|
| 木村書記長 | <p>定刻となりましたので、ただ今より第21回高知県内水面漁場管理委員会を開催いたします。</p> <p>本日、第2号議案については追加資料がございます。ご確認をお願いします。</p> <p>それでは本日の会議に移ります。委員定数10名の内、出席委員は8名で、高知県内水面漁場管理委員会会議規則第4条により会が成立していることをご報告いたします。</p> <p>では、会長、お願いいたします。</p>   |
| 林田会長  | <p>それでは、第21回高知県内水面漁場管理委員会を開催いたします。</p> <p>まず、はじめに水産振興副部長さんからあいさつをお願いします。</p>   |
| 西山副部長 | <p>みなさん、こんにちは。水産振興副部長の西山でございます。本来は部長の濱田がご挨拶を申し上げるところですが、本日県議会が開会しまして、その対応にあたっていますので、私が変わりまして開会にあたりまして、ごあいさつを申し上げます。</p> <p>皆様方におかれましては、ご多用のところ、ご参加いただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>さて、県ではあゆの価値を再認識し、地域や観光の振興につなげるといった目的であゆ王国高知振興ビジョンを推進しているところでござい</p> |

ますが、その中の今年の大きな取組の1つとしまして、今年は釣り具メーカー主催のあゆ釣り全国決勝大会が8月23日から25日にかけて仁淀川で開催されましたところでございます。非常に盛況で終わったということで、関係者の皆様のご協力を頂きまして、全国決勝大会を無事に行うことができましたこと、本県のあゆのPRになりましたことを感謝申し上げます。誠にありがとうございました。

本日は、議案が4件ございます。

第1号議案の「第五種共同漁業権の変更の免許について」は、令和6年1月16日に調整規則が改正され、調整規則上では県内のあゆの解禁日が5月15日に統一されたところでございます。現在、内水面の第五種共同漁業権のあゆ漁業時期が多くの河川で6月1日又は7月1日となっておりますので、それを5月15日に免許の内容を変更するという提案で、ご審議をいただくものとなっております。

第2号議案は「うなぎ稚魚漁業の許可方針の変更について」、第3号議案は「うなぎ稚魚漁業の制限措置の変更について」、第4号議案は「うなぎ稚魚漁業の許可の基準の変更について」と一連の議案となっております、うなぎ稚魚の知事許可漁業における取扱等の変更についてお諮りするものでございます。これらの変更については、内水面漁業、海面漁業、養鰻の皆さま、取締り機関等の関係者との意見交換などを踏まえて検討したもので、主に違法な採捕行為や非正規流通の防止を主な目的とした見直しを行っております。

加えまして、9月10日付けで水産庁長官名で技術的助言という文書が出されておまして、これは毎年、関係都道府県に出される者でございますが、内容についてはシラスウナギの許可の運用について、こうするべきだという水産庁の姿勢が示されるものでございますが、9月10日付けで出された今年の文書にも今回の見直しは沿ったものであることを申し添えいたします。

詳細については、後程、事務局からご説明しますので、十分にご審議をよろしく申し上げます。誠に簡単ではございますが、開会の挨拶いたします。

どうかよろしく願いいたします。

林田会長

ありがとうございました。

本日の欠席委員は、山下委員、御処野委員の2名です。

続きまして、議事録署名委員についてですが、本日の議事録署名委員は、筒井委員、堀澤委員に申し上げます。

それでは議題に入ります。

第1号議案 第五種共同漁業権の変更の免許について を議題としま

## 占部書記

す。事務局からの説明を求めます。

第1号議案「第五種共同漁業権の変更の免許について」を議題とします。

それでは、第1号議案について「第五種共同漁業権の変更の免許について」、事務局からご説明をさせていただきます。

表紙をめくった1ページの諮問文を朗読させていただきます。6高漁管第494号。高知県内水面漁場管理委員会様。内水面における第五種共同漁業権の変更について、令和6年6月28日付け高知県告示436号に基づく申請がありましたので、漁業法第76条第3項で準用する同法第70条の規定により諮問します。令和6年9月9日。高知県知事濱田省司。

次の2ページをご覧ください。

1の高知県漁業調整規則の改正についてですが、令和6年1月16日に高知県漁業調整規則が改正され、施行されております。改正内容は、あゆの採捕禁止期間の終期を県内全ての河川で5月15日に変更しています。

次に、2の内水面漁場計画の変更についてですが、先ほどの漁業調整規則の改正に伴い、第五種共同漁業権に係る内水面漁場計画のうち、あゆの漁業時期の始期が6月1日又は7月1日となっている13件について、始期を5月15日に変更しました。

また、この漁場計画の変更の告示では、変更の免許申請期間を令和6年7月5日から同年8月19日までとしました。

次に、3の漁業権の変更についてですが、先ほどの変更の免許申請で、漁場計画を変更した河川に係る全ての漁協から13件の申請があり、受付をしております。

本日はこの変更の免許について、内水面漁場管理委員会に諮問し、ご審議をしていただきます。また、答申をいただきましたら、令和6年10月1日に免許をする予定としています。

7ページをご覧ください。

漁業権変更に関する漁業法の規定をこちらに抜粋しております。一番下の枠囲みを見てください。

「漁業権を分割又は変更しようとする者は、都道府県知事に申請して、その免許を受けなければならない」と規定されております。第3項では、変更の場合において、第70条及び第71条の規定を準用することとなり、第70条は1番上の枠囲みで、申請があったときは内水面漁場管理委員会の意見を聴くことが規定されております。

また、第71条は上から2番目の枠囲みで、免許をしない場合の規定がされており、適格性を有しない者には免許できないことが規定されてお

ります。

適格性については、次の枠囲みで、第72条第2項第2号の適格性を有する必要があります。適格性の内容は、関係地区内に住所を有し、1年に30日以上当該河川において水産動植物の採捕又は養殖する者の属する世帯の数のうち、組合員の属する世帯数が3分の2以上であることが要件とされています。

6ページをご覧ください。

漁業権の変更についての申請が13件あり、右端の覧をみてください。適格性を有することを証する書類については全ての漁協から提出されており、13件全て、第72条第2項第2号の適格性を有することを確認しております。

3ページをご覧ください。

3から5ページが告示案となっており、本日答申をいただきましたら、先ほどの13件の変更の免許の告示を行いまして、令和6年10月1日に免許を行う予定です。なお、県公報に登載する際の内容変更を伴わないような文言の修正等が行われる場合は、事務局に一任していただきますよう、お願いいたします。

最後に、参考資料としまして、8から9ページに変更した内水面漁場計画を参考につけております。以上でご説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

林田会長

ただ今、事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

林田会長

ご意見もないようでございますので、お諮りいたします。第1号議案「第五種共同漁業権の変更の免許について」は、原案のとおり設定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

林田会長

ご異議ないようですので、第1号議案は、原案が適当であると、答申いたします。

続きまして、第2号議案「うなぎ稚魚漁業の許可方針の変更について」、第3号議案「うなぎ稚魚漁業の制限措置の変更について」、第4号議案「うなぎ稚魚漁業の許可の基準の変更について」は関連していますので、一括して議題とします。

事務局からの説明を求めます。

## 占部主幹

それでは、事務局からご説明をさせていただきます。第2号議案の「うなぎ稚魚漁業の許可方針の変更について」、第3号議案の「うなぎ稚魚漁業の制限措置の変更について」、第4号議案の「うなぎ稚魚漁業の許可の基準の変更について」は内容が一部重複しますので、まとめてご説明をさせていただきます。

それでは資料2をお手元にご準備ください。第2号議案の「うなぎ稚魚漁業の許可方針の変更について」をご説明します。

表紙をめくった1ページの諮問文を朗読させていただきます。

6高漁管第492号、令和6年9月9日。高知県内水面漁場管理委員会会長 林田千秋様。高知県知事 濱田省司。うなぎ稚魚漁業の許可方針について。高知県漁業調整規則第4条第1項第2号に掲げるうなぎ稚魚漁業の許可方針を変更したいので、貴会の意見を伺います。

まず、資料2の構成につきまして、ご説明いたします。

資料2の1が許可方針（案）、資料2の2が許可方針の新旧対照表、資料2の3が許可方針の変更の概要、本日配布させていただきました資料2追加資料となっております。

資料2の3をご準備ください。

2ページをご覧ください。

まず、許可方針の変更の概要についてご説明する前に、令和5年度、前年度のうなぎ稚魚漁業の実績についてご説明をさせていただきます。前年度の漁期については令和6年1月1日から3月31日となっており、2つめの丸の許可数の表を見てください。許可数については、上限が操業地区44地区に許可数が115件、従事者数が2,477人となっていましたが、実際に許可した件数は44地区に45件、従事者が2,441人でした。

3つめの丸の採捕量、集荷量、販売量の表を見てください。左の採捕量については1月から3月までの合計は205.4kgとなっており、採捕量上限の600.3kgには達しておりません。そのため、前年度の漁期に採捕停止を発出するようなことはありませんでした。

過去の採捕量の推移を左下図に示しておりまして、前年度の採捕量は205kgで、過去5年平均より多いという状況でした。

次に右下の枠囲みをご覧ください。違法採捕等の状況についてですが、令和5年12月1日にシラスウナギが特定水産動植物に指定され、厳罰化となったにもかかわらず、12月以降も依然として違法採捕、非正規流通の通報が多数寄せられ、検挙される事案も発生しております。通報内容としましては、漁業従事者でない者の採捕であったり、集出荷する者が別の操業区域や別の許可者の漁業従事者から集荷したり、漁期以外の採捕をしたりという内容でした。

こちらは昨年度から許可漁業化しましたうなぎ稚魚漁業の許可の概略

となっております。左上の1の令和5年度の知事許可漁業への移行と令和6年度の方針についてをご覧ください。

令和5年12月1日にシラスウナギが特定水産動植物に指定され、採捕が可能な場合は、許可漁業又は漁業権に基づいて漁業を営む場合となっております。そのため、昨年度の令和5年度にシラスウナギの採捕を特別採捕許可から知事許可漁業に移行しました。

令和6年度は、昨年度に策定した許可方針等を違法採捕及び非正規流通の防止の観点から見直しを行うこととしております。

2のうなぎ稚魚漁業の許可の申請と発給をご覧ください。許可を受けようとする者は実際にシラスウナギを採捕する人である「漁業従事者」と採捕したシラスウナギを集荷する「集出荷する者」を構成いただき、高知県に許可申請をしていただきます。

①の許可の申請については、「県内に住所を有する個人又は法人」、「操業区域の漁業権者の同意」、「操業区域に隣接する内水面漁協の同意」を全て満たした者となります。

②の許可の発給については、操業区域ごとの許可すべき数に応じて許可することになります。許可すべき数の上限を上回る申請があった場合には「うなぎ稚魚漁業の許可の基準」で許可を受ける者を決定していきます。基準の優先順位についてですが、更新する者が優先される内容となっております。

右四角の3のうなぎ稚魚漁業によるシラスウナギ採捕、集荷、販売をご覧ください。こちらは実際のシラスウナギのながれを示しています。漁業従事者が採捕したシラスウナギは集出荷する者が集荷し、許可を受けた者が県内外の養鰻事業者に販売します。採捕量、集荷量、販売量は全て県に報告するようになっております。また、県ではこの報告が正しく報告されているかを立ち入り検査を実施することもあり、前年度では複数件の検査を実施しております。以上が、前年度に策定したうなぎ稚魚漁業の許可の概略となっております。

次に、最後の8ページをご覧ください。

こちらはうなぎ稚魚漁業のスケジュールとなっております。令和6年6月までに昨年度の漁期の取締機関や関係者の意見をお聞ききしたうえで、許可制度の課題抽出を行い、令和6年度の許可方針の素案を作成しました。令和6年8月9日に令和6年度許可方針見直しに係る意見交換会としまして、内水面、海面、養鰻の関係者、令和5年度の許可を受けた者等との意見交換をしました。意見交換では、違法採捕と非正規流通の防止、うなぎ資源を増やす取組についてのご意見をいただきました。

次に意見交換を踏まえて許可方針の案を作成しまして、内水面漁連組合長会での説明を行いました。その会でも、違法採捕と非正規流通の防

止、うなぎ資源を増やす取組についてのご意見をいただきました。さらに、許可方針と基準の案については、令和6年8月20日から同年9月8日までの20日間に意見公募、パブリックコメントを行いました。この意見公募の結果と回答についてご説明いたします。

本日の資料2追加資料の1ページをご覧ください。

提出された意見は1名から1件で、内容は操業区域の見直しに関するものでした。ご意見についてですが、「漁業者の高齢化や他漁業の収入が減少しており、うなぎ稚魚漁業の操業区域を拡大させ、シラスウナギの漁獲量を増やすことで、漁師の収入を増やしたい」とのご意見でした。

これについて、県の回答の案としまして、「操業区域の変更にあっては、資源への影響及び漁業調整上の問題がないかなどを確認のうえ、検討することが必要となります。うなぎ稚魚漁業は昨年度に許可漁業化したものですので、漁獲量を増やしたいという理由のみで、短期間で区域を変更することは適切と言えず、今後、複数年間のうなぎ資源や漁業、取締りの状況などを踏まえて変更が必要であれば、操業区域の変更を含めて検討するべきものと考えております。

なお、今回の許可方針の変更にあたっては、漁業取締りに支障がある区域を整理するために、一部操業区域を見直しています。」

意見公募の結果と回答の案をご説明をさせていただきました。

資料2-3の8ページのスケジュールにお戻りください。意見交換会と意見公募を踏まえまして、許可方針、許可の基準、制限措置の変更案を作成しまして、本日、内水面漁場管理委員会に諮問させていただきます。

1ページにお戻りください。令和6年度の許可方針の変更についてご説明させていただきます。まずは、許可方針の主要な部分については変更しておりません。

変更していない主要な部分についてですが、採捕量の上限は県内採捕量600.3kg、国全体で21.7トンとなっており、漁業時期は1月1日から3月31日までの約90日間、操業区域は44地区、許可数の上限は115件、報告徴収は漁業法176条に基づく罰則付きの報告義務となっており、これについては変更しません。

次に、主な変更点について、下の表に示しており、左が変更内容、右がその理由となっております。

まず、①としまして、漁業従事者数の上限を2,477人から2,441人に削減します。理由は適切な管理のため前年度実績を上限としています。②としまして、前年度に許可を受けた者が更新する場合の漁業従事者数の優先的な割当てを規定します。理由は他の知事許可漁業と同様に、許可を受けた者が継続して漁業を営めるようにするためです。

①と②の詳細についてですが、4ページをご覧ください。

①の漁業従事者数の上限については、従事者が多く、より一層の適正な操業、漁業管理を行っていく必要があります。前年度の漁業従事者数の実績を上限とするようにしております。右の表の枠囲みした奈半利、深浦、片島の操業区域の漁業従事者数が減っています。

下の②の漁業従事者の割当てについては、前年に許可を受けた者が改めて申請する場合には、前年の漁業従事者数を上限とし、漁業従事者数を優先して割り当てます。具体的には、下の左枠囲みに示すように、従事者の上限12人の区域について、申請者AとBがそれぞれ申請従事者数を11人と5人を申請したとき、申請者Aが前年度、従事者数12人で許可されている場合には、申請者Aに優先的に11人が割当てられ、残り1人が申請Bに割り当てられます。

1ページにお戻りください。

③としまして、漁業従事者証を廃止し、標識の腕章又は旗のみの運用に変更します。漁業従事者証は水濡れ等により破損しやすいため廃止し、標識のみの運用とします。

③の詳細についてですが、5ページをご覧ください。

県が発行していた漁業従事者証を廃止し、操業時は許可を受けた者が発行する標識のみを着用するものとします。右の図のように令和5年度までは、従事者証と標識の両方を必ず携帯し、シラスウナギを採捕する規定でしたが、令和6年度は標識のみ携帯して採捕するものとします。これは漁業従事者証を廃止しても、標識の着用のみで漁業従事者であることが識別可能であるためです。また、漁業従事者証の携帯規定の廃止について多くの従事者から意見があり、それに対応するものになります。ただし、左下の変更理由の2にありますように、標識が漁業従事者を唯一識別するためのものであることから、偽造による違法採捕が横行する可能性があるため、標識の複写、貸与、譲渡を禁止します。

さらに、標識の偽造防止と標識で漁業従事者の本人確認ができるように、右下の図に示すように、標識には「うなぎ稚魚漁業許可」、「許可を受けた者の氏名」、「年度」、「漁業時期」、「操業区域」、「漁業従事者の氏名」、「漁業従事者番号」を記載し、「漁業従事者の写真」を付けることを規定します。標識については実物を県漁業管理課に1部提出していただきます。

また、船舶を使用する場合には標識を旗にすることとし、これは取締機関が船舶で採捕する漁業従事者を速やかに確認できるようにするために変更するものです。

1ページにお戻りください。

④としまして、漁業従事者が操業区域や条件を確認するための書類を

新たに追加します。これは漁業従事者証を廃止するためです。⑤としましては、御豊瀬地区の操業区域を一部変更します。これは、漁業取締りを円滑に行うためです。

④と⑤の詳細についてですが、6ページをご覧ください。

④についてですが、漁業従事者証の廃止に伴い、確認書を新たに追加します。確認書には漁業従事者がシラスウナギの採捕ができる、使用船舶、操業区域、漁業時期、条件などが記載されており、漁業従事者がそれを確認するための書類となっております。これらの内容については、漁業従事者証に全て記載していましたが、従事者証が廃止となるため、これらを確認するための書類、確認書を新たに追加することとしています。確認書については携帯の必要はありません。

次に⑤としまして、御豊瀬地区を浦戸1地区と同じ地区に変更します。

これについては、右下の図に示すように、浦戸湾の外海が区域として、浦戸1地区では認められており、御豊瀬地区で認められていません。それ以外の区域は浦戸1地区と御豊瀬地区は同一となっております。そのため、この外海の区域は、操業できる者とできない者が周辺区域で混在しており、取締り上、支障をきたしていました。これについて対応するため、御豊瀬地区を浦戸1地区と同一区域に変更することとしています。

1ページにお戻りください。

⑥としまして、前年度に許可を受けていた者を優先して許可をすることとしています。採捕報告を正しく行わなかった場合には翌年度の許可申請を新規扱いとすることを規定します。これは、採捕報告の履行を徹底するためです。

⑥の詳細についてですが、7ページをご覧ください。

内容についてですが、許可を受けようとする者、申請者が告示数の上限を超えて申請した場合、許可の基準により、申請者を優先順位付けし、許可を受ける者を決定します。その許可の基準についてですが、前年に許可を受けた者が改めて申請したとき、つまり更新する者は、他の申請者に優先して許可を行うことが規定されております。また、更新する者以外の申請者、新規申請者は別に定めた要件で優先順位付けし、決まらなければくじ引きとなっております。

許可の基準について、前年に漁業法176条第1項の規定に基づく報告、採捕量等の報告を正しく行わなかった場合には、更新者であっても新規申請者と同一の扱いとすることを規定します。採捕量等の報告を正しく行わなかった者が、更新する者として優先的に許可を受けることは、適切でないため、新規申請者と同一の扱いとすることとします。

1ページにお戻りください。

⑦としまして、3年間の漁獲実績がない許可区域は廃止します。これ

は適正な漁業管理を行うためです。

⑧としまして、漁業従事者及び集出荷する者の欠格事項を追加します。欠格事項については現在、違法採捕した場合のみとなっておりますが、それに追加を行います。漁業監督吏員及び漁業法第 176 条の検査の拒否等をした場合、届出されていない操業区域又は契約していない許可者の漁業従事者からの集荷をした場合を欠格事項として追加します。これらについては、違法採捕、非正規流通を抑制するために、変更するものとなります。以上が、前年度からの主な変更点となります。

次に第 3 号議案のうなぎ稚魚漁業の制限措置について、ご説明しますので、資料 3 をお手元にご準備ください。

表紙をめくった 1 ページの諮問文を朗読させていただきます。

6 高漁管第 492 号 高知県内水面漁場管理委員会様 高知県漁業調整規則第 4 条第 1 項第 2 号に掲げるうなぎ稚魚漁業の制限措置を変更したいので、同規則第 11 条第 3 項の規定により諮問します。令和 6 年 9 月 9 日。高知県知事 濱田省司。

2 ページをご覧ください。2 から 3 ページまでが制限措置の変更の告示案となっております。

4 から 7 ページが新旧対照表となっております、4 ページをご覧ください。左が新、右が旧となっております、変更点は下線を引いております。

制限措置の内容は、うなぎ稚魚漁業の許可方針の第 5 条に掲げる漁業種類、操業区域、漁業時期、推進機関の馬力数、操業区域ごとの許可すべき漁業者の数、漁業を営む者の資格となっております。これらの内容は許可方針と同一のもので、許可方針に変更があった場合に、制限措置の内容も同様に變更いたします。制限措置の變更内容については、さきほど許可方針の變更でご説明したとおりですので、ご説明を省略させていただきます。

4 ページの左下の許可を申請すべき期間について、ご覧ください。制限措置に許可申請期間も入れて告示しますので、許可申請期間を令和 6 年 10 月 7 日から同年 11 月 7 日とします。

以上、制限措置についてのご説明をさせていただきました。

次に第 4 号議案のうなぎ稚魚漁業の許可の基準について、ご説明しますので、資料 4 をお手元にご準備ください。

表紙をめくった 1 ページの諮問文を朗読させていただきます。

6 高漁管第 492 号 高知県内水面漁場管理委員会様 高知県漁業調整規則第 11 条第 5 項の規定により、うなぎ稚魚漁業の許可の基準を変更したいので、諮問します。令和 6 年 9 月 9 日。高知県知事 濱田省司。

2 ページをご覧ください。

2 から 4 ページまでが許可の基準の變更案となっております。5 ペー

ジから7ページが新旧対照表となっております。6ページをご覧ください。

左が新で、右が旧となっております。許可の基準は許可をすべき漁業者の数を超える申請があった場合に、この基準により、申請者を順位付けして、許可をする者を決めます。この許可の基準の内容については、さきほどの許可方針の変更についてで説明をさせていただきました。第5条の優先順位について、下線部を見てください。前年に当該漁業の許可を受けていた者が改めて申請したときは、他の申請者に優先して許可を行うことが規定されていますが、この部分に漁業法第176条第1項の規定に基づくうなぎ稚魚漁業の報告を正しく行わなかった者を除くことを規定します。詳細については、先ほどご説明しましたので、ご説明を省略いたします。

最後に、今後のスケジュールの案についてご説明します。資料2-3の8ページ、最後のページをご覧ください。

中ほどをご覧ください。9月19日に内水面漁場管理委員会、9月20日に海区調整委員委員会に許可方針、許可基準、制限措置の変更案を諮問し、答申をいただきましたら、許可方針、許可の基準を変更し、制限措置の変更と申請期間を告示します。先ほどご説明しましたが、申請期間は10月7日から11月7日の間を予定しており、10月8日には「うなぎ稚魚漁業の許可申請の手続きに係る説明会」を開催する予定です。審査期間は11月8日から12月1日頃で、12月2日頃には許可を受ける者を決定します。そして、令和7年1月1日から令和6年度の漁が開始となる予定です。

最後に、これらについては本日、ご答申をいただきましたら、制限措置については県公報に登載する手続きを進めます。それに際し内容の変更を伴わないような文言や表現方法の修正が行われる場合は、事務局に一任していただきますよう、お願いいたします。

追加資料をご覧ください。2ページを見てください。

水産庁からの技術的助言である「令和7年漁期におけるうなぎの持続的利用のための資源管理の推進について」を参考資料として2~10ページにつけております。

3ページを見てください。(1)の流通適正化について、ということで、特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律、水産流通適正化法に令和7年12月1日から「うなぎ稚魚 全長13センチメートル以下のうなぎ」が適用されること以外、水産庁の技術的助言に特段の変更はございませんでした。

以上で第2号議案、第3号議案、第4号議案についてのご説明を終わります。

林田会長

ただ今、事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

林田会長

ご意見がないようでしたら、第2号議案「うなぎ稚魚漁業の許可方針の変更について」、第3号議案「うなぎ稚魚漁業の制限措置の変更について」、第4号議案「うなぎ稚魚漁業の許可の基準の変更について」は、原案どおり承認してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

林田会長

ご異議ないようですので、第2号議案、第3号議案、第4号議案は、原案が適当であると、答申いたします。

それでは、これもちまして第21回高知県内水面漁場管理委員会を閉会といたします。

委員の皆様、どうもありがとうございました。

本書は、第21期第21回高知県内水面漁場管理委員会の議事録に相違ありません。

議 長 林田千秋\_\_\_\_\_

議事録署名委員 筒井一水\_\_\_\_\_

議事録署名委員 堀澤 栄\_\_\_\_\_

資料 1

第 2 1 期第 2 1 回高知県内水面漁場管理委員会

第 1 号議案

第五種共同漁業権の変更の免許について

6 高漁管第 494 号

高知県内水面漁場管理委員会 様

内水面における第五種共同漁業権の変更について、令和 6 年 6 月 28 日付け高知県告示 436 号に基づく申請がありましたので、漁業法第 76 条第 3 項で準用する同法第 70 条の規定により諮問します。

令和 6 年 9 月 9 日

高知県知事 濱田 省司

## 第五種共同漁業権の変更についての概要

### 1 高知県漁業調整規則の改正

- ・ 令和6年1月16日に高知県漁業調整規則を改正し、施行  
改正内容：あゆの採捕禁止期間の終期を県内全ての河川で5月15日（午前5時）に変更

### 2 内水面漁場計画の変更

- ・ 漁業調整規則の改正に伴い、第五種共同漁業権に係る内水面漁場計画のうち、あゆの漁業時期の始期が6月1日又は7月1日となっているものについて、始期を5月15日に変更（13件）
- ・ 第五種共同漁業権の変更の免許申請期間を告示（令和6年7月5日～同年8月19日）

### 3 第五種共同漁業権の変更

- ・ 第五種共同漁業権の変更（あゆの漁業時期の始期を5月15日に変更）の免許申請を13件受付
- ・ 内水面漁場管理委員会への諮問と答申（本日）
- ・ 第五種共同漁業権の変更の免許（令和6年10月1日予定）

-----  
**告 示 ( 案 )**  
 -----

**高知県告示第 号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第76条第1項の規定により、令和5年9月1日に免許した漁業権のうち、次の1の表に掲げるものの漁業の種類及び時期の変更を令和6年 月 日に次の2のとおり免許した。

令和6年 月 日

高知県知事 濱田 省司

- 1 変更の免許に係る漁業権の免許番号、漁業権の種類及び漁業権者

漁業権の免許番号	漁業権の種類	漁業権者
内共第501号	第五種共同漁業	野根川漁業協同組合
内共第502号	第五種共同漁業	吉良川淡水漁業協同組合
内共第503号	第五種共同漁業	羽根川淡水漁業協同組合
内共第504号	第五種共同漁業	奈半利川淡水漁業協同組合
内共第505号	第五種共同漁業	魚梁瀬淡水漁業協同組合
内共第506号	第五種共同漁業	安田川漁業協同組合
内共第507号	第五種共同漁業	芸陽漁業協同組合
内共第508号	第五種共同漁業	赤野川漁業協同組合
内共第510号	第五種共同漁業	嶺北漁業協同組合
内共第511号	第五種共同漁業	いの町本川漁業協同組合
内共第512号	第五種共同漁業	鏡川漁業協同組合
内共第516号	第五種共同漁業	四万十川漁業協同組合連合会
内共第517号	第五種共同漁業	松田川漁業協同組合

- 2 変更の免許をした漁業権の漁業の種類及び時期

(1) 内共第501号

- |              |   |                 |
|--------------|---|-----------------|
| 漁業の種類        |   | 漁業の時期           |
| 第五種共同漁業      | あ | 5月15日から12月31日まで |
| ゆ漁業          |   |                 |
| (2) 内共第502号  |   |                 |
| 漁業の種類        |   | 漁業の時期           |
| 第五種共同漁業      | あ | 5月15日から12月31日まで |
| ゆ漁業          |   |                 |
| (3) 内共第503号  |   |                 |
| 漁業の種類        |   | 漁業の時期           |
| 第五種共同漁業      | あ | 5月15日から12月31日まで |
| ゆ漁業          |   |                 |
| (4) 内共第504号  |   |                 |
| 漁業の種類        |   | 漁業の時期           |
| 第五種共同漁業      | あ | 5月15日から12月31日まで |
| ゆ漁業          |   |                 |
| (5) 内共第505号  |   |                 |
| 漁業の種類        |   | 漁業の時期           |
| 第五種共同漁業      | あ | 5月15日から12月31日まで |
| ゆ漁業          |   |                 |
| (6) 内共第506号  |   |                 |
| 漁業の種類        |   | 漁業の時期           |
| 第五種共同漁業      | あ | 5月15日から12月31日まで |
| ゆ漁業          |   |                 |
| (7) 内共第507号  |   |                 |
| 漁業の種類        |   | 漁業の時期           |
| 第五種共同漁業      | あ | 5月15日から12月31日まで |
| ゆ漁業          |   |                 |
| (8) 内共第508号  |   |                 |
| 漁業の種類        |   | 漁業の時期           |
| 第五種共同漁業      | あ | 5月15日から12月31日まで |
| ゆ漁業          |   |                 |
| (9) 内共第510号  |   |                 |
| 漁業の種類        |   | 漁業の時期           |
| 第五種共同漁業      | あ | 5月15日から12月31日まで |
| ゆ漁業          |   |                 |
| (10) 内共第511号 |   |                 |
| 漁業の種類        |   | 漁業の時期           |
| 第五種共同漁業      | あ | 5月15日から12月31日まで |
| ゆ漁業          |   |                 |
| (11) 内共第512号 |   |                 |
| 漁業の種類        |   | 漁業の時期           |
| 第五種共同漁業      | あ | 5月15日から12月31日まで |
| ゆ漁業          |   |                 |
| (12) 内共第516号 |   |                 |
| 漁業の種類        |   | 漁業の時期           |

第五種共同漁業 あ 5月15日から翌年1月31日まで  
ゆ漁業

(13) 内共第517号

漁業の種類 漁業の時期

第五種共同漁業 あ 5月15日から12月31日まで  
ゆ漁業

3 変更の免許に係る漁業権の存続期間

令和6年10月1日から令和15年8月31日まで

告 示

○漁業権の一部変更の免許 (漁業管理課)

第五種共同漁業権の変更申請一覧

免許番号	漁場の位置	申請者	代表者	総会の特別議決	理事の資格を証する書類	定款※	組合員数を証する書類 (正組合員数)	漁業法第72条第2項第2号の要件を満たしていることを証する書類 (組合員/関係地区の世帯数が2/3以上)
内共第501号	野根川	野根川漁業協同組合	御処野 誠	○	○	○	72	○
内共第502号	西の川	吉良川淡水漁業協同組合	田原 達彦	○	○	○	96	○
内共第503号	羽根川	羽根川淡水漁業協同組合	高崎 定直	○	○	○	41	○
内共第504号	奈半利川	奈半利川淡水漁業協同組合	林田 千秋	○	○	○	389	○
内共第505号	奈半利川 (上流)	魚梁瀬淡水漁業協同組合	門田 弘男	○	○	○	35	○
内共第506号	安田川	安田川漁業協同組合	公文 隆二	○	○	○	181	○
内共第507号	伊尾木川 安芸川	芸陽漁業協同組合	門田 寛三	○	○	○	165	○
内共第508号	赤野川	赤野川漁業協同組合	野町 章	○	○	○	149	○
内共第510号	吉野川	嶺北漁業協同組合	細川 世津男	○	○	○	335	○
内共第511号	吉野川 (上流)	いの町本川漁業協同組合	和田 守	○	○	○	47	○
内共第512号	鏡川	鏡川漁業協同組合	高橋 徹	○	○	○	236	○
内共第516号	四万十川	四万十川漁業協同組合連合会	金谷 光人	○	○	○	945	○
内共第517号	松田川	松田川漁業協同組合	寺田 洋一	○	○	○	77	○

※令和6年9月1日免許切換え時から変更がない場合には省略

## 漁業権変更に関する漁業法の規定

(海区漁業調整委員会への諮問)

第七十条 前条第一項の申請があつたときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会(内水面漁場管理委員会)の意見を聴かなければならない。

(免許をしない場合)

第七十一条 次の各号のいずれかに該当する場合は、都道府県知事は、漁業の免許をしてはならない。

- 一 申請者が次条に規定する適格性を有する者でないとき。
- 二 海区漁場計画又は内水面漁場計画の内容と異なる申請があつたとき。
- 三 その申請に係る漁業と同種の漁業を内容とする漁業権の不当な集中に至るおそれがあるとき。
- 四 免許を受けようとする漁場の敷地が他人の所有に属する場合又は水面が他人の占有に係る場合において、その所有者又は占有者の同意がないとき。

(免許についての適格性) ※内水面関係の部分のみ抜粋

第七十二条

- 2 団体漁業権の内容たる漁業の免許について適格性を有する者は、当該団体漁業権の関係地区の全部又は一部をその地区内に含む漁業協同組合又は漁業協同組合連合会であつて、次の各号に掲げる団体漁業権の種類に応じ、当該各号に定めるものとする。
  - 二 (団体漁業権 共同漁業(内水面)) その組合員のうち関係地区内に住所を有し1年に30日以上当該河川において水産動植物の採捕又は養殖する者の属する世帯の数が、関係地区内に住所を有し1年に30日以上当該河川において水産動植物の採捕又は養殖する者の属する世帯の数の3分の2以上であるもの。

(漁業権の分割又は変更)

第七十六条 漁業権を分割し、又は変更しようとする者は、都道府県知事に申請して、その免許を受けなければならない。

- 2 都道府県知事は、海区漁場計画又は内水面漁場計画に適合するものでなければ、前項の免許をしてはならない。
- 3 第一項の場合においては、第七十条及び第七十一条の規定を準用する。

※団体漁業権：漁業協同組合又は漁業協同組合連合会が免許を受けて、その組合員が行使する漁業権

漁場計画

告示 予定番号	漁場の 位置	漁業の種類	漁業の時期	漁場の区域	関係地区	条件
内共 第501号	野根川	あゆ漁業	5/15~12/31	基点甲 安芸郡東洋町野根字浦渡丙1, 619番地先野根海岸防潮堤南西端漁場基点 基点乙 安芸郡東洋町野根字番家谷甲1, 237番地先野根漁港新防潮堤北端漁場基点 甲と乙を結ぶ直線から上流の高知県と徳島県との県境までの野根川本・支流	安芸郡東洋町のうち野根	火光その他の照明を利用する網(網口の周囲が1メートル以下のすくい網を除く。以下同じ。)、まき網、地びき網、張網、瀬張網、建網、まき刺網、上り落しうえ、う飼漁法及びしめなわ漁法による採捕は、行うことができない。
		うなぎ漁業	4/1~9/30			
		あまご漁業	3/1~9/30			
		もくずがに漁業	8/1~11/30			
内共 第502号	西の川	あゆ漁業	5/15~12/31	室戸市吉良川町国道吉良川大橋から上流の西の川本・支流	室戸市のうち吉良川町	火光その他の照明を利用する網、まき網、地びき網、張網、瀬張網、建網、まき刺網、上り落しうえ、う飼漁法及びしめなわ漁法による採捕は、行うことができない。
		うなぎ漁業	4/1~9/30			
		あまご漁業	3/1~9/30			
		もくずがに漁業	8/1~11/30			
内共 第503号	羽根川	あゆ漁業	5/15~12/31	室戸市羽根町国道羽根川橋から上流の羽根川本・支流	室戸市のうち羽根町	火光その他の照明を利用する網、まき網、地びき網、張網、瀬張網、建網、まき刺網、上り落しうえ、う飼漁法及びしめなわ漁法による採捕は、行うことができない。
		うなぎ漁業	4/1~9/30			
		あまご漁業	3/1~9/30			
内共 第504号	奈半利川	あゆ漁業	5/15~12/31	基点甲 安芸郡奈半利町奈半利川河口左岸防潮堤南西端漁場基点 基点乙 安芸郡田野町奈半利川河口右岸導流堤漁場基点 甲と乙を結ぶ直線から上流の安芸郡北川村久木魚梁瀬発電用えん堤までの奈半利川本・支流	安芸郡奈半利町 安芸郡田野町 安芸郡北川村	火光その他の照明を利用する網、まき網、地びき網、張網、瀬張網、建網、まき刺網、上り落しうえ、う飼漁法及びしめなわ漁法による採捕は、行うことができない。ただし、あゆ漁業にあっては、う飼漁法による採捕は3件以内、火光その他の照明を利用する網による採捕は24件以内、建網による採捕は38件以内、瀬張網による採捕は4件以内の範囲で行うことができる。
		うなぎ漁業	4/1~9/30			
		あまご漁業	1/1~12/31			
		もくずがに漁業	8/1~11/30			
内共 第505号	奈半利川 (上流)	あゆ漁業	5/15~12/31	安芸郡北川村久木魚梁瀬発電用えん堤から上流の奈半利川本・支流	安芸郡馬路村のうち魚梁瀬	火光その他の照明を利用する網、まき網、地びき網、張網、瀬張網、建網、まき刺網、上り落しうえ、う飼漁法及びしめなわ漁法による採捕は、行うことができない。
		うなぎ漁業	4/1~9/30			
		あまご漁業	3/1~9/30			
内共 第506号	安田川	あゆ漁業	5/15~12/31	安芸郡安田町国道安田川大橋から上流の安田川本・支流	安芸郡安田町 安芸郡馬路村(魚梁瀬を除く。)	火光その他の照明を利用する網、まき網、地びき網、張網、瀬張網、建網、まき刺網、上り落しうえ、う飼漁法及びしめなわ漁法による採捕は、行うことができない。ただし、あゆ漁業にあっては、う飼漁法による採捕は2件以内、火光その他の照明を利用する網による採捕は5件以内、瀬張網による採捕は3件以内の範囲で行うことができる。
		うなぎ漁業	4/1~9/30			
		あまご漁業	3/1~9/30			
		もくずがに漁業	8/1~11/30			
内共 第507号	伊尾木川 安芸川	あゆ漁業	5/15~12/31	基点甲 安芸市伊尾木伊尾木川河口左岸導流堤漁場基点 基点乙 安芸市東浜安芸川河口右岸導流堤漁場基点 ア 甲から磁針方位200度の線と最大高潮時の海岸線との交点 イ 伊尾木川河口左岸と最大高潮時の海岸線との接点 ウ 伊尾木川河口右岸と最大高潮時の海岸線との接点 エ 安芸川河口左岸と最大高潮時の海岸線との接点 オ 安芸川河口右岸と最大高潮時の海岸線との接点 カ 乙から磁針方位200度の線と最大高潮時の海岸線との交点 甲ア、アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカ乙を結ぶ7直線から上流の伊尾木川及び安芸川本・支流	安芸市(赤野を除く。)	火光その他の照明を利用する網、まき網、地びき網、張網、瀬張網、建網、まき刺網、上り落しうえ、う飼漁法及びしめなわ漁法による採捕は、行うことができない。
		うなぎ漁業	4/1~9/30			
		こい漁業	1/1~12/31			
		あまご漁業	3/1~9/30			
		もくずがに漁業	8/1~11/30			

第五種共同漁業

告示 予定番号	漁場の 位置	漁業の種類	漁業の時期	漁場の区域	関係地区	条件
内共 第508号	赤野川	あゆ漁業	5/15~12/31	基点甲 安芸市赤野赤野川河口左岸赤岩漁場基点 ア 甲から磁針方位288度25分の線と右岸との交点 甲とアとを結ぶ直線から上流の赤野川本・支流	安芸市のうち赤野 香南市のうち夜須 町羽尾 安芸郡芸西村	火光その他の照明を利用する網、まき網、地びき網、張網、 瀬張網、建網、まき刺網、上り落しうえ、う飼漁法及びしめ なわ漁法による採捕は、行うことができない。
		うなぎ漁業	4/1~9/30			
		こい漁業	1/1~12/31			
		あまご漁業	3/1~9/30			
		もくずがに漁業	8/1~11/30			
内共 第510号	吉野川	あゆ漁業	5/15~12/31	吉野川中高知県と徳島県との県境から上流の吾川郡いの町高敷発 電用えん堤までの本・支流	南国市のうち黒滝、 桑ノ川、大改野及び 中ノ川 香美市のうち土佐山 田町（繁藤、西又、 北流本、榎谷及び上 穴内に限る。）、長 岡郡本山町、長岡郡 大基町、土佐郡土佐 町、土佐郡大川村、 吾川郡いの町のうち 高敷	火光その他の照明を利用する網、まき網、地びき網、張網、 瀬張網、建網、まき刺網、上り落しうえ、う飼漁法及びしめ なわ漁法による採捕は、行うことができない。ただし、あゆ 漁業にあっては、火光その他の照明を利用する網による採捕 は40件以内、建網による採捕は65件以内、瀬張網による採捕 は23件以内の範囲で行うことができる。
		うなぎ漁業	4/1~9/30			
		こい漁業	1/1~12/31			
		あまご漁業	1/1~12/31			
		もくずがに漁業	8/1~11/30			
内共 第511号	吉野川 (上流)	あゆ漁業	5/15~12/31	吾川郡いの町のう ち足谷、越裏門、 大森、葛原、桑 瀬、高敷、寺川、 戸中、長沢、中野 川及び磁ノ山	火光その他の照明を利用する網、まき網、地びき網、張網、 瀬張網、建網、まき刺網、上り落しうえ、う飼漁法及びしめ なわ漁法による採捕は、行うことができない。ただし、あゆ 漁業及びあまご漁業にあっては、建網による採捕は、1件以 内の範囲で行うことができる。	
		こい漁業	1/1~12/31			
		あまご漁業	1/1~12/31			
内共 第512号	鏡川	あゆ漁業	5/15~12/31	高知市九反田雑喉場橋から上流の鏡川本・支流	高知市（布師田、 一宮、介良、三 里、長浜及び大津 を除く。）	火光その他の照明を利用する網、まき網、地びき網、張網、 瀬張網、建網、まき刺網、上り落しうえ、う飼漁法及びしめ なわ漁法による採捕は、行うことができない。ただし、あゆ 漁業にあっては、建網による採捕は20件以内、しめなわ漁法 による採捕は20件以内の範囲で行うことができる。
		うなぎ漁業	4/1~9/30			
		あまご漁業	3/1~9/30			
		もくずがに漁業	8/1~11/30			
内共 第516号	四万十川	あゆ漁業	5/15~1/31	基点甲 四万十市初崎立岩漁場基点 基点乙 四万十市下田四万十川河口左岸国土交通省0メートル距 離標 甲と乙とを結ぶ直線から上流の高岡郡四万十町下道発電用えん 堤、高岡郡四万十町家地川発電用えん堤及び高知県と愛媛県との 県境までの四万十川本・支流	宿毛市のうち山奈 及び平田 四万十市 高岡郡四万十町	火光その他の照明を利用する網、まき網、地びき網、張網、 瀬張網、建網、まき刺網、上り落しうえ、う飼漁法及びしめ なわ漁法による採捕は、行うことができない。ただし、あゆ 漁業にあっては火光その他の照明を利用する建網による採捕 は435件以内、地びき網による採捕は6件以内、まき刺網に よる採捕は3件以内、しめなわ漁法による採捕は45件以内の 範囲で、こい漁業にあっては建網による採捕は50件以内、ま き刺網による採捕は10件以内の範囲で行うことができる。
		うなぎ漁業	4/1~9/30			
		こい漁業	1/1~12/31			
		あまご漁業	3/1~9/30			
		もくずがに漁業	8/1~11/30			
内共 第517号	松田川	あゆ漁業	5/15~12/31	基点甲 宿毛市坂ノ下松田川河口左岸下り松島漁場基点 ア 甲から磁針方位359度の線と右岸との交点 甲とアとを結ぶ直線から上流の高知県と愛媛県との県境までの松 田川本・支流	宿毛市のうち宿 毛、新田、坂ノ 下、和田、二ノ 宮、中角、小川、 山北及び橋上町	火光その他の照明を利用する網、まき網、地びき網、張網、 瀬張網、建網、まき刺網、上り落しうえ、う飼漁法及びしめ なわ漁法による採捕は、行うことができない。ただし、あゆ 漁業にあっては火光その他の照明を利用する建網による採捕 は42件以内の範囲で、こい漁業にあっては建網による採捕は 3件以内の範囲で行うことができる。
		うなぎ漁業	4/1~9/30			
		こい漁業	1/1~12/31			
		あまご漁業	3/1~9/30			
		もくずがに漁業	8/1~11/30			

第 2 1 期第 2 1 回高知県内水面漁場管理委員会

第 2 号議案

うなぎ稚魚漁業の許可方針の変更について

6高漁管第492号  
令和6年9月9日

高知県内水面漁場管理委員会  
会長 林田 千秋 様

高知県知事 濱田 省司

うなぎ稚魚漁業の許可方針について

高知県漁業調整規則(令和2年高知県規則第73号)第4条第1項第2号に掲げるうなぎ稚魚漁業の許可方針を変更したいので、貴会の意見を伺います。

## うなぎ稚魚漁業の許可方針

## (趣旨)

第1条 高知県漁業調整規則(令和2年高知県規則第73号。以下「規則」という。)第4条第1項第2号に規定する漁業の許可について必要な事項を定めるものとする。

## (適用範囲)

第2条 この方針は、規則第4条第1項第2号に規定するうなぎ稚魚漁業(全長21センチメートル以下のうなぎ(以下「うなぎ稚魚」という。))の漁獲を目的とする漁業)に適用する。

## (漁船の制限)

第3条 使用する船舶(総トン数1トン未満の無動力船を除く。)は、漁船登録における漁業種類に当該漁業を登録すること。

## (許可の有効期間)

第4条 規則第15条第1項第2号に規定する許可の有効期間は、1年とする。ただし、同条第2項の規定に基づき、期間を短縮する場合がある。

## (知事許可漁業の漁業種類、操業区域、漁業時期、漁業者の資格及び条件等)

第5条 規則第4条第1項第2号に規定するうなぎ稚魚漁業の制限措置及び条件等は、次に掲げるとおりとする。

## (1) 漁業種類

火光利用うなぎ稚魚すくい網漁業

(2) 操業区域(地区)ごとの許可すべき漁業者の数及び第11条に規定する漁業従事者の数  
別表1のとおりとする。

(3) 推進機関の馬力数

定めなし。

(4) 操業区域

地区ごとの操業区域は別表1のとおりとする。

(5) 漁業時期

1月1日から3月31日までとする。

(6) 許可の条件は、次に掲げるとおりとする。

ア 当該漁業許可の漁業従事者は漁業従事者名簿(第8条第2項の規定により提出したものをいう。)に記載された者でなければならない。

イ 漁業従事者は採捕に従事するとき、他から見やすいように標識(第8条第2項の規定により提出したものをいう。)を着用(船舶にあっては、見やすい場所に掲げること。)しなければならない。

ウ イの標識には「うなぎ稚魚漁業」と表示するとともに、許可を受けた者の氏名又は名称、許可年度、漁業時期、操業区域並びに漁業従事者の氏名及び漁業従事者番号を記載し、漁業従事者の顔写真を貼付しなければならない。

エ 漁業従事者は、イの標識を複写し、又は他人に譲渡し、若しくは貸与してはならない。

オ 漁業従事者は、午前6時半から午後5時までの間は、採捕してはならない。

カ 漁業従事者が採捕に従事するときにあつては、一人につき使用する漁具は集魚灯（うなぎ稚魚の集魚又は探索を目的とするものをいう。以下同じ。）1個及びすくい網1本とし、他の漁具を併用し、又は使用してはならない。ただし、複数の光源を容易に脱着することができないように一つに束ねた集魚灯は1個のものとしてみなすものとし、作業灯（漁場に移動するための照明を含む。）は集魚灯に含めないものとする。

キ 漁業従事者は、魚類を誘導する副漁具（垣網その他類似漁具をいう。）を使用して（第三者が設置したものを利用する場合を含む。）、うなぎ稚魚を採捕してはならない。

ク 漁業従事者が使用するすくい網の規模は、網口の周囲が3メートル以内、網の丈が1メートル以内とする。

ケ 漁業従事者は、すくい網をひいて、うなぎ稚魚を採捕してはならない（ひき網の禁止）。

コ 漁業従事者は、船舶を使用して採捕する場合、漁業従事者名簿に漁業従事者ごとに記載された使用船舶に乗船できるものとし、それ以外の者は乗船してはならない。

サ 漁業従事者は、船舶を使用せず採捕する場合、遊泳し、又は浮き輪等の水中に浮かぶ道具を使用して、水面に漂いながら、うなぎ稚魚を採捕してはならない。

シ 漁業従事者は、次条第2項及び第3項の知事が指示した日以降、うなぎ稚魚を採捕してはならない。

(7) 漁業を営む者の資格は、次に掲げる条件を満たす者であること。

ア 県内に住所を有する個人又は法人

イ 操業区域に漁業権が設定されている場合は、当該漁業権者の同意を得た者

ウ 操業区域がうなぎの第5種共同漁業権が設定されている河川と隣接する場合は、当該内水面の漁業権者の同意を得た者

(8) うなぎ稚魚漁業の採捕及び流通の適正化に資するため、許可を受けた者は、違法操業、不正規流通及び海難事故の防止を目的とする措置を講じるよう努めること。

(9) 3年間連続してうなぎ稚魚の採捕の実績がない操業区域は、廃止するものとする。

(採捕量の上限)

第6条 県内のうなぎ稚魚の採捕量（海面及び内水面含む。）の上限は、内水面漁業の振興に関する法律（平成26年法律第103号）第26条に規定するうなぎ養殖業の許可に基づく、県内の当該年11月1日時点におけるにほんうなぎ稚魚の池入割当量の合計とする。

2 県内のうなぎ稚魚の採捕量が前項の上限に達すると知事が認めて指示した日以降は、うなぎ稚魚を採捕してはならない。

- 3 全国のうなぎ養殖業の池入数量の管理のために国からのうなぎ稚魚の採捕停止の要請に基づき知事が指示した日以降は、うなぎ稚魚を採捕してはならない。

(報告の義務)

第7条 許可を受けた者は、採捕量、集荷量及び販売量の状況について、次の表の左欄に掲げる漁業時期の期間ごとに取りまとめ、同表の右欄に掲げる報告期日までに様式1により知事に報告しなければならないものとし、併せて、当該漁業に係る現場指導の状況について、漁業時期が終了した日から起算して10日以内に様式2により知事に報告しなければならない。ただし、同表の右欄に掲げる報告期日が高知県の休日を定める条例(平成元年高知県条例第2号)第1条第1項に規定する県の休日に当たるときは、その日後の直近の県の休日以外の日を報告期日とする。なお、この条の規定による報告徴収は、漁業法(昭和24年法律第267号)第176条第1項の規定に基づくものとする。

漁業時期の期間(各月ごと)	報告期日
1日から同月15日まで	同月25日
16日から同月末日まで	翌月10日

- 2 前項の規定にかかわらず知事が求めたときは、許可を受けた者は、採捕量、集荷量、販売量及び指導の状況を取りまとめ、指定された期日までに書面をもって知事に報告しなければならない。
- 3 許可を受けた者は、知事の指示する日時及び漁業時期の期間の終了後、採捕量、集荷量及び販売量の状況を取りまとめ、速やかに書面をもって知事に報告しなければならない。
- 4 許可を受けた者が第1項の規定による報告を正しく行わなかった場合は、当該報告期日の属する年度の翌年度の許可すべき漁業者の数から当該許可を受けた者であって同項の規定による報告を正しく行わなかったものの数を差し引くものとする。

(許可等の申請)

第8条 許可等の申請の種類は、次に定めるとおりとする。

(1) 新規・更新許可申請(規則第11条)

ア 新たに知事許可漁業の許可を受けようとするとき。

イ 前年に当該漁業の許可を受けていた者が改めて申請しようとするとき。

(2) 変更許可申請(規則第16条)

許可を受けた者が、規則第11条第1項各号に掲げる事項について、同項の規定により定められた制限措置と異なる内容により、知事許可漁業を営もうとするとき。

(3) 許可証の書換え交付申請(規則第27条)

許可を受けた者の許可証の記載事項に変更が生じたとき(船舶の総トン数又は推進機関の馬力数の変更に係るものにあつては、その工事が終わったとき又は機関換装の終わったとき。)

(4) 許可証の再交付申請(規則第28条)

許可を受けた者が、許可証を亡失し、又は毀損したとき。

- 2 前項各号の申請に必要な書類及び知事が必要と認める書類は、別表2のとおりとする。

- 3 知事は、別表2に定める書類のほか、許可の判断に必要があると認める書類の提出を求めることができる。

(許可の基準)

第9条 許可を受けようとする者の数が第5条第2号に規定する許可すべき漁業者の数の上限を超えた場合は、知事が別に定める「うなぎ稚魚漁業の許可の基準」により、許可を受けようとする者を順位付けし、許可を受ける者を決定するものとする。

(集出荷体制)

第10条 許可を受けようとする者は、集荷又は出荷の業務を代行させようとする者と代行契約を締結し、集出荷業務を代行させることができる。

2 許可を受けようとする者は、様式3及び様式4により集荷又は出荷の業務をしようとする者を知事に届け出るものとする。

3 集荷又は出荷の業務を代行させようとする者は、規則第10条第1項第2号から第4号までのいずれにも該当しない者であること。

4 許可を受けようとする者は、集荷又は出荷の業務を代行させようとする者が前項に該当しないこと等についての誓約書(様式9)を知事に提出しなければならない。

5 許可を受けようとする者は、許可申請の締切日から遡って1年間に集荷又は出荷の業務を代行させようとする者(当該業務に携わる者を含む。)が次の各号のいずれかに該当した場合は、当該者に集荷又は出荷の業務を代行させることができない。

(1) 漁業監督吏員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はその質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をしたこと。

(2) 漁業法第176条第1項の規定に基づく検査を拒み、妨げ、又は忌避したこと。

(3) うなぎ稚魚の集出荷体制に関する届出がされていない操業区域で集荷を行ったこと又は第1項の代行契約を締結していない許可を受けた者の漁業従事者から集荷を行ったこと。

6 前項の規定は、違反行為に対する司法処分の有無にかかわらず、適用することができるものとする。

(漁業従事者)

第11条 漁業従事者とは、うなぎ稚魚の採捕を行う者(許可を受けた者自らが採捕する場合も含む。)とし、様式6により漁業従事者の名簿を知事に届け出るものとする。

2 許可を受けようとする者は、漁業従事者と雇用契約を締結する等、許可を受けた者との関係を明確にしておくこととし、許可を受けた者は、漁業従事に係る確認書(様式10)の内容を漁業従事者に理解させるとともに、当該確認書に署名させなければならない。

3 前項の確認書の原本は許可を受けた者が、複写物は漁業従事者がそれぞれ保管しなければならない。

4 漁業従事者は、規則第10条第1項第2号から第4号までのいずれにも該当しない者であること。

5 許可を受けようとする者は、漁業従事者が前項に該当しないこと等についての誓約書(様

式9)を知事に提出しなければならない。

6 同一操業区域(地区)において許可を受けようとする者が複数いる場合は、当該複数の漁業従事者名簿に同一の漁業従事者を重複して記載することはできない。

7 許可を受けた者が適正操業又は海難事故の防止を目的とする措置(漁業従事者への適正操業の啓発、救命胴衣やウエットスーツの着用指示、GPS装置の配布等)を講じた場合、漁業従事者はそれに従わなければならない。

8 許可申請の締切日から遡って1年間に次の各号のいずれかに該当した場合には、漁業従事者になることができない。

(1) うなぎ稚魚の採捕を違法に行ったこと。

(2) 漁業監督吏員の検査を拒み、妨げ若しくは忌避し、又はその質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をしたこと。

(3) 漁業法第176条第1項の規定に基づく検査を拒み、妨げ又は忌避したこと。

9 前項の規定は、違反行為に対する司法処分の有無にかかわらず、適用することができるものとする。

(許可を受けようとする者ごとの漁業従事者数の割り当て)

第12条 同一操業区域(地区)において許可を受けようとする者が複数いる場合であって、それらの者が申請した漁業従事者数の合計が第5条第2号の漁業従事者の上限数を上回った場合は、次に掲げるところにより漁業従事者数を割り当てるものとする。

(1) 前年に当該漁業の許可を受けていた者が改めて申請したときは、その者の前年の漁業従事者数を上限に、他の申請した者より優先して漁業従事者数を割り当てること。

(2) 前号の規定により割り当てた漁業従事者数が第5条第2号の漁業従事者の上限数を下回った場合は、前年に当該漁業の許可を受けていた者と他の申請した者で下回った差数を等分するものとし、漁業従事者の上限数を等分した場合に発生した端数は切り捨てるものとする。

(3) 前号の等分した数を下回る漁業従事者数を申請した者があつた場合は、当該等分した数との差数を他の許可を受けようとする者に割り当てるものとし(他の許可を受けようとする者が複数いる場合には等分して割り当てる。)、漁業従事者の上限数を等分した場合に発生した端数は切り捨てるものとする。

附 則

この方針は、令和5年9月27日から施行する。

附 則

1 この方針は、令和6年 月 日から施行する。

2 第5条第9号、第10条第5項並びに第11条第8項第2号及び第3号の規定は、令和6年 月 日以後にした行為について適用し、同日前にした行為については、なお従前の例による。

## 別表 1

## 1. 操業区域（地区）ごとの許可すべき漁業者の数及び第11条に規定する漁業従事者の数

操業区域	地区	許可すべき 漁業者の数	漁業従事者の数
操業区域 1	野根	2	12
操業区域 2	室戸	2	2
操業区域 3	吉良川	2	5
操業区域 4	奈半利	2	90
操業区域 5	田野	3	50
操業区域 6	安田	2	41
操業区域 7	安芸	5	58
操業区域 8	赤野	2	12
操業区域 9	和食	2	7
操業区域 10	手結	2	42
操業区域 11	岸本	2	20
操業区域 12	赤岡	3	120
操業区域 13	吉川	3	94
操業区域 14	久枝	2	32
操業区域 15	香西	2	40
操業区域 16	浜改田	2	9
操業区域 17	十市	2	12
操業区域 18	御昼瀬	2	30
操業区域 19	浦戸 1	2	83
操業区域 20	浦戸 2	2	55
操業区域 21	春野町甲殿	3	71
操業区域 22	春野町仁淀川	3	15
操業区域 23	新居	2	27
操業区域 24	宇佐	3	68
操業区域 25	深浦	2	4
操業区域 26	須崎 1	2	32
操業区域 27	須崎 2	2	25
操業区域 28	須崎 3	2	51
操業区域 29	久礼	2	6
操業区域 30	佐賀	3	144
操業区域 31	上川口	4	41
操業区域 32	入野	5	31
操業区域 33	田野浦	2	18
操業区域 34	下田	5	149

操業区域 35	下ノ加江	2	16
操業区域 36	小筑紫	3	50
操業区域 37	片島	2	36
操業区域 38	松田川	2	32
操業区域 39	仁淀川	6	288
操業区域 40	四万十川	6	475
操業区域 41	高知市内水面	2	13
操業区域 42	新川川	2	20
操業区域 43	須崎市内水面	2	5
操業区域 44	福良川	2	10
計		115	2441

## 2 操業区域

### (1) 操業区域1 (野根)

#### 点の位置

基点甲 高知県と徳島県との海岸線における境界

基点乙 高知・徳島界二子島

基点丙 安芸郡東洋町野根甲所在の野根漁港防波堤西端

甲乙を結ぶ直線及び乙から真方位129度20分の線以南並びに丙から真方位172度30分の線に至る海域中甲丙間の最大高潮時の海岸線から沖合20メートルの線に至る区域、葛島及び二子島の最大高潮時の海岸線から沖合20メートルの線に至る区域、甲丙間にある河川の国道55号線の橋の下流端から下流の区域、甲浦港内の区域並びに野根漁港内の区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。

### (2) 操業区域2 (室戸)

高知県漁業協同組合が有し、同漁業協同組合が管理する第一種共同漁業権第1,010号の漁場区域のうち最大高潮時の海岸線から沖合20メートルの線までの区域、室津港内の区域、行当漁港内の区域、新村漁港内の区域及び室津川の港橋下流端から下流の区域

### (3) 操業区域3 (吉良川)

#### 点の位置

基点甲 室戸市吉良川町国道55号線東の川側道橋下流端東端

基点乙 室戸市吉良川町国道55号線東の川側道橋下流端西端

基点丙 室戸市吉良川町国道55号線吉良川大橋下流端東端

基点丁 室戸市吉良川町国道55号線吉良川大橋下流端西端

甲から真方位170度0分の線及び乙から真方位260度0分の線に区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合100メートルの線に至る区域、丙から真方位240度0分の線及び丁から真方位240度0分の線に区切られた海域中丙丁間の最大高潮時の海岸線から沖合100メートルの線に至る区域、傍士漁港内の区域並びに吉良川漁港内の区域

### (4) 操業区域4 (奈半利)

#### 点の位置

基点甲 安芸郡奈半利町奈半利港東防波堤基部

基点乙 安芸郡奈半利町奈半利川左岸防潮堤西端

甲から磁針方位207度0分の線及び乙から真方位209度0分の線に区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域並びに奈半利港内の区域

(5) 操業区域5 (田野)

点の位置

基点甲 安芸郡奈半利町奈半利川中導流堤北端

基点乙 安芸郡田野町湊濤消波ブロック基部

基点丙 安芸郡奈半利町奈半利川左岸防潮堤西端

基点丁 安芸郡田野町奈半利川右岸消波ブロック北端から4個目の消波ブロック

甲から真方位214度0分の線及び乙から真方位198度0分の線に区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、丙丁を結ぶ線以北の区域を除く。

(6) 操業区域6 (安田)

点の位置

基点甲 安芸郡安田町安田川大橋下流端東端

基点乙 安芸郡安田町安田漁港防波堤北西端

甲から真方位180度0分の線及び乙から真方位240度0分の線に区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合20メートルの線までの区域、安田漁港内の区域並びに安田川の安田川橋下流端から下流の区域

(7) 操業区域7 (安芸)

点の位置

基点甲 安芸市伊尾木大師岩共同漁業権境界基点

基点乙 安芸市伊尾木川右岸防潮堤東南端

基点丙 安芸市安芸川左岸防潮堤西南端

基点丁 安芸市赤野八流馬の手落えびす岩共同漁業権境界基点

甲から磁針方位222度0分の線及び乙から真方位172度30分の線に区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合15メートルの線に至る区域、丙から真方位172度30分の線及び丁から磁針方位186度0分の線に区切られた海域中丙丁間の最大高潮時の海岸線から沖合15メートルの線に至る区域、安芸漁港内の区域並びに安芸川の国道55号線安芸川橋下流端から下流の区域。ただし、安芸川支流江ノ川の区域を除く。

(8) 操業区域8 (赤野)

点の位置

基点甲 安芸市穴内八流千疊岩東端

基点乙 安芸市赤野赤野川右岸導流堤南端

基点丙 安芸市赤野赤野川赤岩

ア 甲から真方位82度20分の線上甲から50メートルの点

アから真方位352度20分の線及び乙から真方位180度0分の線に区切られた海域中ア乙間の最大高潮時の海岸線から沖合15メートルの線に至る区域、乙を中心とする半径50メートルの円周内の区域並びに赤野川の丙から磁針方位270度の線から下流の区域

(9) 操業区域9 (和食)

点の位置

基点甲 安芸郡芸西村和食川河口暗渠南端

甲を中心とする半径50メートルの円周内の区域

(10) 操業区域10 (手結)

点の位置

基点甲 安芸郡・香南市界納屋谷共同漁業権境界基点

基点乙 香南市夜須町・香我美町岸本界共同漁業権境界基点

甲から磁針方位180度0分の線及び乙から磁針方位202度30分の線に区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合50メートルの線に至る区域、手結漁港内の区域並びに夜須川の千切頭首工から下流の区域

(11) 操業区域11 (岸本)

点の位置

基点甲 香南市香我美町岸本川河口暗渠南端

ア 基点甲から真方位352度10分の線上基点甲から30メートルの点

アを中心とする半径80メートルの円周内の区域

(12) 操業区域12 (赤岡)

点の位置

基点甲 香南市香我美町香宗川放水路閘門中央

基点乙 香南市吉川町古川外松ヶ瀬共同漁業権境界基点

基点丙 香南市吉川町古川外松ヶ瀬旧漁場境界石柱

ア 甲から真方位90度の線上甲から100メートルの点

アから真方位172度10分の線及び乙から丙を見通した線から左に90度0分の線に区切られた海域中ア乙間の最大高潮時の海岸線から沖合50メートルの線に至る区域、赤岡漁港内の区域、香宗川本流の香宗橋下流端より下流の区域並びに同川の放水路閘門下流端から下流の区域

(13) 操業区域13 (吉川)

点の位置

基点甲 香南市吉川町古川外松ヶ瀬共同漁業権境界

基点乙 香南市吉川町古川外松ヶ瀬旧漁場境界石柱

基点丙 香南市物部川左岸堤防所在の河川海岸区域界石柱

甲から乙を見通した線から左に90度0分の線及び丙から真方位172度10分の線により区切られた海域中甲丙間の最大高潮時の海岸線から沖合300メートルの線に至る区域、吉川漁港内の区域、香宗川本流の香宗川橋下流端から下流の区域並びに香宗川支流烏川の千鳥橋下流端から下流の区域

(14) 操業区域14 (久枝)

点の位置

基点甲 南国市久枝・香南市吉川町界から東に327メートルの点

基点乙 南国市下島・久枝界共同漁業権境界基点

ア 物部川河口左岸と最大高潮時の海岸線との接点

イ 物部川河口右岸と最大高潮時の海岸線との接点

甲から磁針方位180度0分の線及び乙から磁針方位180度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合50メートルの線に至る区域。ただし、アから真方位172度10分の線及びイから真方位172度10分の線により区切られたアイ間の最大高潮時の海岸線から沖合50メートルの線に至る区域を除く。

(15) 操業区域15 (香西)

高知県漁業協同組合が有し、同漁業協同組合が管理する第一種共同漁業権第1,031号の漁場区域のうち最大高潮時の海岸線から沖合50メートルの線に至る区域及び物部川後川放水路の後川防潮堤樋門下流端から下流の区域

(16) 操業区域16 (浜改田)

点の位置

基点甲 南国市前浜・浜改田界共同漁業権境界基点

基点乙 南国市浜改田・十市界共同漁業権境界基点

甲から磁針方位180度0分の線及び乙から磁針方位180度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合100メートルの線に至る区域

(17) 操業区域17 (十市)

十市漁業協同組合が有し、同漁業協同組合が管理する第三種共同漁業権第3,014号の漁場区域のうち最大高潮時の海岸線から沖合50メートルの線に至る区域

(18) 操業区域18 (御豊瀬)

点の位置

基点甲 高知市仁井田井流17番地共同漁業権境界基点

基点乙 高知市長浜・春野町界名村崎共同漁業権境界基点

基点丙 高知市えびす簀

次に掲げる区域

ア 甲から磁針方位167度線の線及び乙から磁針方位170度線の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合300メートルの線に至る区域。ただし、丙から真方位334度34分の対岸を結ぶ直線より湾奥部を除く。

イ 丙から真方位334度34分の対岸を結ぶ直線及び高知市横浜灘草の鼻南端から高知市仁井田新ヶ鼻「埋立地北端」を結ぶ直線で区切られた海域。ただし、港則法（昭和23年法律第174号）第11条に規定する航路（以下「航路」という。）を除く。

ウ 新川川の高知市梶ヶ浦渡船場から右岸導流堤基部を見通した線から上流の区域。ただし、高知市春野町の区域を除く。

エ 国分川本流の高知市旧青柳橋から上流の高知市の区域

オ 国分川支流久万川の同川と国分川本流との合流点から上流の区域

カ 国分川支流舟入川の高知市の区域

キ 下田川の高知市旧五台山橋から上流の高知市の区域

ク 十津川の県道種崎線の高知市弥生橋から上流の高知市の区域

ケ 竹島川の高知市孕橋から上流の区域

コ 高知市港橋（棧橋通五丁目）から上流の河川の区域

(19) 操業区域19 (浦戸1)

点の位置

- 基点甲 高知市仁井田井流17番地共同漁業権境界基点
- 基点乙 高知市長浜・春野町界名村崎共同漁業権境界基点
- 基点丙 高知市えびす箸

次に掲げる区域

- ア 甲から磁針方位167度線の線及び乙から磁針方位170度線の線により区切られた海域中  
甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合300メートルの線に至る区域。ただし、丙から真方位334度34分の対岸を結ぶ直線より湾奥部を除く。
- イ 丙から真方位334度34分の対岸を結ぶ直線及び高知市横浜灘草の鼻南端から高知市仁井田新ヶ鼻「埋立地北端」を結ぶ直線で区切られた海域。ただし、港則法（昭和23年法律第174号）第11条に規定する航路（以下「航路」という。）を除く。
- ウ 新川川の高知市梶ヶ浦渡船場から右岸導流提基部を見通した線から上流の区域。ただし、高知市春野町の区域を除く。
- エ 国分川本流の高知市旧青柳橋から上流の高知市の区域
- オ 国分川支流久万川の同川と国分川本流との合流点から上流の区域
- カ 国分川支流舟入川の高知市の区域
- キ 下田川の高知市旧五台山橋から上流の高知市の区域
- ク 十津川の県道種崎線の高知市弥生橋から上流の高知市の区域
- ケ 竹島川の高知市孕橋から上流の区域
- コ 高知市港橋（栈橋通五丁目）から上流の河川の区域

(20) 操業区域20 (浦戸2)

点の位置

- 基点甲 高知市仁井田井流17番地共同漁業権境界基点
- 基点乙 高知市長浜・春野町界名村崎共同漁業権境界基点
- 基点丙 高知市えびす箸

次に掲げる区域

- ア 甲から磁針方位167度線の線及び乙から磁針方位170度線の線により区切られた海域中  
甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合300メートルの線に至る区域。ただし、丙から真方位334度34分の対岸を結ぶ直線より湾奥部を除く。
- イ 丙から真方位334度34分の対岸を結ぶ直線より以北の海域。ただし、高知市新五台山橋南端から高知市仁井田字昌浦谷3636高知石油株式会社油槽所南端までの距岸5メートル以内の区域、航路、高知市雑候場橋から上流の鏡川の区域及び高知市大鋸屋橋から上流の堀川の区域を除く。
- ウ 新川川の高知市梶ヶ浦渡船場から右岸導流提基部を見通した線から上流の区域。ただし、高知市春野町の区域を除く。
- エ 国分川本流の高知市旧青柳橋から上流の高知市の区域
- オ 国分川支流久万川の同川と国分川本流との合流点から上流の区域
- カ 国分川支流舟入川の高知市の区域

- キ 下田川の高知市旧五台山橋から上流の高知市の区域
- ク 十津川の県道種崎線の高知市弥生橋から上流の高知市の区域
- ケ 竹島川の高知市孕橋から上流の区域
- コ 高知市港橋（棧橋通五丁目）から上流の河川の区域

(21) 操業区域21（春野町甲殿）

点の位置

- 基点甲 高知市長浜・高知市春野町東諸木境界
- 基点乙 高知市春野町甲殿の文庫鼻先端
- 基点丙 高知市春野町甲殿のえぼし岩

甲から真方位162度20分の線及び乙から真方位162度20分に区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から100メートルの線に至る区域並びに甲殿川の丙から真方位130度0分の線から下流の区域

(22) 操業区域22（春野町仁淀川）

点の位置

- 基点甲 仁淀川左岸導流堤北端
- 基点乙 国土交通省の仁淀川・新居の境界基点（新居海岸基準点1）
- 基点丙 波介川樋門右岸翼壁突端

ア 乙から真方位249度8分の線上乙から267メートルの新居海岸基準点2

甲から真方位124度0分及びアから真方位172度30分の線により区切られた海域中甲ア間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域並びに仁淀川の丙から真方位82度30分の線から下流の区域

(23) 操業区域23（新居）

操業区域22と同じ。

(24) 操業区域24（宇佐）

点の位置

- 基点甲 土佐市新居県道23号線と282号線交差点南の信号機
- 基点乙 土佐市宇佐町白の鼻
- 基点丙 須崎市浦ノ内・土佐市宇佐町界かやぐろの鼻境界基点
- 基点丁 須崎市浦ノ内中崎共同漁業権境界基点

甲乙を結ぶ直線及び丙丁を結ぶ直線で区切られた区域

(25) 操業区域25（深浦）

高知県漁業協同組合が有し、同漁業協同組合が管理する第一種共同漁業権第1,041号の漁場区域のうち最大高潮時の海岸線から沖合20メートルの線に至る区域

(26) 操業区域26（須崎1）

点の位置

- 基点甲 須崎市神木の鼻西南端
- 基点乙 須崎市山崎鼻共同漁業権境界基点
- 基点丙 須崎市山崎鼻灯台
- 基点丁 須崎市角谷岬突端基点

基点戊 須崎市安和小島突端

基点己 須崎市西町一丁目2番1号鐘撞き堂(旧国旗掲揚塔)

ア 丙から真方位274度10分の線上丙から1,118メートルの点

イ 丙から真方位271度30分の線上丙から1,060メートルの点

ウ 丙から真方位278度40分の線上丙から657メートルの点

エ 丙から真方位241度30分の線上丙から514メートルの点

次に掲げる区域。ただし、区画漁業権の区域を除く。

ア 甲乙を結ぶ直線から以東の海域

イ 乙丁を結ぶ直線から以北の海域。ただし、アイ、イウ、ウエ及びエ丁を結ぶ4直線とア丁間の最大高潮時の海岸線により囲まれた区域を除く。

ウ 丁戊を結ぶ直線から以西の海域

エ 新荘川の須崎市下分新荘川橋梁(旧国鉄鉄橋)下流端から、己から磁針方位212度0分の線までに至る区域

オ 須崎市新荘漁港内の区域

(27) 操業区域27(須崎2)

操業区域26と同じ。

(28) 操業区域28(須崎3)

操業区域26と同じ。

(29) 操業区域29(久礼)

点の位置

基点甲 高岡郡中土佐町鎌田港東消波ブロック南端

基点乙 高岡郡中土佐町鎌田港北防波堤南端

基点丙 久礼漁港東防波堤南端

基点丁 久礼新港防波堤北東端

甲乙を結ぶ直線及び甲乙間の最大高潮時の海岸線により囲まれた区域、丙丁を結ぶ直線及び丙丁間の最大高潮時の海岸線により囲まれた区域、久礼川の久礼橋下流端から下流の区域並びに元川の湊橋下流端から下流の区域

(30) 操業区域30(佐賀)

高知県漁業協同組合が有し、同漁業協同組合が管理する第一種共同漁業権第1,053号の漁場区域及び伊与木川の佐賀橋(河口第二橋)下流端から河口までの区域

(31) 操業区域31(上川口)

高知県漁業協同組合が有し、同漁業協同組合が管理する第一種共同漁業権第1,055号及び第1,056号の区域並びにこれらの区域に流入する河川の国道56号線の橋の下流端から河口までの区域

(32) 操業区域32(入野)

点の位置

基点甲 幡多郡黒潮町浮鞭の湊川橋下流側南端

基点乙 幡多郡黒潮町入野・田野浦界(カキセ川)共同漁業権境界基点

次に掲げる区域

ア 甲から真方位132度30分の線及び乙から磁針方位110度0分の線により区切られた最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の区域を除く。

イ 入野漁港内の区域

ウ 幡多郡黒潮町湊川及び加持川の国道56号線の橋の下流端から河口までの区域

エ 幡多郡黒潮町蛸瀬川の河口第一橋の下流端から河口までの区域

(33) 操業区域33 (田野浦)

高知県漁業協同組合が有し、同漁業協同組合が管理する第一種共同漁業権第1,058号の漁場区域

(34) 操業区域34 (下田)

下田漁業協同組合が有し、同漁業協同組合が管理する第一種共同漁業権のうち共第1,059号の漁場区域

(35) 操業区域35 (下ノ加江)

高知県漁業協同組合が有し、同漁業協同組合が管理する第一種共同漁業権第1,062号の区域

(36) 操業区域36 (小筑紫)

すくも湾漁業協同組合が有し、同漁業協同組合が管理する第一種共同漁業権第1,090号の区域

(37) 操業区域37 (片島)

すくも湾漁業協同組合が有し同漁業協同組合が管理する第一種共同漁業権第1,091号の区域及び片島港内の区域。ただし、次に掲げる区域を除く。

ア 宿毛市片島新港岸壁突端から宿毛市片島波打鼻を見通した直線及び最大高潮時の海岸線により囲まれた区域

イ 波打鼻から旧宿毛市漁業協同組合西端の物揚場西側取付の点を見通した直線及び最大高潮時の海岸線により囲まれた区域

ウ 宿毛排水機場の全面幅20メートル、最大高潮時の海岸線から沖合30メートルに至る区域

エ 松田川の宿毛市坂ノ下の河口左岸下り松鼻漁場基点から磁針方位359度を見通した直線から上流の区域

(38) 操業区域38 (松田川)

松田川漁業協同組合が有し、同漁業協同組合が管理する第五種共同漁業権第517号の区域。ただし、松田川の宿毛橋から上流の区域を除く。

(39) 操業区域39 (仁淀川)

操業区域22と同じ。

(40) 操業区域40 (四万十川)

四万十川漁業協同組合連合会が有し、同漁業協同組合連合会が管理する第五種共同漁業権第516号の区域。ただし、次に掲げる区域を除く。

ア 四万十川の四万十市山路山路渡し跡西端から真方位0度0分を見通した対岸を結ぶ直線より上流の区域

イ 四万十川支流後川の四万十市佐岡橋下流端から上流の区域

ウ 四万十川支流中筋川の四万十市坂本坂本橋下流端から上流の区域

(41) 操業区域41 (高知市内水面)

次に掲げる区域

ア 新川川の高知市梶ヶ浦渡船場から右岸導流堤基部を見通した線から上流の区域。ただし、高知市春野町の区域を除く。

イ 国分川本流の高知市旧青柳橋下流端から上流の高知市の区域

ウ 国分川支流久万川の同川と国分川本流との合流点から上流の区域

エ 国分川支流舟入川の高知市の区域

オ 下田川の高知市旧五台山橋下流端から上流の高知市の区域

カ 十津川の県道種崎線の高知市弥生橋下流端から上流の高知市の区域

キ 竹島川の高知市孕橋下流端から上流の区域

ク 高知市港橋（棧橋通五丁目）下流端から上流の河川の区域

(42) 操業区域42（新川川）

点の位置

基点甲 高知市春野町甲殿のえぼし岩

甲から真方位130度0分を見通した線から上流の甲殿川及び新川川の高知市春野町の区域

(43) 操業区域43（須崎市内水面）

次に掲げる区域

ア 須崎市御手洗川の須崎市大間津波水門下流端から上流の区域

イ 須崎市桜川支流押岡川の須崎市河口右岸導流堤基部から真方位234度17分の線から上流の区域

ウ 須崎市桜川の須崎市河口左岸導流堤基部から真方位319度20分の線から上流の区域

エ 須崎市横浪川、摺木川、出見川及び灰方川の河口第1橋下流端から上流の区域

(44) 操業区域44（福良川）

点の位置

基点甲 宿毛市小筑紫福良川橋下流側北端

ア 甲から真方位287度50分の線上甲から90メートルの点（福良川橋下流の右岸電柱）宿毛市福良川のアから真方位194度0分の線から宿毛市小筑紫姉川橋下流端までの区域

別表 2

申請区分	許可申請		変更許可申請	書換交付申請	再交付申請	備考
	新規申請	更新申請				
必要書類等						
漁業許可申請書	○	○				
変更許可申請書			○			
書換交付申請書				○		
再交付申請書					○	
許可証返納届		△	△	△		許可証返納不能の場合
現有許可証		○	○	○		
申請手数料	△	△	△			2級船 (K02) の場合のみ、①許可申請 2,900 円②変更許可申請 2,400 円分の県証紙
集出荷体制に関する届出書 (様式 3)	○	○	○	○		集出荷者名簿 (様式 4) も併せて提出 変更する場合は変更届 (様式 5) を提出
漁業従事者名簿 (様式 6)	○	○	○	○		
うなぎ稚魚漁業の従事者標識届 (様式 7)	○	○	○	○		
誓約書 (様式 8)	○	○	○	○		
暴力団排除に関する誓約書 (様式 9)	○	○	○	○		漁業従事者及び集出荷業務する者が暴力団員等でないこと
操業区域の漁業協同組合の同意書	△	△	△	△		操業区域に漁業権がある場合
操業区域に隣接する内水面漁業協同組合の同意書	△	△	△	△		操業区域がうなぎの第 5 種共同漁業権が設定されている 河川と隣接する場合
漁協の推薦書	△	△	△	△		漁協から推薦書が得られた場合
船舶使用承諾書	△	△	△	△		船舶の所有者でない者 (使用者) が申請する場合
適格性申立書	○	○				

○：必ず提出する書類、△：備考に当てはまる場合には提出する

(様式1)

うなぎ稚魚漁業の採捕量等の実績報告書

令和 年 月 日

高知県知事 様

住 所 \_\_\_\_\_

(法人) 名 称 \_\_\_\_\_

(代表者・職) 氏 名 \_\_\_\_\_

下記のとおり、うなぎ稚魚を採捕、集荷及び販売したので報告します。

記

1 操業区域 \_\_\_\_\_

2 採捕量  
月 日～ 月 日 \_\_\_\_\_ g

3 漁業従事者別の採捕量 別紙のとおり (様式1-1)

4 集荷量 別紙のとおり (様式1-2)  
月 日～ 月 日 \_\_\_\_\_ kg

5 販売量 別紙のとおり (様式1-3)  
月 日～ 月 日 \_\_\_\_\_ kg

6 販売金額 \_\_\_\_\_ 円





(様式1-3)

作業区域 \_\_\_\_\_

(法人) 名 称 \_\_\_\_\_

(代表者・職) 氏 名 \_\_\_\_\_

担 当 者 名 \_\_\_\_\_

販売量報告書 ( 月 日 ~ 月 日 )

日付	集出荷者	販売量 (kg)	備 考
計			

※販売先が分かるように記載

(様式2)

## 指導日誌

操業区域 \_\_\_\_\_

(法人)名称 \_\_\_\_\_

(代表者・職)氏名 \_\_\_\_\_

担当者名 \_\_\_\_\_

月	指導日時	指導の内容
1月		
2月		
3月		

うなぎ稚魚の集出荷体制に関する届出書

令和 年 月 日

高知県知事 様

住所 \_\_\_\_\_  
 (法人) 名称 \_\_\_\_\_  
 (代表者・職) 氏名 \_\_\_\_\_

操業区域 \_\_\_\_\_ における当方のうなぎ稚魚の集出荷業務は、下記の者が行います。

なお、集出荷者名簿は様式4のとおりです。

記

集出荷する者 (団体の場合は団体 名及び代表者氏名)	住 所 (団体の場合は事務所所在地)	業務に携わる者の人数
	〒 _____ TEL ( ) _____	名 _____
	〒 _____ TEL ( ) _____	名 _____
	〒 _____ TEL ( ) _____	名 _____
	〒 _____ TEL ( ) _____	名 _____
	〒 _____ TEL ( ) _____	名 _____

※許可を受けた者が集出荷する場合も記載してください。



様式 5

うなぎ稚魚の出荷体制に関する変更届出書

令和 年 月 日

高知県知事 様

住 所 \_\_\_\_\_

(法人) 名 称 \_\_\_\_\_

(代表者・職) 氏 名 \_\_\_\_\_

集出荷する者について、下記のとおり変更しますので届け出ます。  
 なお、集出荷者名簿は様式4のとおりです。

記

変 更 前

集出荷する者 (団体の場合は団体 名及び代表者氏名)	住 所 (団体の場合は事務所所在地)	業務に携わる者の人数
	〒 TEL ( )	名
	〒 TEL ( )	名

変 更 後

集出荷する者 (団体の場合は団体 名及び代表者氏名)	住 所 (団体の場合は事務所所在地)	業務に携わる者の氏名
	〒 TEL ( )	名
	〒 TEL ( )	名

様式 6

漁業従事者名簿

操業区域 \_\_\_\_\_

(法人) 名称 \_\_\_\_\_

(代表者・職) 氏名 \_\_\_\_\_

NO	フリガナ 氏名	住所	生年月日				性別	使用船舶		漁業 従事者 証番号
			S:昭和 H:平成	年	月	日		船名 登録番号	総トン数 機関の個数 馬力数	
							男		ト	
							女	KO -	KW 馬力	
							男		ト	
							女	KO -	KW 馬力	
							男		ト	
							女	KO -	KW 馬力	
							男		ト	
							女	KO -	KW 馬力	
							男		ト	
							女	KO -	KW 馬力	
							男		ト	
							女	KO -	KW 馬力	
							男		ト	
							女	KO -	KW 馬力	
							男		ト	
							女	KO -	KW 馬力	
							男		ト	
							女	KO -	KW 馬力	
							男		ト	
							女	KO -	KW 馬力	
							男		ト	
							女	KO -	KW 馬力	
							男		ト	
							女	KO -	KW 馬力	
							男		ト	
							女	KO -	KW 馬力	
							男		ト	
							女	KO -	KW 馬力	
							男		ト	
							女	KO -	KW 馬力	
							男		ト	
							女	KO -	KW 馬力	
							男		ト	
							女	KO -	KW 馬力	
							男		ト	
							女	KO -	KW 馬力	

うなぎ稚魚漁業の漁業従事者標識届

令和 年 月 日

高知県知事 様

住 所 \_\_\_\_\_

(法人) 名 称 \_\_\_\_\_

(代表者・職) 氏 名 \_\_\_\_\_

操業区域 \_\_\_\_\_ において、うなぎ稚魚漁業の漁業従事者が採捕するときは、下記の標識を使用するので届け出ます。

記

(1) 標識の種類

(2) 標識の内容 イ. 材質 ( )  
ロ. 色 (1. 材質 2. 文字 )

(3) 標識の形体図 (下記のとおり)

(4) 採捕についての指導責任者氏名 \_\_\_\_\_

【備 考】

(1) の標識の種類欄には、腕章、旗等その種類を記載すること。

※船舶を使用する場合は標識を船舶に掲げる旗にすること

(2) の標識の内容欄のうち材質については、布、プラスチック等の別を記載し、色については材質と文字に分けて各々記載すること。

(3) の標識の形体図欄には、その形を明記のうえ縦・横・高さ・直径等の寸法をセンチメートルで表わすこと。

・標識の現物を漁業管理課に見本として提出すること。

・標識にはうなぎ稚魚漁業許可、許可を受けた者の氏名 (法人にあつては名称及び代表者の職・氏名)、年度、漁業時期、操業区域、漁業従事者の氏名、漁業従事者番号を記載し、漁業従事者の写真を付けること

令和 年 月 日

高知県知事 様

住 所  
(法人) 名称  
生年月日 T・S・H 年 月 日  
(ふりがな)  
(代表者・職) 氏 名

## 誓 約 書

今般、うなぎ稚魚漁業の許可を受けるにあたり、下記の事項を誓約いたします。

### 記

- 1 許可の制限措置や条件等を遵守し、絶対に違反操業はいたしません。
- 2 漁業従事者には制限措置や条件等の内容を周知、操業の指導を行い、違反操業をさせません。
- 3 許可を取り消されても異議はありません。
- 4 漁業従事者が違反操業した場合、その者が漁業従事者の名簿から取り消されても異議はありません。
- 5 許可を受けた者及び漁業従事者は県の漁業取締員の指示について、これに従います。
- 6 私は、次の①から④までのいずれにも該当しないことを誓約します。
  - ① 高知県暴力団排除条例(平成22年高知県条例第36号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)
  - ② 申請者が法人の場合にあつては、その役員又は使用人(操船又は採捕を指揮監督する者をいう。以下同じ。)の中に暴力団員等に該当する者があるもの
  - ③ 暴力団員等によってその事業活動が支配されている者
  - ④ 申請者が法人の場合にあつては、その役員又は使用人の中に暴力団員等によってその事業活動が支配されている者に該当する者があるもの

暴力団排除に関する誓約書

令和 年 月 日

高知県知事 様

住 所

(法人) 名称

(代表者・職) 氏 名

下記事項について誓約いたします。

これらが、事実と相違することが判明した場合は、高知県が行う一切の措置又は当方が被る不利益に対して、異議の申立てを行いません。

記

漁業従事者及び集出荷業務を行う者（代行契約した者及び業務に携わる者も含む）は次のいずれかに該当するものではありません。また、将来においても該当することはありません。

1 個人の場合

- (1) 高知県暴力団排除条例(平成22年高知県条例第36号。以下、「暴排条例」という。)第2条第2号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）である。
- (2) 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実がある。
- (3) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与した。
- (4) 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用した。

2 法人の場合

- (1) 暴排条例第2条第1号に規定する暴力団又は暴力団員等である。
- (2) 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実がある。
- (3) 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等である。
- (4) 暴力団員等がその事業活動を支配している。
- (5) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用している。
- (6) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している。

(裏面に続く)

- (7) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与した。
- (8) 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用した。
- (9) 役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用した。
- (10) 役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している。

漁業従事に係る確認書

令和 年 月 日

許可を受けようとする者 様

(本人自署)

住所  
氏名

下記事項について確認し、うなぎ稚魚漁業の違反操業をしないことを確約します。

記

- 【漁業種類】 火光利用うなぎ稚魚すくい網漁業  
【漁業時期】 令和7年1月1日から令和7年3月31日  
【使用船舶】 (1) 船名  
(2) 漁船登録番号  
【操業区域】 操業区域 (区域図のとおり)  
【条件】

- ア 当該漁業許可の漁業従事者は漁業従事者名簿に記載された者でなければならない。  
イ 漁業従事者は採捕に従事するとき、他から見やすいように標識を着用（船舶にあっては、見やすい場所に掲げること。）しなければならない。  
ウ イの標識には「うなぎ稚魚漁業」と表示するとともに、許可を受けた者の氏名又は名称、許可年度、漁業時期、操業区域並びに漁業従事者の氏名及び漁業従事者番号を記載し、漁業従事者の顔写真を貼付しなければならない。  
エ 漁業従事者は、イの標識を複写し、又は他人に譲渡し、若しくは貸与してはならない。  
オ 漁業従事者は、午前6時半から午後5時までの間は、採捕してはならない。  
カ 漁業従事者が採捕に従事するときにあつては、一人につき使用する漁具は集魚灯（うなぎ稚魚の集魚又は探索を目的とするものをいう。以下同じ。）1個及びすくい網1本とし、他の漁具を併用し、又は使用してはならない。ただし、複数の光源を容易に脱着することができないように一つに束ねた集魚灯は1個のものとしてみなすものとし、作業灯（漁場に移動するための照明を含む。）は集魚灯に含めないものとする。  
キ 漁業従事者は、魚類を誘導する副漁具（垣網その他類似漁具をいう。）を使用して（第三者が設置したものを利用する場合を含む。）、うなぎ稚魚を採捕してはならない。  
ク 漁業従事者が使用するすくい網の規模は、網口の周囲が3メートル以内、網の丈が1メートル以内とする。  
ケ 漁業従事者は、すくい網をひいて、うなぎ稚魚を採捕してはならない（ひき網の禁止）。  
コ 漁業従事者は、船舶を使用して採捕する場合、漁業従事者名簿に漁業従事者ごとに記載された使用船舶に乗船できるものとし、それ以外の者は乗船してはならない。  
サ 漁業従事者は、船舶を使用せず採捕する場合、遊泳し、又は浮き輪等の水中に浮かぶ道具を使用して、水面に漂いながら、うなぎ稚魚を採捕してはならない。  
シ 漁業従事者は県内の採捕量上限600.3kg及び全国の池入れ21.7トン（国からの採捕停止要請があった場合）に達すると知事が認めて、指示した日以降はうなぎ稚魚を採捕してはならない。

【その他事項】

- (1) 令和7年12月31日まで漁業監督吏員、漁業法第176条第1項の規定に基づく検査に協力します。  
(2) 以下の行為を絶対に行いません。

【この行為が明らかとなった場合は1年間漁業従事者になれない】

- ・うなぎ稚魚の違法採捕
- ・漁業監督吏員の検査を拒み、妨げ若しくは忌避し、又はその質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の陳述等をする行為
- ・漁業法第176条第1項の規定に基づく検査を拒み、妨げ又は忌避する行為

うなぎ稚魚漁業の許可方針 新旧対照表

資料 2 - 2

新	旧
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 高知県漁業調整規則(令和2年高知県規則第73号。以下「規則」という。)第4条第1項第2号に規定する漁業の許可について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(適用範囲)</p> <p>第2条 この方針は、規則第4条第1項第2号に規定するうなぎ稚魚漁業(全長21センチメートル以下のうなぎ(以下「うなぎ稚魚」という。)の漁獲を目的とする漁業)に適用する。</p> <p>(漁船の制限)</p> <p>第3条 使用する船舶(総トン数1トン未満の無動力船を除く。)は、漁船登録における漁業種類に当該漁業を登録すること。</p> <p>(許可の有効期間)</p> <p>第4条 規則第15条第1項第2号に規定する許可の有効期間は、1年とする。ただし、同条第2項の規定に基づき、期間を短縮する場合がある。</p> <p>(知事許可漁業の漁業種類、操業区域、漁業時期、漁業者の資格及び条件等)</p> <p>第5条 規則第4条第1項第2号に規定するうなぎ稚魚漁業の制限措置及び条件等は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 漁業種類 火光利用うなぎ稚魚すくい網漁業</p> <p>(2) 操業区域(地区)ごとの許可すべき漁業者の数及び第11条に規定する漁業従事者の数 別表1のとおりとする。</p> <p>(3) 推進機関の馬力数 定めなし。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 高知県漁業調整規則(令和2年高知県規則第73号。以下「規則」という。)第4条第1項第2号に規定する漁業の許可について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(適用範囲)</p> <p>第2条 この方針は、規則第4条第1項第2号に規定するうなぎ稚魚漁業(全長21センチメートル以下のうなぎ(以下「うなぎ稚魚」という。)の漁獲を目的とする漁業)に適用する。</p> <p>(漁船の制限)</p> <p>第3条 使用する船舶(総トン数1トン未満の無動力船を除く。)は、漁船登録における漁業種類に当該漁業を登録すること。</p> <p>(許可の有効期間)</p> <p>第4条 規則第15条第1項第2号に規定する許可の有効期間は、1年とする。ただし、同条第2項の規定に基づき、期間を短縮する場合がある。</p> <p>(知事許可漁業の漁業種類、操業区域、漁業時期、漁業者の資格及び条件等)</p> <p>第5条 規則第4条第1項第2号に規定するうなぎ稚魚漁業の制限措置及び条件等は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 漁業種類 火光利用うなぎ稚魚すくい網漁業</p> <p>(2) 操業区域(地区)ごとの許可すべき漁業者の数及び第11条に規定する漁業従事者の数 別表1のとおりとする。</p> <p>(3) 推進機関の馬力数 定めなし。</p>

新	旧
<p>(4) 操業区域 地区ごとの操業区域は別表1のとおりとする。</p> <p>(5) 漁業時期 1月1日から3月31日までとする。</p> <p>(6) 許可の条件は、次に掲げるとおりとする。 ア 当該漁業許可の漁業従事者は漁業従事者名簿（第8条第2項の規定により提出したものをいう。）に記載された者でなければならない。 イ <u>漁業従事者は採捕に従事するとき、他から見やすいように標識（第8条第2項の規定により提出したものをいう。）を着用（船舶にあっては、見やすい場所に掲げること。）しなければならない。</u></p> <p>ウ <u>イの標識には「うなぎ稚魚漁業」と表示するとともに、許可を受けた者の氏名又は名称、許可年度、漁業時期、操業区域並びに漁業従事者の氏名及び漁業従事者番号を記載し、漁業従事者の顔写真を貼付しなければならない。</u></p> <p>エ <u>漁業従事者は、イの標識を複写し、又は他人に譲渡し、若しくは貸与してはならない。</u></p> <p>オ <u>漁業従事者は、午前6時半から午後5時までの間は、採捕してはならない。</u></p> <p>カ <u>漁業従事者が採捕に従事するときにあつては、一人につき使用する漁具は集魚灯（うなぎ稚魚の集魚又は探索を目的とするものをいう。以下同じ。）1個及びすくい網1本とし、他の漁具を併用し、又は使用してはならない。ただし、複数の光源を容易に脱着することができないように一つに束ねた集魚灯は1個のものとしてみなすものとし、作業灯（漁場に移動するための照明を含む。）は集魚灯に含めないものとする。</u></p> <p>キ <u>漁業従事者は、魚類を誘導する副漁具（垣網その他類似漁具をいう。）を使用して（第三者が設置したものを利用する場合を含む。）、うなぎ稚魚を採捕してはならない。</u></p>	<p>(4) 操業区域 地区ごとの操業区域は別表1のとおりとする。</p> <p>(5) 漁業時期 1月1日から3月31日までとする。</p> <p>(6) 許可の条件は、次に掲げるとおりとする。 ア 当該漁業許可の漁業従事者は漁業従事者名簿（第8条第2項の規定により提出したものをいう。）に記載された者でなければならない。 イ <u>漁業従事者は採捕に従事するとき、他から見やすいように標識（第8条第2項の規定により提出したものをいう。）を着用するとともに、許可を受けた者から交付された漁業従事者証を携帯しなければならない。</u></p> <p>[追加]</p> <p>ウ <u>漁業従事者は、イの漁業従事者証を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。</u></p> <p>エ 午前6時半から午後5時までの間は、採捕してはならない。</p> <p>オ <u>漁業従事者一人につき使用する漁具は一式（集魚灯1個及びすくい網1本）とし、他の漁具を併用し、又は使用してはならない。</u></p> <p>カ <u>魚類を誘導する副漁具（垣網その他類似漁具をいう。）を使用して（第三者が設置したものを利用する場合を含む。）、うなぎ稚魚を採捕してはならない。</u></p>

新	旧
<p>ク 漁業従事者が使用するすくい網の規模は、網口の周囲が3メートル以内、網の丈が1メートル以内とする。</p> <p>ケ 漁業従事者は、すくい網をひいて、うなぎ稚魚を採捕してはならない（ひき網の禁止）。</p> <p>コ 漁業従事者は、船舶を使用して採捕する場合、漁業従事者名簿に漁業従事者ごとに記載された使用船舶に乗船できるものとし、それ以外の者は乗船してはならない。</p> <p>サ 漁業従事者は、船舶を使用せず採捕する場合、遊泳し、又は浮き輪等の水中に浮かぶ道具を使用して、水面に漂いながら、うなぎ稚魚を採捕してはならない。</p> <p>シ 漁業従事者は、次条第2項及び第3項の知事が指示した日以降、うなぎ稚魚を採捕してはならない。</p> <p>(7) 漁業を営む者の資格は、次に掲げる条件を満たす者であること。            ア 県内に住所を有する個人又は法人            イ 操業区域に漁業権が設定されている場合は、当該漁業権者の同意を得た者            ウ 操業区域がうなぎの第5種共同漁業権が設定されている河川と隣接する場合は、当該内水面の漁業権者の同意を得た者</p> <p><u>(8) うなぎ稚魚漁業の採捕及び流通の適正化に資するため、許可を受けた者は、違法操業、不正規流通及び海難事故の防止を目的とする措置を講じるよう努めること。</u></p> <p><u>(9) 3年間連続してうなぎ稚魚の採捕の実績がない操業区域は、廃止するものとする。</u></p> <p>(採捕量の上限)            第6条 県内のうなぎ稚魚の採捕量（海面及び内水面含む。）の上限は、内水面漁業の振興に関する法律（平成26年法律第103号）第26条に規定するうなぎ養殖業の許可に基づき、県内の当該年11月1日時点に</p>	<p>キ すくい網の規模は、網口の周囲が3メートル以内、網の丈が1メートル以内とする。</p> <p>ク すくい網をひいて、うなぎ稚魚を採捕してはならない（ひき網の禁止）。</p> <p>ケ 船舶を使用して採捕する場合は、漁業従事者名簿に漁業従事者ごとに記載された使用船舶に乗船できるものとし、それ以外の者は乗船してはならない。</p> <p>コ 船舶を使用せず採捕する場合は、遊泳し、又は浮き輪等の水中に浮かぶ道具を使用して、水面に漂いながら、うなぎ稚魚を採捕してはならない。</p> <p>サ 次条第2項及び第3項の知事が指示した日以降は、うなぎ稚魚を採捕してはならない。</p> <p>(7) 漁業を営む者の資格は、次に掲げる条件を満たす者であること。            ア 県内に住所を有する個人又は法人            イ 操業区域に漁業権が設定されている場合は、当該漁業権者の同意を得た者            ウ 操業区域がうなぎの第5種共同漁業権が設定されている河川と隣接する場合は、当該内水面の漁業権者の同意を得た者</p> <p>[追加]</p> <p>[追加]</p> <p>(採捕量の上限)            第6条 県内のうなぎ稚魚の採捕量（海面及び内水面含む。）の上限は、内水面漁業の振興に関する法律（平成26年法律第103号）第26条に規定するうなぎ養殖業の許可に基づき、県内の当該年11月1日時点に</p>

新

- おけるにほんうなぎ稚魚の池入割当量の合計とする。
- 2 県内のうなぎ稚魚の採捕量が前項の上限に達すると知事が認めて指示した日以降は、うなぎ稚魚を採捕してはならない。
- 3 全国のうなぎ養殖業の池入数量の管理のために国からのうなぎ稚魚の採捕停止の要請に基づき知事が指示した日以降は、うなぎ稚魚を採捕してはならない。

(報告の義務)

第7条 許可を受けた者は、採捕量、集荷量及び販売量の状況について、次の表の左欄に掲げる漁業時期の期間ごとに取りまとめ、同表の右欄に掲げる報告期日までに様式1により知事に報告しなければならないものとし、併せて、当該漁業に係る現場指導の状況について、漁業時期が終了した日から起算して10日以内に様式2により知事に報告しなければならない。ただし、同表の右欄に掲げる報告期日が高知県の休日<sup>を定める条例（平成元年高知県条例第2号）第1条第1項に規定する県の休日</sup>に当たるときは、その日後の直近の県の休日以外の日を報告期日とする。なお、この条の規定による報告徴収は、漁業法（昭和24年法律第267号）第176条第1項の規定に基づくものとする。

漁業時期の期間(各月ごと)	報告期日
1日から同月15日まで	同月25日
16日から同月末日まで	翌月10日

- 2 前項の規定にかかわらず知事が求めたときは、許可を受けた者は、採捕量、集荷量、販売量及び指導の状況を取りまとめ、指定された期日までに書面をもって知事に報告しなければならない。
- 3 許可を受けた者は、知事の指示する日時及び漁業時期の期間の終了後、採捕量、集荷量及び販売量の状況を取りまとめ、速やかに書面をもって知事に報告しなければならない。
- 4 許可を受けた者が第1項の規定による報告を正しく行わなかった場合は、当該報告期日の属する年度の翌年度の許可すべき漁業者の数から当該許可を受けた者であって同項の規定による報告を正しく行わなかったものの数を差し引くものとする。

(許可等の申請)

第8条 許可等の申請の種類は、次に定めるとおりとする。

- (1) 新規・更新許可申請（規則第11条）

旧

- おけるにほんうなぎ稚魚の池入割当量の合計とする。
- 2 県内のうなぎ稚魚の採捕量が前項の上限に達すると知事が認めて指示した日以降は、うなぎ稚魚を採捕してはならない。
- 3 全国のうなぎ養殖業の池入数量の管理のために国からのうなぎ稚魚の採捕停止の要請に基づき知事が指示した日以降は、うなぎ稚魚を採捕してはならない。

(報告の義務)

第7条 許可を受けた者は、採捕量、集荷量、販売量及び現場巡回指導の状況について、次の表の左欄に掲げる漁業時期の期間ごとに取りまとめ、同表の右欄に掲げる報告期日までに様式1及び様式2により知事に報告しなければならない。ただし、同表の右欄に掲げる報告期日が高知県の休日<sup>を定める条例（平成元年高知県条例第2号）第1条第1項に規定する県の休日</sup>に当たるときは、その日後の直近の県の休日以外の日を報告期日とする。なお、この条の規定による報告徴収は、漁業法（昭和24年法律第267号）第176条第1項の規定に基づくものとする。

漁業時期の期間(各月ごと)	報告期日
1日から同月15日まで	同月25日
16日から同月末日まで	翌月10日

- 2 前項の規定にかかわらず知事が求めたときは、許可を受けた者は、採捕量、集荷量、販売量及び指導の状況を取りまとめ、指定された期日までに書面をもって知事に報告しなければならない。
- 3 許可を受けた者は、知事の指示する日時及び漁業時期の期間の終了後、採捕量、集荷量及び販売量の状況を取りまとめ、速やかに書面をもって知事に報告しなければならない。
- 4 許可を受けた者が第1項の規定による報告を正しく行わなかった場合は、当該報告期日の属する年度の翌年度の許可すべき漁業者の数から当該許可を受けた者であって同項の規定による報告を正しく行わなかったものの数を差し引くものとする。

(許可等の申請)

第8条 許可等の申請の種類は、次に定めるとおりとする。

- (1) 新規・更新許可申請（規則第11条）

## 新

ア 新たに知事許可漁業の許可を受けようとするとき。  
イ 前年に当該漁業の許可を受けていた者が改めて申請しようとするとき。

## (2) 変更許可申請 (規則第 16 条)

許可を受けた者が、規則第 11 条第 1 項各号に掲げる事項について、同項の規定により定められた制限措置と異なる内容により、知事許可漁業を営もうとするとき。

## (3) 許可証の書換え交付申請 (規則第 27 条)

許可を受けた者の許可証の記載事項に変更が生じたとき (船舶の総トン数又は推進機関の馬力数の変更に係るものにあつては、その工事が終わったとき又は機関換装の終わったとき)。

## (4) 許可証の再交付申請 (規則第 28 条)

許可を受けた者が、許可証を亡失し、又は毀損したとき。

- 2 前項各号の申請に必要な書類及び知事が必要と認める書類は、別表 2 のとおりとする。
- 3 知事は、別表 2 に定める書類のほか、許可の判断に必要があると認める書類の提出を求めることができる。

## (許可の基準)

第 9 条 許可を受けようとする者の数が第 5 条第 2 号に規定する許可すべき漁業者の数の上限を超えた場合は、知事が別に定める「うなぎ稚魚漁業の許可の基準」により、許可を受けようとする者を順位付けし、許可を受ける者を決定するものとする。

## (集出荷体制)

第 10 条 許可を受けようとする者は、集荷又は出荷の業務を代行させようとする者と代行契約を締結し、集出荷業務を代行させることができる。

- 2 許可を受けようとする者は、様式 3 及び様式 4 により集荷又は出荷の業務をしようとする者を知事に届け出るものとする。
- 3 集荷又は出荷の業務を代行させようとする者は、規則第 10 条第 1 項第 2 号から第 4 号までのいずれにも該当しない者であること。
- 4 許可を受けようとする者は、集荷又は出荷の業務を代行させようとする者が前項に該当しないこと等についての誓約書 (様式 9) を知事に提出しなければならない。
- 5 許可を受けようとする者は、許可申請の締切日から遡って 1 年間に

## 旧

ア 新たに知事許可漁業の許可を受けようとするとき。  
イ 前年に当該漁業の許可を受けていた者が改めて申請しようとするとき。

## (2) 変更許可申請 (規則第 16 条)

許可を受けた者が、規則第 11 条第 1 項各号に掲げる事項について、同項の規定により定められた制限措置と異なる内容により、知事許可漁業を営もうとするとき。

## (3) 許可証の書換え交付申請 (規則第 27 条)

許可を受けた者の許可証の記載事項に変更が生じたとき (船舶の総トン数又は推進機関の馬力数の変更に係るものにあつては、その工事が終わったとき又は機関換装の終わったとき)。

## (4) 許可証の再交付申請 (規則第 28 条)

許可を受けた者が、許可証を亡失し、又は毀損したとき。

- 2 前項各号の申請に必要な書類及び知事が必要と認める書類は、別表 2 のとおりとする。
- 3 知事は、別表 2 に定める書類のほか、許可の判断に必要があると認める書類の提出を求めることができる。

## (許可の基準)

第 9 条 許可を受けようとする者の数が第 5 条第 2 号に規定する許可すべき漁業者の数の上限を超えた場合は、知事が別に定める「うなぎ稚魚漁業の許可の基準」により、許可を受けようとする者を順位付けし、許可を受ける者を決定するものとする。

## (集出荷体制)

第 10 条 許可を受けようとする者は、集荷又は出荷の業務を代行させる者と代行契約を締結し、集出荷業務を代行させることができる。

- 2 許可を受けようとする者は、様式 3 及び様式 4 により集荷又は出荷の業務をしようとする者を知事に届け出るものとする。
- 3 集荷又は出荷の業務を代行させようとする者は、規則第 10 条第 1 項第 2 号から第 4 号までのいずれにも該当しない者であること。
- 4 許可を受けようとする者は、集荷又は出荷の業務を代行させようとする者が前項に該当しないこと等についての誓約書 (様式 9) を知事に提出しなければならない。

[追加]

新	旧
<p><u>集荷又は出荷の業務を代行させようとする者（当該業務に携わる者を含む。）が次の各号のいずれかに該当した場合は、当該者に集荷又は出荷の業務を代行させることができない。</u></p> <p><u>(1) 漁業監督吏員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はその質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をしたこと。</u></p> <p><u>(2) 漁業法第176条第1項の規定に基づく検査を拒み、妨げ、又は忌避したこと。</u></p> <p><u>(3) うなぎ稚魚の集出荷体制に関する届出がされていない操業区域で集荷を行ったこと又は第1項の代行契約を締結していない許可を受けた者の漁業従事者から集荷を行ったこと。</u></p> <p><u>6 前項の規定は、違反行為に対する司法処分の有無にかかわらず、適用することができるものとする。</u></p> <p>(漁業従事者)</p> <p>第11条 漁業従事者とは、うなぎ稚魚の採捕を行う者（許可を受けた者自らが採捕する場合も含む。）とし、様式6により漁業従事者の名簿を知事に届け出るものとする。</p> <p>2 許可を受けようとする者は、漁業従事者と雇用契約を締結する等、許可を受けた者との関係を明確にしておくこととし、<u>許可を受けた者は、漁業従事に係る確認書（様式10）の内容を漁業従事者に理解させるとともに、当該確認書に署名させなければならない。</u></p> <p>3 <u>前項の確認書の原本は許可を受けた者が、複写物は漁業従事者がそれぞれ保管しなければならない。</u></p> <p>4 漁業従事者は、規則第10条第1項第2号から第4号までのいずれにも該当しない者であること。</p> <p>5 許可を受けようとする者は、漁業従事者が前項に該当しないこと等についての誓約書（様式9）を知事に提出しなければならない。</p> <p>6 同一操業区域（地区）において許可を受けようとする者が複数いる場合は、当該複数の漁業従事者名簿に同一の漁業従事者を重複して記載することはできない。</p> <p>7 <u>許可を受けた者が適正操業又は海難事故の防止を目的とする措置（漁業従事者への適正操業の啓発、救命胴衣やウエットスーツの着用指示、GPS装置の配布等）を講じた場合、漁業従事者はそれに従わなければならない。</u></p> <p>8 <u>許可申請の締切日から遡って1年間に次の各号のいずれかに該当した場合には、漁業従事者になることができない。</u></p>	<p>[追加]</p> <p>(漁業従事者)</p> <p>第11条 漁業従事者とは、うなぎ稚魚の採捕を行う者（許可を受けた者自らが採捕する場合も含む。）とし、様式6により漁業従事者の名簿を知事に届け出るものとする。</p> <p>2 許可を受けようとする者は、漁業従事者と雇用契約を締結する等、許可を受けた者との関係を明確にしておくこと。</p> <p>[追加]</p> <p>3 漁業従事者は、規則第10条第1項第2号から第4号までのいずれにも該当しない者であること。</p> <p>4 許可を受けようとする者は、漁業従事者が前項に該当しないこと等についての誓約書（様式9）を知事に提出しなければならない。</p> <p>5 同一操業区域（地区）において許可を受けようとする者が複数いる場合は、当該複数の漁業従事者名簿に同一の漁業従事者を重複して記載することはできない。</p> <p>[追加]</p> <p>6 許可申請の締切日から遡って1年間にうなぎ稚魚の採捕を違法に行ったことが明らかになった者は、漁業従事者になることができない。</p>

- (1) うなぎ稚魚の採捕を違法に行ったこと。  
 (2) 漁業監督吏員の検査を拒み、妨げ若しくは忌避し、又はその質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をしたこと。  
 (3) 漁業法第176条第1項の規定に基づく検査を拒み、妨げ又は忌避したこと。

9 前項の規定は、違反行為に対する司法処分の有無にかかわらず、適用することができるものとする。

(許可を受けようとする者ごとの漁業従事者数の割り当て)

第12条 同一操業区域(地区)において許可を受けようとする者が複数いる場合であつて、それらの者が申請した漁業従事者数の合計が第5条第2号の漁業従事者の上限数を上回った場合は、次に掲げるところにより漁業従事者数を割り当てるものとする。

(1) 前年に当該漁業の許可を受けていた者が改めて申請したときは、その者の前年の漁業従事者数を上限に、他の申請した者より優先して漁業従事者数を割り当てること。

(2) 前号の規定により割り当てた漁業従事者数が第5条第2号の漁業従事者の上限数を下回った場合は、前年に当該漁業の許可を受けていた者と他の申請した者で下回った差数を等分するものとし、漁業従事者の上限数を等分した場合に発生した端数は切り捨てるものとする。

(3) 前号の等分した数を下回る漁業従事者数を申請した者があつた場合は、当該等分した数との差数を他の許可を受けようとする者に割り当てるものとし(他の許可を受けようとする者が複数いる場合には等分して割り当てる。)、漁業従事者の上限数を等分した場合に発生した端数は切り捨てるものとする。

附 則

この方針は、令和5年9月27日から施行する。

附 則

- この方針は、令和6年 月 日から施行する。
- 第5条第9号、第10条第5項並びに第11条第8項第2号及び第3号の規定は、令和6年 月 日以後にした行為について適用し、同日前にした行為については、なお従前の例による。

[追加]

(許可を受けようとする者ごとの漁業従事者数の割り当て)

第12条 同一操業区域(地区)において許可を受けようとする者が複数いる場合であつて、それらの者が申請した漁業従事者数の合計が第5条第2号の漁業従事者の上限数を上回った場合は、漁業従事者の上限数を等分するものとする。ただし、許可を受けようとする者の中に当該等分した数を下回る漁業従事者数を申請した者があつた場合は、当該等分した数との差数を他の許可を受けようとする者に割り当てるものとする(他の許可を受けようとする者が複数いる場合には等分して割り当てる。)。なお、漁業従事者の上限数を等分した場合に発生した端数は切り捨てるものとする。

[上記を2号に分割し、必要な事項を追加]

附 則

この方針は、令和5年9月27日から施行する。

新

## 別表 1

1 操業区域（地区）ごとの許可すべき漁業者の数及び第11条に規定する漁業従事者の数

操業区域	地区	許可すべき漁業者の数	漁業従事者の数
操業区域 1	野根	2	12
操業区域 2	室戸	2	2
操業区域 3	吉良川	2	5
操業区域 4	奈半利	2	90
操業区域 5	田野	3	50
操業区域 6	安田	2	41
操業区域 7	安芸	5	58
操業区域 8	赤野	2	12
操業区域 9	和食	2	7
操業区域 10	手結	2	42
操業区域 11	岸本	2	20
操業区域 12	赤岡	3	120
操業区域 13	吉川	3	94
操業区域 14	久枝	2	32
操業区域 15	香西	2	40
操業区域 16	浜改田	2	9
操業区域 17	十市	2	12
操業区域 18	御畳瀬	2	30
操業区域 19	浦戸 1	2	83
操業区域 20	浦戸 2	2	55
操業区域 21	春野町甲殿	3	71
操業区域 22	春野町仁淀川	3	15
操業区域 23	新居	2	27
操業区域 24	宇佐	3	68
操業区域 25	深浦	2	4
操業区域 26	須崎 1	2	32
操業区域 27	須崎 2	2	25
操業区域 28	須崎 3	2	51
操業区域 29	久礼	2	6
操業区域 30	佐賀	3	144

旧

## 別表 1

1 操業区域（地区）ごとの許可すべき漁業者の数及び第11条に規定する漁業従事者の数

操業区域	地区	許可すべき漁業者の数	漁業従事者の数
操業区域 1	野根	2	12
操業区域 2	室戸	2	2
操業区域 3	吉良川	2	5
操業区域 4	奈半利	2	91
操業区域 5	田野	3	50
操業区域 6	安田	2	41
操業区域 7	安芸	5	58
操業区域 8	赤野	2	12
操業区域 9	和食	2	7
操業区域 10	手結	2	42
操業区域 11	岸本	2	20
操業区域 12	赤岡	3	120
操業区域 13	吉川	3	94
操業区域 14	久枝	2	32
操業区域 15	香西	2	40
操業区域 16	浜改田	2	9
操業区域 17	十市	2	12
操業区域 18	浦戸 1	2	83
操業区域 19	浦戸 2	2	55
操業区域 20	御畳瀬	2	30
操業区域 21	春野町甲殿	3	71
操業区域 22	春野町仁淀川	3	15
操業区域 23	新居	2	27
操業区域 24	宇佐	3	68
操業区域 25	深浦	2	5
操業区域 26	須崎 1	2	32
操業区域 27	須崎 2	2	25
操業区域 28	須崎 3	2	51
操業区域 29	久礼	2	6
操業区域 30	佐賀	3	144

新			
操業区域 31	上川口	4	41
操業区域 32	入野	5	31
操業区域 33	田野浦	2	18
操業区域 34	下田	5	149
操業区域 35	下ノ加江	2	16
操業区域 36	小筑紫	3	50
操業区域 37	片島	2	36
操業区域 38	松田川	2	32
操業区域 39	仁淀川	6	288
操業区域 40	四万十川	6	475
操業区域 41	高知市内水面	2	13
操業区域 42	新川川	2	20
操業区域 43	須崎市内水面	2	5
操業区域 44	福良川	2	10
計		115	2441

旧			
操業区域 31	上川口	4	41
操業区域 32	入野	5	31
操業区域 33	田野浦	2	18
操業区域 34	下田	5	149
操業区域 35	下ノ加江	2	16
操業区域 36	小筑紫	3	50
操業区域 37	片島	2	70
操業区域 38	松田川	2	32
操業区域 39	仁淀川	6	288
操業区域 40	四万十川	6	475
操業区域 41	高知市内水面	2	13
操業区域 42	新川川	2	20
操業区域 43	須崎市内水面	2	5
操業区域 44	福良川	2	10
計		115	2477

## 2 操業区域

(1) 操業区域1～(17) 操業区域17 [略]

### (18) 操業区域18 (御畳瀬)

点の位置

- 基点甲 高知市仁井田井流17番地共同漁業権境界基点
- 基点乙 高知市長浜・春野町界名村崎共同漁業権境界基点
- 基点丙 高知市えびす渚

次に掲げる区域

ア 甲から磁針方位167度線の線及び乙から磁針方位170度線の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合300メートルの線に至る区域。ただし、丙から真方位334度34分の対岸を結ぶ直線より湾奥部を除く。

イ 丙から真方位334度34分の対岸を結ぶ直線及び高知市横浜灘草の鼻南端から高知市仁井田新ヶ鼻「埋立地北端」を結ぶ直線で区切られた海域。ただし、航路を除く。

[削除]

## 2 操業区域

(1) 操業区域1～(17) 操業区域17 [略]

(18) 操業区域18 (浦戸1)・・・[区域番号18から19に変更]  
[略]

(19) 操業区域19 (浦戸2)・・・[区域番号19から20に変更]  
[略]

(20) 操業区域20 (御畳瀬)・・・[区域番号20から18に変更]

点の位置

- 基点甲 高知市仁井田井流17番地共同漁業権境界基点
- 基点乙 高知市長浜・春野町界名村崎共同漁業権境界基点
- 基点丙 高知市えびす渚

次に掲げる区域

[追加]

ア 丙から真方位334度34分の対岸を結ぶ直線及び高知市横浜灘草の鼻南端から高知市仁井田新ヶ鼻「埋立地北端」を結ぶ直線で区切られた海域。ただし、航路を除く。

イ 高知市浦戸えびす渚から真方位334度34分の線以東の外海の

新	旧
<p>ウ 新川川の高知市梶ヶ浦渡船場から右岸導流堤基部を見通した線から上流の区域。ただし、高知市春野町の区域を除く。</p> <p>エ 国分川本流の高知市旧青柳橋から上流の高知市の区域</p> <p>オ 国分川支流久万川の同川と国分川本流との合流点から上流の区域</p> <p>カ 国分川支流舟入川の高知市の区域</p> <p>キ 下田川の高知市旧五台山橋から上流の高知市の区域</p> <p>ク 十津川の県道種崎線の高知市弥生橋から上流の高知市の区域</p> <p>ケ 竹島川の高知市孕橋から上流の区域</p> <p>コ 高知市港橋（棧橋通五丁目）から上流の河川の区域</p> <p>(19) 操業区域19（浦戸1）・・・〔区域番号18から19に変更〕 〔略〕</p> <p>(20) 操業区域20（浦戸2）・・・〔区域番号19から20に変更〕 〔略〕</p> <p>(21) 操業区域21～（33）操業区域33 〔略〕</p> <p>(34) 操業区域34（下田） 下田漁業協同組合が有し、同漁業協同組合が管理する第一種共同漁業権のうち共第1,059号の漁場区域</p> <p>(35) 操業区域35～（44）操業区域44 〔略〕</p>	<p><u>うち高知市種崎赤灯から同市浦戸御殿の鼻航路導標跡を結ぶ線以北の区域</u></p> <p>ウ 新川川の高知市梶ヶ浦渡船場から右岸導流堤基部を見通した線から上流の区域。ただし、高知市春野町の区域を除く。</p> <p>エ 国分川本流の高知市旧青柳橋から上流の高知市の区域</p> <p>オ 国分川支流久万川の同川と国分川本流との合流点から上流の区域</p> <p>カ 国分川支流舟入川の高知市の区域</p> <p>キ 下田川の高知市旧五台山橋から上流の高知市の区域</p> <p>ク 十津川の県道種崎線の高知市弥生橋から上流の高知市の区域</p> <p>ケ 竹島川の高知市孕橋から上流の区域</p> <p>コ 高知市港橋（棧橋通五丁目）から上流の河川の区域</p> <p>(21) 操業区域21～（33）操業区域33 〔略〕</p> <p>(34) 操業区域34（下田） 下田漁業協同組合が有し、同漁業協同組合が管理する第一種共同漁業権のうち共第1,059号の漁場区域。<u>ただし、四万十川の四万十市初崎立岩漁場基点と四万十市下田四万十川河口左岸国土交通省0メートル距離標とを結んだ線から上流の区域を除く。</u></p> <p>(35) 操業区域35～（44）操業区域44 〔略〕</p>

必要書類等	申請区分		再交付申請	備考
	許可申請	更新申請		
漁業許可申請書	○	○		
変更許可申請書			○	
書換交付申請書			○	
再交付申請書				○
許可証返納届			△	許可証返納不能の場合
現有許可証		△	○	
申請手数料	△	△	△	2級船 (K02) の場合のみ、①許可申請2,900円②変更許可申請2,400円分の県証紙 集出荷者名簿 (様式4) も併せて提出 変更する場合は変更届 (様式5) を提出
集出荷体制に関する届出書 (様式3)	○	○	○	
漁業従事者名簿 (様式6)	○	○	○	
うなぎ稚魚漁業の従事者稼働届 (様式7)	○	○	○	
誓約書 (様式8)	○	○	○	
暴力団排除に関する誓約書 (様式9)	○	○	○	漁業従事者及び集出荷業務する者が暴力団員等でないこと
操業区域の漁業協同組合の同意書	△	△	△	操業区域に漁業権がある場合
操業区域に隣接する内水面漁業協同組合の同意書	△	△	△	操業区域がうなぎの第5種共同漁業権が設定されている河川と隣接する場合
漁協の推薦書	△	△	△	漁協から推薦書が得られた場合
船舶使用承諾書	△	△	△	船舶の所有者でない者が申請する場合
適格性申立書	○	○	○	

○：必ず提出する書類、△：備考に当てはまる場合には提出する

必要書類等	申請区分		再交付申請	備考
	許可申請	更新申請		
漁業許可申請書	○	○		
変更許可申請書			○	
書換交付申請書			○	
再交付申請書				○
許可証返納届			△	許可証返納不能の場合
現有許可証		△	○	
申請手数料	△	△	△	2級船 (K02) の場合のみ、①許可申請2,900円②変更許可申請2,400円分の県証紙 集出荷者名簿 (様式4) も併せて提出 変更する場合は変更届 (様式5) を提出
集出荷体制に関する届出書 (様式3)	○	○	○	
漁業従事者名簿 (様式6)	○	○	○	
うなぎ稚魚漁業の従事者稼働届 (様式7)	○	○	○	
誓約書 (様式8)	○	○	○	写置付きの票紙とする
暴力団排除に関する誓約書 (様式9)	○	○	○	漁業従事者及び集出荷業務する者が暴力団員等でないこと
操業区域の漁業協同組合の同意書	△	△	△	操業区域に漁業権がある場合
操業区域に隣接する内水面漁業協同組合の同意書	△	△	△	操業区域がうなぎの第5種共同漁業権が設定されている河川と隣接する場合
漁協の推薦書	△	△	△	漁協から推薦書が得られた場合
船舶使用承諾書	△	△	△	船舶の所有者でない者が (使用者) が申請する場合
適格性申立書	○	○	○	

○：必ず提出する書類、△：備考に当てはまる場合には提出する

## ・変更がない様式

様式1 (様式1-1～1-3含む) 採捕量等報告様式

様式3 うなぎ稚魚の集出荷体制に関する届出書

様式4 集出荷者名簿

様式5 うなぎ稚魚の出荷体制に関する変更届出書

様式6 漁業従事者名簿

様式8 誓約書

様式9 暴力団排除に関する誓約書

## ・変更した様式

様式2 指導日誌

様式7 うなぎ稚魚漁業の漁業従事者標識届

## ・追加した様式

様式10 漁業従事に係る確認書

【新】

(様式2)

指導日誌

操業区域 \_\_\_\_\_  
 (法人) 名称 \_\_\_\_\_  
 (代表者・職) 氏名 \_\_\_\_\_  
 担当者名 \_\_\_\_\_

月	指導日時	指導の内容
1月		
2月		
3月		

【旧】

(様式2)

巡回指導日誌

(法人) 名称 \_\_\_\_\_  
 (代表者・職) 氏名 \_\_\_\_\_  
 ( 月 日 ~ 月 日分) 担当者名 \_\_\_\_\_

月/日	巡回時間	巡回場所	巡回者名	巡回先の状況	巡回者の対応
/	~				
/	~				
/	~				
/	~				
/	~				
/	~				
/	~				
/	~				
/	~				
/	~				

【新】

様式 7 (表面)

うなぎ稚魚漁業の漁業従事者標識届

令和 年 月 日

高知県知事 様

住所 \_\_\_\_\_  
(法人) 名称 \_\_\_\_\_  
(代表者・職) 氏名 \_\_\_\_\_

操業区域 において、うなぎ稚魚漁業の漁業従事者が採捕するときは、下記の標識を使用するので届け出ます。

記

- (1) 標識の種類
- (2) 標識の内容 イ. 材質 ( )  
ロ. 色 ( 1. 材質 ; 2. 文字 )
- (3) 標識の形体図 (下記のとおり)

(4) 採捕についての指導責任者氏名 \_\_\_\_\_

【備考】

- (1) の標識の種類欄には、腕章、旗等その種類を記載すること。  
※船舶を使用する場合は標識を船舶に掲げる旗にすること
- (2) の標識の内容欄のうち材質については、布、プラスチック等の別を記載し、色については材質と文字に分けて各々記載すること。
- (3) の標識の形体図欄には、その形を明記のうえ縦・横・高さ・直径等の寸法をセンチメートルで表わすこと。  
・標識の現物を漁業管理課に見本として提出すること。  
・標識にはうなぎ稚魚漁業許可、許可を受けた者の氏名(法人にあつては名称及び代表者の職・氏名)、年度、漁業時期、操業区域、漁業従事者の氏名、漁業従事者番号を記載し、漁業従事者の写真を付けること

【旧】

様式 7 (表面)

うなぎ稚魚漁業の漁業従事者標識届

令和 年 月 日

高知県知事 様

住所 \_\_\_\_\_  
(法人) 名称 \_\_\_\_\_  
(代表者・職) 氏名 \_\_\_\_\_

操業区域 において、うなぎ稚魚漁業の漁業従事者が採捕するときは、下記の標識を使用するので届け出ます。

記

- (1) 標識の種類
- (2) 標識の内容 イ. 材質 ( )  
ロ. 色 ( 1. 材質 ; 2. 文字 )
- (3) 標識の形体図 (下記のとおり)

(4) 採捕についての指導責任者氏名 \_\_\_\_\_

備考

- (1) の標識の種類欄には、腕章、タスキ等その種類を記載すること。
- (2) の標識の内容欄のうち材質については、布、プラスチック等の別を記載し、色については材質と文字に分けて各々記載すること。
- (3) の標識の形体図欄には、その形を明記のうえ縦・横・高さ・直径等の寸法をセンチメートルで表わすこと。  
※コピー可能な薄地の用紙に黒字で記載すること。  
※標識には許可を受けた者の氏名(法人にあつては名称及び代表者の職・氏名)、年度、うなぎ稚魚採捕の標識であることを記載すること。  
※標識には漁業従事者の写真を付けること

【新】

様式 10

漁業従事に係る確認書

令和 年 月 日

許可を受けようとする者 様

(本人自署)

住所

氏名

下記事項について確認し、うなぎ稚魚漁業の違反操業をしないことを確約します。

記

- 【漁業種類】 火光利用うなぎ稚魚すくい網漁業
- 【漁業時期】 令和7年1月1日から令和7年3月31日
- 【使用船舶】 (1) 船名  
(2) 漁船登録番号
- 【操業区域】 操業区域 (区域図のとおり)
- 【条件】

- ア 当該漁業許可の漁業従事者は漁業従事者名簿に記載された者でなければならない。
- イ 漁業従事者は採捕に従事するとき、他から見やすいように標識を着用(船舶にあっては、見やすい場所に掲げること。)しなければならない。
- ウ イの標識には「うなぎ稚魚漁業」と表示するとともに、許可を受けた者の氏名又は名称、許可年度、漁業時期、操業区域並びに漁業従事者の氏名及び漁業従事者番号を記載し、漁業従事者の顔写真を貼付しなければならない。
- エ 漁業従事者は、イの標識を複写し、又は他人に譲渡し、若しくは貸与してはならない。
- オ 漁業従事者は午前6時半から午後5時までの間は、採捕してはならない。
- カ 漁業従事者が採捕に従事するときにおいて、一人につき使用する漁具は集魚灯(うなぎ稚魚の集魚又は探索を目的とするものをいう。以下同じ。)1個及びすくい網1本とし、他の漁具を併用し、又は使用してはならない。ただし、複数の光源を容易に脱着することができないように一つに束ねた集魚灯は1個のものとしてみなすものとし、作業灯(漁場に移動するための照明を含む。)は集魚灯に含めないものとする。
- キ 漁業従事者は、魚類を誘導する副漁具(垣網その他類似漁具をいう。)を使用して(第三者が設置したものを利用する場合を含む。)、うなぎ稚魚を採捕してはならない。
- ク 漁業従事者が使用するすくい網の規模は、網口の周囲が3メートル以内、網の丈が1メートル以内とする。
- ケ 漁業従事者は、すくい網をひいて、うなぎ稚魚を採捕してはならない(ひき網の禁止)。
- コ 漁業従事者は、船舶を使用して採捕する場合、漁業従事者名簿に漁業従事者ごとに記載された使用船舶に乗船できるものとし、それ以外の者は乗船してはならない。
- サ 漁業従事者は、船舶を使用せず採捕する場合、遊泳し、又は浮き輪等の水中に浮かぶ道具を使用して、水面に漂いながら、うなぎ稚魚を採捕してはならない。
- シ 漁業従事者は県内の採捕量上限600.3kg及び全国の池入れ21.7トン(国からの採捕停止要請があった場合)に達すると知事が認めて、指示した日以降はうなぎ稚魚を採捕してはならない。

【その他事項】

- (1) 令和7年12月31日まで漁業監督吏員、漁業法第176条第1項の規定に基づく検査に協力します。
- (2) 以下の行為を絶対に行いません  
【この行為が明らかとなった場合は1年間漁業従事者になれない】
  - ・ うなぎ稚魚の違法採捕
  - ・ 漁業監督吏員の検査を拒み、妨げ若しくは忌避し、又はその質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の陳述等をする行為
  - ・ 漁業法第176条第1項の規定に基づく検査を拒み、妨げ又は忌避する行為

【旧】

様式 10

〔追加〕

## 令和6年度のうなぎ稚魚漁業の許可方針（案）について

## (1) 許可方針（案）の概要

○次の主要内容の変更はなし

採捕量の上限	: 600.3kg (国全体で21.7トン)
漁業時期	: 1月1日～3月31日(約90日間)
操業区域	: 44地区
許可数の上限	: 115件
報告徴収	: 漁業法176条に基づく罰則付きの報告義務

## (2) 主な変更点

	変更内容	理由
①	漁業従事者数の上限を2,477人から2,441人に削減	適切な管理のため前年度実績を上限とする
②	前年度に許可を受けていた者が更新する場合の漁業従事者数の優先的な割当てを規定	他の知事許可漁業と同様に、許可を受けていた者が継続して漁業を営めるようにするため
③	漁業従事者証を廃止し、標識(腕章又は旗)のみに変更	漁業従事者証は水濡れ等により破損しやすいため廃止し、標識のみの運用とする
④	漁業従事者が操業区域や条件を確認するための書類を新たに追加	漁業従事者証を廃止するため
⑤	操業区域の一部変更(御畳瀬地区)	漁業取締りを円滑に行うため
⑥	前年度に許可を受けていた者を優先して許可することとしているが、採捕報告を正しく行わなかった場合には翌年度の許可申請を新規扱いとすることを規定	採捕報告の履行を徹底するため
⑦	3年間漁獲実績がない許可区域は廃止	適正な漁業管理のため
⑧	漁業従事者及び集出荷者の欠格事項を追加 ・違法採捕 ・漁業監督吏員及び漁業法第176条の検査の拒否等(追加) ・届出されていない操業区域又は契約していない許可者の漁業従事者からの集荷(追加)	違法採捕、非正規流通の抑制のため

# 令和5年度漁期 うなぎ稚魚漁業の実績

○漁期：令和6年1月1日～3月31日

○許可数：

令和5年度	操業地区	許可件数	漁業従事者数
許可の上限	44	115	2,477
<b>許可の実績</b>	<b>44</b>	<b>45</b>	<b>2,441</b>

※44操業区域のうち、同一操業区域で複数許可があるのは1区域のみ、他43区域は単一許可

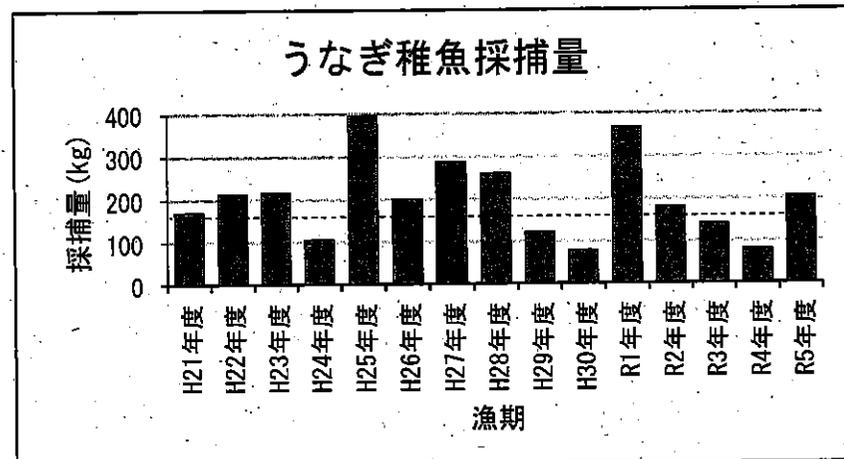
○採捕量、集荷量、販売量：

	採捕量 (kg)	集荷量 (kg)	販売量 (kg)
1月	58.952	52.452	46.073
2月	57.295	53.711	58.142
3月	89.125	86.052	87.881
合計	205.372	192.215	192.096

総採捕量 (kg)	205.4
採捕量上限 (kg)	600.3

※令和4年度は採捕量80kgで、過去2番目の不漁（過去最低；平成30年度78kg）

※令和5年度は過去5年平均より上（平均：169kg、図の点線）



○令和5年12月1日にしらすうなぎが特定水産動植物に指定

●厳罰化が施行された令和5年12月以降も依然として違法採捕、非正規流通の通報が多数寄せられ検挙事案も発生

〈通報内容〉

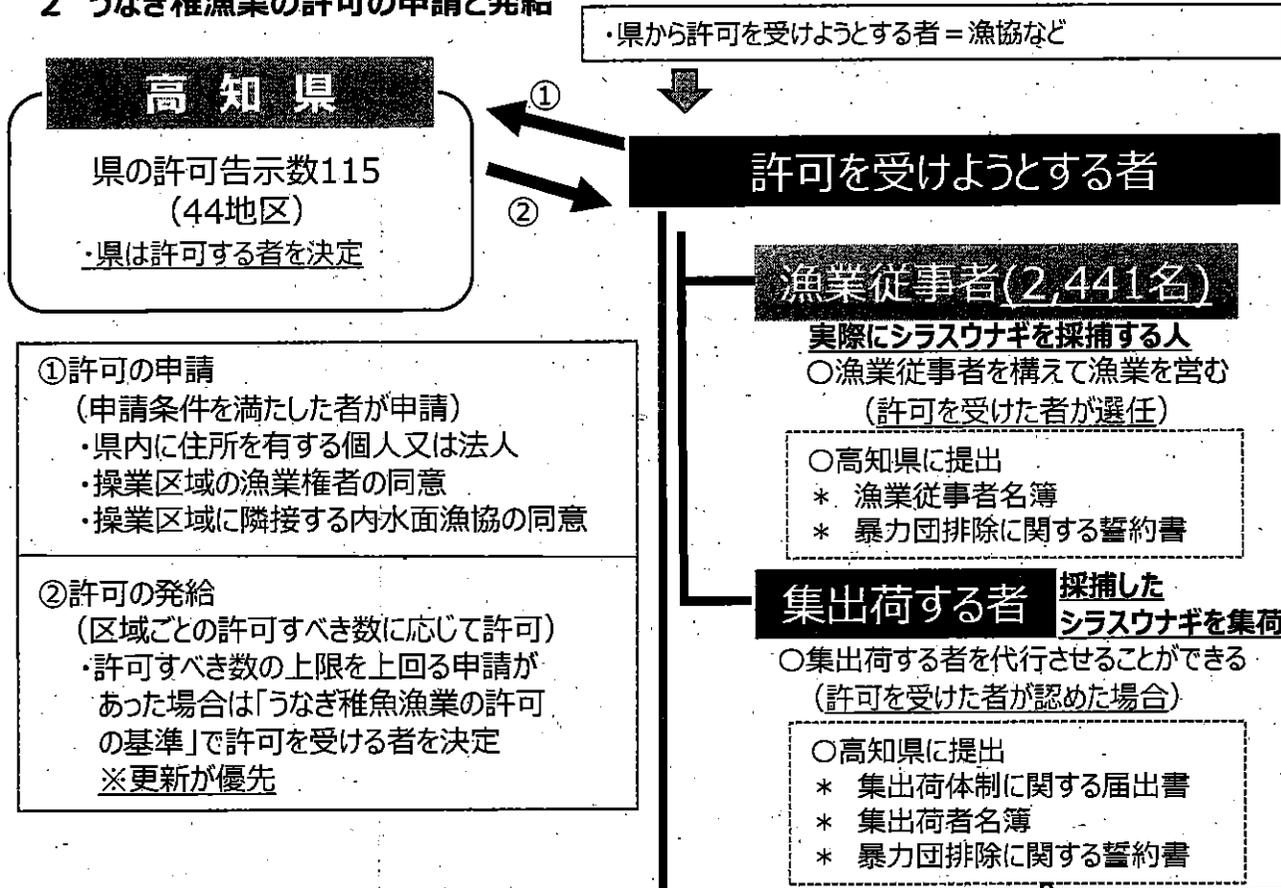
- ・漁業従事者でない者の採捕
- ・集出荷する者が別の操業区域や別の許可を受けた者の漁業従事者から集荷
- ・漁期以外の採捕

# うなぎ稚魚漁業の許可方針の概略

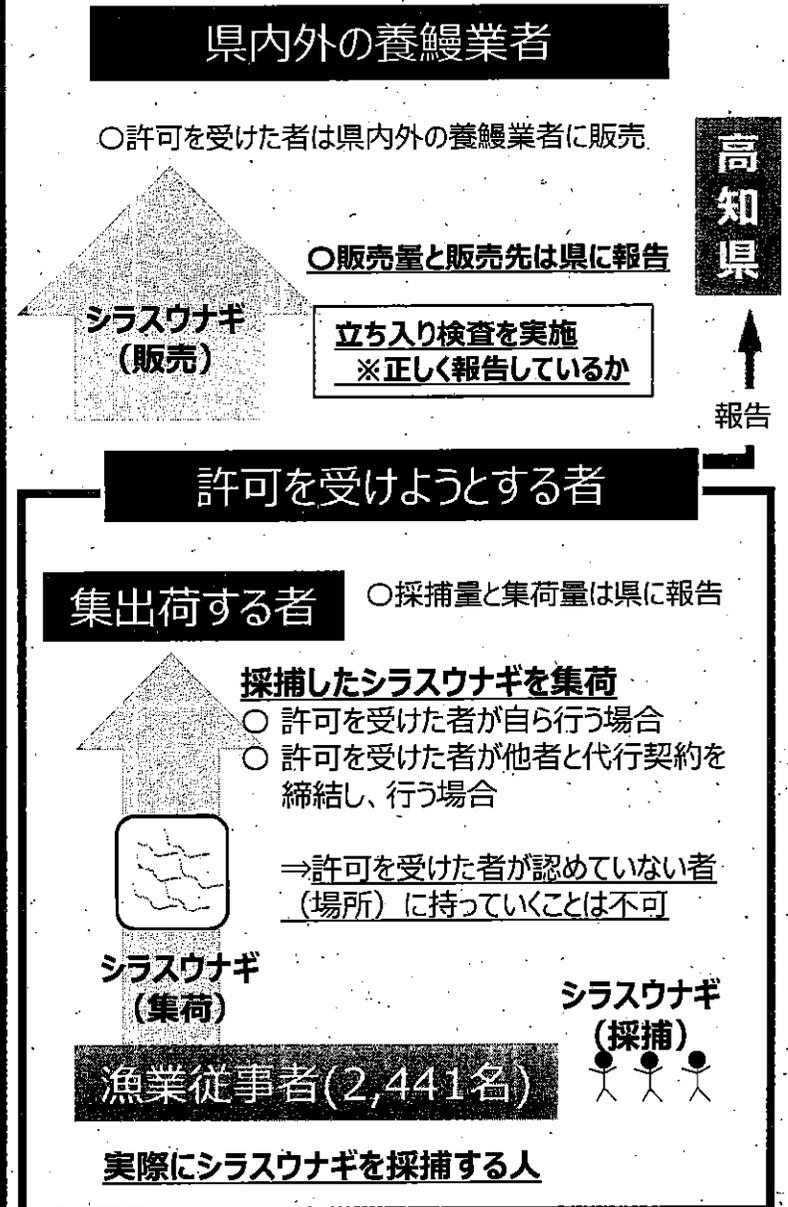
## 1 令和5年度の知事許可漁業への移行と令和6年度の方針

- 令和5年12月1日にしらすうなぎが特定水産動植物に指定
- 特定水産動植物の採捕の禁止
  - \* 許可等に基づき行う場合を除き、特定水産動植物の採捕を禁止（第132条）  
⇒違反者に対する罰則は3年以下の懲役又は3,000万円以下の罰金（第189条）
  - \* 採捕が可能な場合：許可漁業又は漁業権に基づいて漁業を営む場合
- 令和5年度に特別採捕許可から知事許可漁業に移行
- 令和6年度の知事許可漁業は、違法採捕及び非正規流通の防止の観点から見直しを行う

## 2 うなぎ稚魚漁業の許可の申請と発給



## 3 うなぎ稚魚業によるしらすうなぎ採捕、集荷、販売



# 主な変更点の詳細

## ① 漁業従事者数

前年度 → 令和6年度(変更)

2,477人 → 2,441人

### ○変更理由

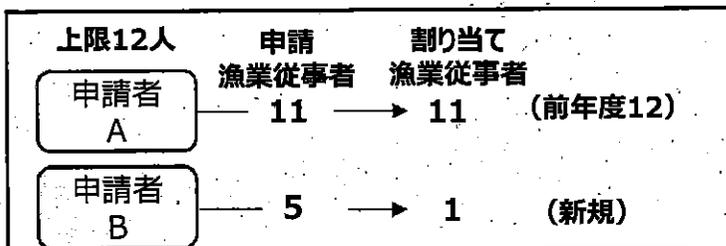
・漁業従事者数が多く、より一層の適正な操業、  
漁業管理を行っていく必要あり

・前年度の漁業従事者数を上限とする

## ② 漁業従事者の割り当て

令和6年度(追加)

前年に許可を受けた者が改めて申請する場合には、前年の漁業従事者数を上限とし、漁業従事者数を優先して割り当てる



操業区域	地区	許可すべき漁業者の数	漁業従事者の数
操業区域1	野根	2	12
操業区域2	室戸	2	2
操業区域3	吉良川	2	5
操業区域4	奈半利	2	90
操業区域5	田野	3	50
操業区域6	安田	2	41
操業区域7	安芸	5	58
操業区域8	赤野	2	12
操業区域9	和食	2	7
操業区域10	手結	2	42
操業区域11	岸本	2	20
操業区域12	赤岡	3	120
操業区域13	吉川	3	94
操業区域14	久枝	2	32
操業区域15	香西	2	40
操業区域16	浜改田	2	9
操業区域17	十市	2	12
操業区域18	御豊瀬	2	30
操業区域19	浦戸1	2	83
操業区域20	浦戸2	2	55
操業区域21	春野町甲殿	3	71
操業区域22	春野町仁淀川	3	15

操業区域	地区	許可すべき漁業者の数	漁業従事者の数
操業区域23	新居	2	27
操業区域24	宇佐	3	68
操業区域25	深浦	2	4
操業区域26	須崎1	2	32
操業区域27	須崎2	2	25
操業区域28	須崎3	2	51
操業区域29	久礼	2	6
操業区域30	佐賀	3	144
操業区域31	上川口	4	41
操業区域32	入野	5	31
操業区域33	田野浦	2	18
操業区域34	下田	5	149
操業区域35	下ノ加江	2	16
操業区域36	小筑紫	3	50
操業区域37	片島	2	36
操業区域38	松田川	2	32
操業区域39	仁淀川	6	288
操業区域40	四万十川	6	475
操業区域41	高知市内水面	2	13
操業区域42	新川川	2	20
操業区域43	須崎市内水面	2	5
操業区域44	福良川	2	10
計		115	2441

### ③ 漁業従事者証の廃止と標識の運用

#### 令和6年度（変更、追加）

- ① 漁業従事者証（県が発行）を廃止し、操業時は標識（許可を受けた者が発行）のみを着用するものとする
- ② 標識の複写、貸与、譲渡を禁止
- ③ 標識には、「うなぎ稚魚漁業許可」、「許可を受けた者の氏名」、「年度」、「漁業時期」、「操業区域」、「漁業従事者の氏名」、「従事者番号」を記載し、「従事者の写真」を付けること
- ④ 船舶を使用する場合の標識は旗にすること

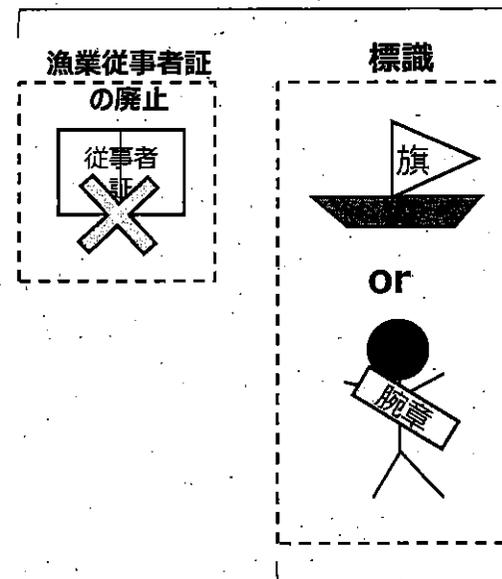
#### ○変更理由

- ① 漁業従事者証を廃止しても、標識の着用のみで漁業従事者であることが識別可能であるため  
※ 漁業従事者証の携帯規定の廃止について従事者からの要望多数

- ② 標識が漁業従事者を唯一識別するためのものであるため（標識の複写、貸与等は、偽造による密漁が横行する可能性があるため禁止）
- ③ 取締り時に標識で漁業従事者本人の確認を行うため
- ④ 取締機関が標識の確認を速やかにできるようにするため

#### 漁業従事者証の廃止

令和5年度：両方を必ず携帯



令和6年度：標識のみ必ず携帯

#### 標識偽造の防止

【標識】  
令和6年度うなぎ稚魚漁業許可  
(許可を受けた者)  
漁業時期 1月1日～3月31日  
操業区域 39(仁淀川)  
従事者番号 氏名

写真

・実物の1部を県漁業管理課に提出

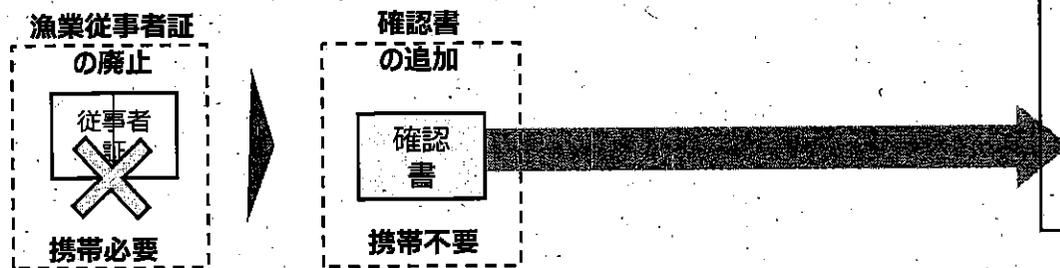
#### ④ 確認書の追加

前年度 → 令和6年度（追加）

- ・漁業従事者証の廃止に伴う、確認書の追加

#### ○変更理由

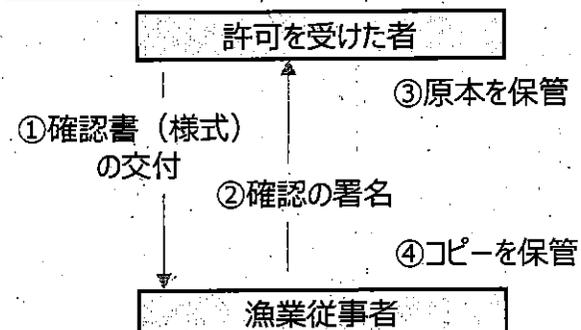
- ・漁業従事証の廃止に伴い、漁業従事者が自らの使用できる船舶、区域、漁業時期、条件などを確認する書類が無くなるため、これを確認するための書類を追加（※携帯の必要はなし）



#### 確認書の追加

漁業従事者が使用できる船舶、操業区域、採捕の条件等を確認する書類

#### ◎確認書の作成ながれ



#### ◎携帯しなくてもOK

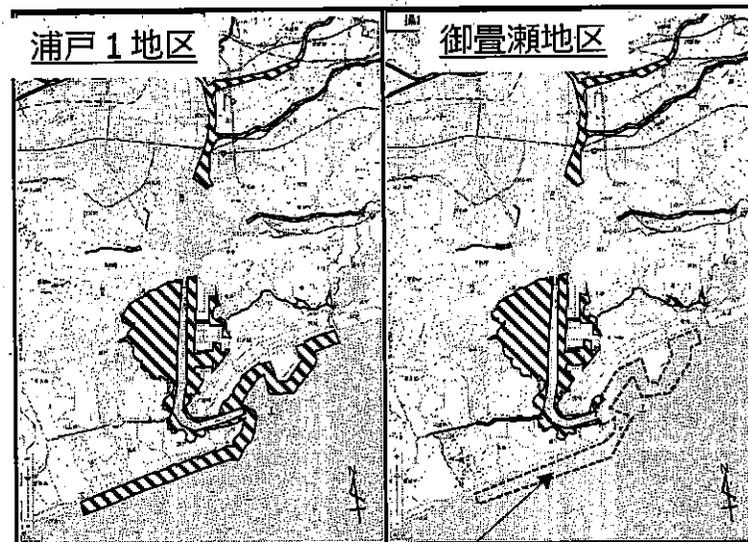
#### ⑤ 操業区域の一部変更（御豊瀬地区）

前年度 → 令和6年度（変更）

- ・御豊瀬地区を浦戸1地区と同じ区域に変更

#### ○変更理由

- ①浦戸湾の外海は、操業できる者とできない者が周辺区域で混在していることから、取締り上支障をきたしている。そのため、御豊瀬地区を浦戸1地区と同一区域に変更



浦戸湾の外海が区域として認められていない

## ⑥ 許可の優先順位の見直し

### 【内容】

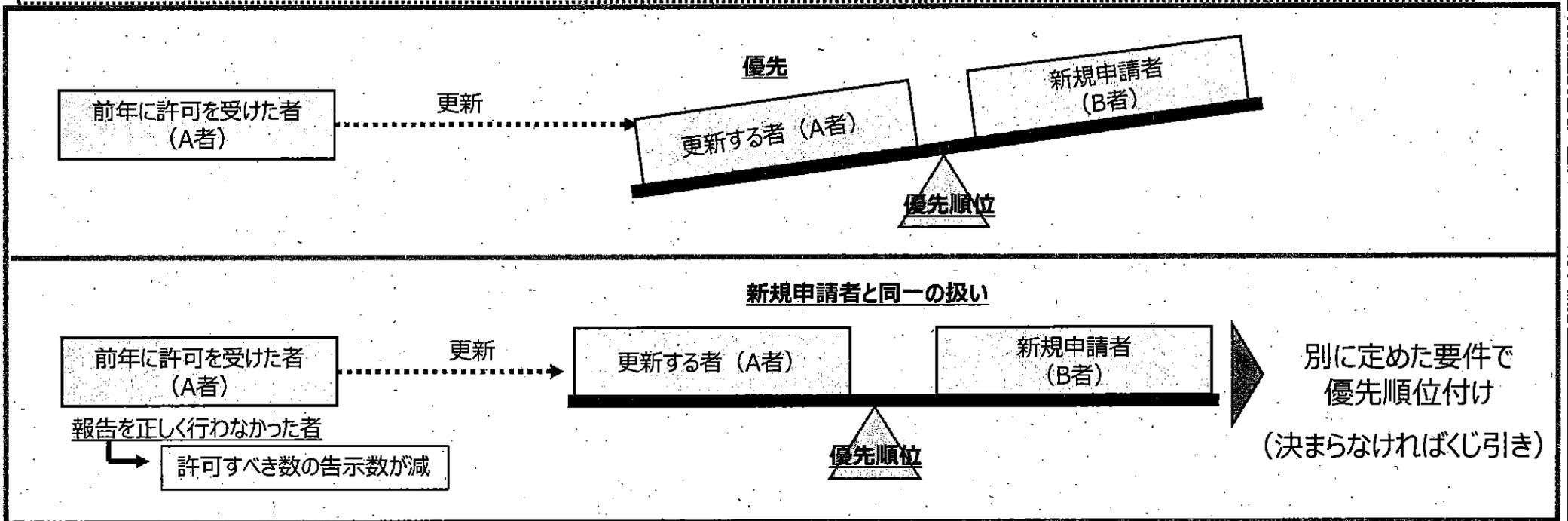
許可を受けようとする者（申請者）が告示数の上限を超えて申請した場合、許可の基準により、申請者を優先順位付し、許可を受けるものを決定する

- ①前年に許可を受けた者が改めて申請したとき（更新する者）は、他の申請者に優先して許可を行う
- ②更新する者以外の申請者（新規申請者）は別に定めた要件で優先順位付け（決まらなければじ引き）

### 前年度 → 令和6年度（変更）

・前年に漁業法第176条第1項の規定に基づく報告（採捕量等）を正しく行わなかった者は、新規申請者と同一の扱いとする

※前年に漁業法第176条第1項の規定に基づく報告（採捕量等）を正しく行わなかった者が許可を受けた区域は告示数を次年度1減らす規定あり



### ○変更理由

・前年に漁業法第176条第1項の規定に基づく報告（採捕量等）を正しく行わなかった者が優先的に許可を受けることは、適切でないため、新規申請者と同一の扱いとする

うなぎ稚魚漁業スケジュール

年月	関係者	県
~R6.6		<p>許可の課題抽出</p> <p>・R5年度漁期中の要望整理 ・取締り機関と海面、内水面、養鰻（機構）等の関係者に要望の有無を聞き取り</p>
R6.7	説明会 出席 8/9	<p>令和6年度許可見直しに係る意見交換会 （内水面・海面・養鰻・令和5年度許可名義人等との意見交換） （※R5：5月、8月）</p> <p>・令和6年度許可方針（案案）、許可の基準（案案）を提示し、関係者に意見をもらう</p>
R6.8	8/19 8/20~9/8 (20日)	<p>許可方針（案）、許可の基準（案）の作成</p> <p>内水面漁連組合長会での説明 (※R5：9/14)</p> <p>許可方針（案）、許可の基準（案）パブコメ (※R5：8/17~9/6)</p> <p>許可方針・許可基準・制限措置（案）の作成</p> <p>・パブコメを踏まえて許可方針（案）及び許可の基準（案）を</p>
R6.9	9/19,20 10/8	<p>海区・内水面委員会に諮問 (※R5：内水面9/20、海区9/22)</p> <p>許可方針・許可の基準 策定 (※R5：8/17~)</p> <p>制限措置 告示</p> <p>・告示（申請期間の告示）</p>
R6.10	説明会 出席	<p>うなぎ稚魚漁業の許可申請に係る説明 (※R5：10/6)</p> <p>許可申請 (10/7~11/7)</p> <p>（※R5：10/6~11/29）</p> <p>・前年の許可を受けた者 新規申請予定の者を</p>
R6.11		<p>審査期間 (11/8~12/1) （※R5：11/7~11/27）</p>
R6.12		<p>うなぎ稚魚漁業の許可証の交付 (12/2) （※R5：12/4）</p>
R7.1		<p>令和6年度うなぎ稚魚漁業 開始</p>

■ うなぎ稚魚漁業の許可方針及び許可の基準についての意見公募結果

- ・意見公募期間（令和6年8月20日から9月8日まで）
- ・提出された意見数 1名から1件

No.	ご意見の概要	ご意見に対する回答
1	<p>【操業区域の見直しについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 漁業者の高齢化や他漁業の収入が減少している。うなぎ稚魚漁業の操業区域を拡大させ、シラスウナギの漁獲量を増やすことで、漁師の収入を増やしたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 操業区域の変更にあっては、資源への影響及び漁業調整上の問題がないかなどを確認のうえ、検討することが必要となります。うなぎ稚魚漁業は昨年度に許可漁業化したものですので、漁獲量を増やしたいという理由のみで、短期間で区域を変更することは適切とは言えず、今後、複数年間のうなぎ資源や漁業、取締りの状況などを踏まえて変更が必要であれば、操業区域の変更を含めて検討すべきものと考えております。</li> </ul> <p>なお、今回の許可方針の変更にあたっては、漁業取締りに支障がある区域を整理するために、一部操業区域を見直しています。</p>

6水管第1776号  
令和6年9月10日

各都道府県の長（別記参照） 殿

水産庁長官

令和7年漁期におけるウナギの持続的利用のための資源管理の推進について

内水面漁業の振興に関する法律（平成26年法律第103号。以下「内水面振興法」という。）第26条に基づく農林水産大臣の許可制度のもと、うなぎ養殖業については、シラスウナギの池入数量の制限を行っていること及び国際的にウナギの資源管理に取り組んでいることから、シラスウナギの採捕はこの状況を踏まえた措置を講じる必要がある。

また、昨年12月1日から、シラスウナギは原則として都道府県の知事許可漁業のもとで採捕が行われるようになったこと、令和2年12月に施行された改正漁業法（昭和24年法律第267号）に創設された特定水産動植物の採捕禁止違反の罪が昨年12月からうなぎの稚魚（全長13センチメートル以下のうなぎをいう。）にも適用され大幅に罰則が強化されたことなどを踏まえ、許可の運用状況について点検するとともに、より一層、関係機関と緊密な連携を図り、徹底した指導・取締りを行っていく必要がある。

加えて、産卵に向かう下りウナギの採捕の制限を推進することとし、海面でウナギを採捕する漁業を含めて、ウナギを採捕する漁業者の全てが資源管理に関わる体制を作っていく必要がある。

以上を踏まえ、各都道府県におかれては、関係者による資源管理対策に係る話合いと検討を加速させるとともに、令和7年漁期におけるシラスウナギの許可の運用については別紙1、ウナギの漁獲抑制及び第五種共同漁業権対象魚種としてのウナギの増殖義務の履行については別紙2を踏まえて対応することとして、関係者に対し指導されたい。

## 令和7年漁期におけるシラスウナギ採捕に係る許可の運用について

### 1 シラスウナギ採捕数量報告の適正化について

#### (1) 流通の適正化について

令和2年12月に特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律（令和2年法律第79号。以下「水産流通適正化法」という。）が成立し、令和4年12月1日に施行された。この法律は、違法に採捕された水産動植物の流通を防止するため、取扱事業者間における情報の伝達並び取引記録の作成及び保存並びに適法に採捕されたものである旨を証する書類の輸出入に際する添付の義務付け等の措置を講ずることにより特定の水産動植物等の国内流通の適正化及び輸出入の適正化を図り、もって違法な漁業の抑止及び水産資源の持続的な利用に寄与し、漁業及びその関連産業の健全な発展に資することを目的とするものである。シラスウナギについては、密漁や採捕数量の未報告・過小報告が問題となっていることから、同法における規制の対象となる特定第一種水産動植物として令和4年4月26日に「うなぎの稚魚（全長13センチメートル以下のうなぎをいう。）」が指定されており、令和7年12月1日から適用されることとなっている。

採捕数量の未報告・過少報告の要因については、これまで密漁だけではなく、特別採捕許可の運用において、採捕数量の上限が自県の池入数量を下回るほど過度に制限されているなど、正確な採捕数量の報告が行われにくい規制をしていることが指摘されてきた。このため、漁業の許可（以下「知事許可」という。）への移行に当たっては、水産流通適正化法における規制（届出、漁獲番号の伝達及び取引記録の作成・保存）の運用も見据え、採捕・流通の実態を踏まえて、知事許可のもとで適正な報告が行われるよう必要に応じた運用の改善を図るべき旨を指摘してきており、これを踏まえて多くの県において規制の見直しが行われているが、令和6年漁期のシラスウナギ採捕報告においても、池入量報告との間に引き続き2.0トンの乖離が見られている。

#### (2) 適正な運用を図るために講ずるべき措置について

令和7年漁期（令和6年11月1日～令和7年10月31日）の知事許可の運用においては、知事許可を得てシラスウナギを採捕する漁業を営む漁業者は、漁業者自身の判断によってシラスウナギを販売するものであり、うなぎ養殖業への種苗供給は全国的に行われていること、また、国内のシラスウナギの池入れ数量は、内水面振興法に基づき上限が設定されており、当該上限を超えないように管理されていることから、都道府県内の供給に限定する必要や採捕数量の上限を定める必要はないことに留意しつつ、以下の項目について昨年漁期の運用の再点検を行い、制度の適正化や透明化が不十分な場合には改善を検討されたい。また、必要に応じて「シラスウナギを採捕する漁業の知事許可漁業への移行について」（令和3年10月8日付け3水管第1707号

水産庁長官通知）（別紙3（参考））も参考とすること。

- ① 採捕数量と出荷先ごとの出荷数量について、採捕者に対し定期的な報告が義務付けられているか。
- ② 採捕者数について管理が行き届く範囲内の妥当な人数となっているか。
- ③ 漁業取締りやシラスウナギの正確な採捕報告の担保のため、採捕した種苗の一次出荷先をあらかじめ指定している場合には、その指定先への出荷が遵守されているか。
- ④ 未報告及び過小報告の発生を防止するため、都道府県において指定された出荷先への販売価格を設定している場合には、その設定価格が市場価格に鑑みて妥当であるか。また、価格決定の体制及びその価格が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触していないか。
- ⑤ 採捕数量の上限を設定している場合には、その上限設定が都道府県内の養鰻業者への供給に限定することを目的とするものや、合理的根拠のないものになっていないか。

なお、シラスウナギを採捕する漁業を漁業権の内容とする場合や特別採捕許可に基づきシラスウナギを採捕する場合であっても、知事許可の運用に準じた措置を講ずることが適当である。

### （3）その他の留意事項について

（2）に加え、採捕数量の報告を徹底するため、正しく報告を行わなかった者に対しての取扱いが定まっていない場合は、当該者の許可の順位が劣後するよう許可の取扱方針を見直すことや当該者の数だけ次年の許可の公示数を減らすこと等を検討されたい。なお、許可の運用を見直す際には、内水面漁場管理委員会への諮問が必要となる場合があることに加え、採捕者、うなぎ養殖業者、内水面漁業者等で構成される協議会を設けることなどにより、関係者間の調整を図ることについても留意することが必要である。

## 2 採捕期間について

許可の期間は、原則として、令和6年12月1日から令和7年4月30日までの間で設定することとし、養殖用種苗の需要見込み量を勘案する一方で、ウナギ資源の保護に必要な河川溯上量の確保の観点から、適切な期間を設定されたい。

なお、土用丑の日の前後の需要期における養殖ウナギの安定供給のため早期にシラスウナギが必要となる場合には、採捕開始時期を12月1日より前に設定して差し支えないが、漁業調整上の問題を惹起しないよう、隣接する漁場を管轄する関係都道府県と事前に十分調整することが重要である。

## 3 シラスウナギ採捕の停止措置について

日本国内における、内水面振興法第26条に基づく、うなぎ養殖業における池入数量の

制限に加え、令和3年1月からは国内の池入数量が一定以上となった場合には、台湾、韓国に対する輸出を認めることとなった。

このことから、国内全ての養殖場のニホンウナギの池入数量が令和7年漁期の池入数量の上限（21.7トン）に達すると見込まれる場合であって、輸出に向けられるシラスウナギの需要量が満たされたと水産庁が判断し、都道府県に通知した場合には、知事がシラスウナギの採捕を停止できる規定を設けられたい。

#### 4 採捕に関する指導・取締りについて

シラスウナギの採捕、流通、輸出等の実態把握を行い、採捕数量報告の未報告又は過少報告が生じないよう適切な指導を行うとともに、取締りを徹底されたい。

また、密漁対策として、

- ・許可を受けた採捕者及び採捕従事者名簿の届出
- ・許可を受けた採捕者及びその従事者を確認できる写真付き証明書の発行
- ・現場で確認できるワッペンや帽子等の着用
- ・採捕に関する記録（従事者名簿、実施計画・結果等）の簿冊の備付け
- ・採捕従事者証を発行する場合には、従事者証紛失時の届出義務や従事者でなくなった場合の回収

等の措置を積極的に検討するべきである。

## ウナギの漁獲抑制と第五種共同漁業権対象魚種としてのウナギの増殖義務の履行について

### 1 産卵に向かうウナギの漁獲抑制

産卵のため河川から海に下るウナギの保護については、地域ごとの話し合いを進めていただいた結果、内水面漁場管理委員会指示や海区漁業調整委員会指示による禁漁期間の設定、漁業者の自主的措置による禁漁期間の設定や再放流等の取組が各地で実施されているものの、まだ一部の地域にとどまっており十分とは言えない。

平成30年7月、全国内水面漁場管理委員会連合会と全国内水面漁業協同組合連合会が連携して、全国の内水面において下りウナギの保護に取り組む方針を共同決議したところであり、下りウナギの保護が確実に全都道府県で実施されるよう、未実施の都道府県におかれては、都道府県内における関係者による話し合いを更に促進されたい。

### 2 海面におけるウナギの漁獲抑制

ウナギは内水面のみならず沿岸域にも生息しており、海面においてもその採捕が行われている。ウナギの持続的利用のための資源管理においては、内水面のみならず海面を含めてウナギを採捕する漁業者の全てが一定の役割を果たしていくことが必要である。

については、近年、内水面においてウナギの資源管理の取組を強化してきていることを踏まえて、海面においても、まずは内水面における下りウナギの保護の効果を損なわないようにするため、再放流等による下りウナギの保護や、下りウナギを対象とした漁業の自粛など資源管理の強化に向けて、関係者による話し合いを促進されたい。

### 3 第五種共同漁業権対象魚種としてのウナギの増殖について

第五種共同漁業権の免許を受けた漁業協同組合（以下「漁業権者」という。）は、漁業法第168条の規定により増殖を行う必要があり、ウナギを漁業権対象魚種としている漁業権者の多くは、これまで養鰻業者等からウナギを調達してこれを放流することでこの増殖義務を果たしている。

一方で、近年のニホンウナギの稚魚の不漁に伴い、池入種苗の不足を補うため、東南アジアに生息するビカーラ種やアメリカに生息するロストラータ種等、ニホンウナギ以外のウナギ（以下「異種ウナギ」という。）の稚魚を輸入して養殖する動きが見られており、増殖義務を果たすためにこれら異種ウナギを調達・放流する可能性が生じている。

しかしながら、ニホンウナギを対象魚種としている漁業権については、異種ウナギを放流しても増殖義務を果たしていると言えない。

また、このような異種ウナギが放流された場合、寄生虫や病原菌が持ち込まれたり、生息場所や餌の競合からニホンウナギの生息が脅かされたりする危険性があることか

ら、各漁業権者が放流によって増殖義務を果たすために養鰻業者等からウナギを調達する際には、異種ウナギが混入していないことを十分に確認し、異種ウナギが放流されることのないよう、関係者へ指導されたい。

なお、ニホンウナギの漁獲量が長期的に低水準にあることを踏まえ、例えば、堰堤等により移動が妨げられている滞留魚の汲上げ放流や汲下ろし放流、人工芝マットや石倉を利用した簡易魚道の設置を行う等、従来の手法に囚われることなく、これまで以上に増殖行為の多様化・効率化に取り組まれるよう、漁業権者に対し指導・助言されたい。

3水管第1707号  
令和3年10月8日

都道府県知事 殿

水産庁長官

シラスウナギを採捕する漁業の知事許可漁業への移行について

令和2年12月1日の漁業法等の一部を改正する等の法律(平成30年法律第95号)の施行により、同日漁業法(昭和24年法律第267号)が改正され、漁業法第132条第1項において、悪質な密漁の対象となるおそれ大きいとして漁業法施行規則(令和2年農林水産省令第47号)第41条に基づき指定する特定水産動植物の採捕を原則として禁止することとされた。当該禁止規定の適用が除外される場合として、漁業法第132条第2項では、漁業の許可を受けた者が当該許可に基づいて漁業を営む場合等が規定された。この特定水産動植物には令和3年10月時点であわび、なまことともうなぎの稚魚(全長13センチメートル以下のうなぎ)が指定されており、うなぎの稚魚については令和5年12月1日から適用される。

このことから、ニホンウナギの稚魚(以下「シラスウナギ」という。)を採捕するためには、漁業の許可の対象とするなどの措置をとる必要がある。都道府県漁業調整規則の規制の適用を除外するためのシラスウナギの特別採捕許可については、自治体によっては、自自治体の養鰻業への供給を主な目的としていたものの、知事許可漁業によるシラスウナギの採捕は、内水面漁業の振興に関する法律(平成26年法律第103号。以下「内水面振興法」という。)第26条第1項に基づく我が国のうなぎ養殖業における国内全体の池入れ数量を満たすシラスウナギを供給することを主な目的とすべきであることに留意されたい。

また、シラスウナギを特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律(令和2年法律第79号。以下「水産流通適正化法」という。)第2条第1項における特定第一種水産動植物の対象とすべく手続を進めていること等を踏まえ、早急かつ的確に制度を構築する必要がある。

くわえて、漁業法では特定水産動植物採捕の罪等が創設されるなど大幅に罰則が強化されていることなどを踏まえ、より一層、関係機関と緊密な連携を図り、徹底した指導・取締りを行っていく必要がある。

このため、シラスウナギを採捕する漁業について、知事許可漁業への移行を円滑に進め、適切な管理となるよう、制限措置、許可の条件等を含む規制の方法について、別紙のとおり留意事項を取りまとめたので、シラスウナギの採捕実態のある都道府県においては、当該内容を踏まえ、早急に関係者間の協議、紛争の防止や解決等を進め、適切な制度を構築されたい。

## 1. 許可を受ける者について

漁業の許可は、漁業を営む者に対して行うものであることから、都道府県知事は実際に採捕行為を行い漁業を営む個人又は法人に対して許可する必要がある。

また、許可を受ける者に漁業従事者がいる場合には、雇用契約を締結するなど許可を受ける者と漁業従事者の関係を明確にさせるとともに、許可の申請に際して許可の判断に関し必要と認める書類として都道府県知事は漁業従事者の一覧の提出を求め、変更の都度修正したものを届出させる等の方法で漁業従事者を把握し、許可を受ける者に適切に管理するよう指導する必要がある。

さらに、漁業協同組合や漁業協同組合連合会（以下「漁協等」という。）が許可を受ける場合には、当然、当該漁協等は、漁業を自営するための水産業協同組合法（昭和 23 年法律第 242 号）の規定に基づく必要な手続がなされている必要がある。また、漁業の許可を受けた漁協等の漁業従事者が漁業法に違反した場合には、同法第 197 条の規定により、漁業の許可を受けた漁協等自体も罰せられることとなり、漁協等が受けた許可等の適格性が喪失する可能性があることに留意する必要がある。

## 2. 制限措置について

制限措置については、これまでも都道府県担当者会議等において考え方を示しているところであるが、以下の点に留意されたい。

- (1) 都道府県知事は、知事許可漁業の許可又は起業の認可（以下「許可等」という。）をしようとするときは、制限措置を定め、その内容及び許可等を申請すべき期間を公示する必要がある（漁業法第 58 条において準用する同法第 42 条第 1 項）。

制限措置の事項としては、①漁業種類、②許可等をすべき船舶等の数又は漁業者の数、③操業区域、④漁業時期等が考えられる。

制限措置を定めるに当たっては、知事許可漁業の許可を受けようとする者が申請の機会を逸することがないように、公平かつ中立なものにする必要がある。

また、制限措置は、知事があらかじめ具体的に定めて公示するものであり、制限措置と異なる内容により知事許可漁業を営んだ場合は違反に問われるものであることから、例えば「漁業権者が同意した区域」といった、第三者により決定され変わりうるものとするのは適切ではないことに留意されたい。

- (2) (1) のほか、制限措置を定めるに当たっての留意すべき事項を以下に示す。

ア 許可等をすべき船舶等又は漁業者の範囲が恣意的に限定されるような制限措置を定めないこと。

イ 許可等をすべき船舶等の数又は漁業者の数については、過去の採捕実績等を考慮し、適切に管理できる数とすること。

ウ 制限措置については、

(ア) 船舶を使用して行う漁業とそれ以外の漁業

(イ) 使用する漁具又は漁法

ごとに分けて定めること。

エ 採捕される河川等ごとに操業区域を定める場合には、特に適切に管理できる範囲を区域とすること。

### 3. 許可の条件について

都道府県知事は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、許可等に条件を付けることができる（漁業法第 58 条で準用する同法第 44 条）。条件を付ける場合には、以下の点に留意されたい。

- (1) 知事許可漁業によるシラスウナギの採捕は、内水面振興法に基づくうなぎ養殖業への種苗供給を主な目的とすることから、都道府県内の養鰻業者に限定した供給や合理的な根拠のない採捕数量の制限を条件とすることは適当ではないこと。
- (2) 採捕したシラスウナギの出荷先については、漁業取締りや水産流通適正化法の適用を念頭に必要な制限を付すことは差し支えないこと。ただし、その販売先を制限することは、漁業法上の許可の条件とは別に条例等の根拠を求めることが適当であること。
- (3) 全国のうなぎ養殖業の池入数量の管理のために、水産庁が都道府県にシラスウナギの採捕停止を要請した場合に備え、措置を講じられるようにあらかじめ公益上必要な場合に採捕の停止を通知することがあり得る旨の条件を付すこと。
- (4) 許可を受ける者の漁業従事者の管理能力に応じて漁業従事者の数を制限することは差し支えないこと。
- (5) 漁業取締りの観点から、
  - ・ 許可を受けた者及び漁業従事者名簿の届出
  - ・ 許可を受けた者及び漁業従事者を確認できる写真付き証明書の発行
  - ・ 現場で確認できる腕章やワッペン、帽子等の着用
  - ・ 採捕に関する記録（従事者名簿、実施計画・結果等）の簿冊の備付け
  - ・ 漁業従事者証を発行する場合には、紛失時の届出や漁業従事者でなくなった場合の回収等の遵守事項を規定することは差し支えないこと。
- (6) 使用する漁具や光力の制限等を設けることは差し支えないこと。

### 4. 資源管理の状況等の報告の提出について

資源管理の状況等の報告については、各都道府県の漁業調整規則に基づき報告されるよう許可を受けた者を指導されたい。報告内容に疑義がある、報告期限が遵守されないなどの場合には、漁業法第 176 条第 1 項及び第 2 項に基づく報告徴収等を行うことを検討されたい。

第 2 1 期第 2 1 回高知県内水面漁場管理委員会

第 3 号議案

うなぎ稚魚漁業の制限措置の変更について

6 高漁管第 492 号

高知県内水面漁場管理委員会 様

高知県漁業調整規則(令和2年高知県規則第73号)第4条第1項第2号に掲げるうなぎ稚魚漁業の制限措置を変更したいので、同規則第11条第3項の規定により諮問します。

令和6年9月9日

高知県知事 濱田 省司

-----  
告 示 ( 案 )  
-----

高知県告示第 号の2

令和5年10月高知県告示第656号（高知県漁業調整規則によるうなぎ稚魚漁業の許可等の制限措置）の一部を次のように改正する。

令和6年 月 日

高知県知事 濱田 省司

3を次のように改める。

3 許可を申請すべき期間

令和6年10月7日から同年11月7日まで

4中

「(18) 操業区域18

を

「(18) 操業区域18

点の位置

基点甲 高知市仁井田井流17番地共同漁業権境界基点

基点乙 高知市長浜・春野町界名村崎共同漁業権境界

基点

基点丙 高知市えびす渚

次に掲げる区域

ア 甲から磁針方位167度線の線及び乙から磁針方位170度線の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合300メートルの線に至る区域。ただし、丙から真方位334度34分の対岸を結ぶ直線より湾奥部を除く。

イ 丙から真方位334度34分の対岸を結ぶ直線及び高知市横浜灘草の鼻南端から高知市仁井田新ヶ鼻「埋立地北端」を結ぶ直線で区切られた海域。ただし、港則法（昭和23年法律第174号）第11条に規定する航路（以下「航路」という。）を除く。

ウ 新川川の高知市梶ヶ浦渡船場から右岸導流提基部を見通した線から上流の区域。ただし、高知市春野町の区域を除く。

エ 国分川本流の高知市旧青柳橋から上流の高知市の区域

オ 国分川支流久万川の同川と国分川本流との合流点から上流の区域

カ 国分川支流舟入川の高知市の区域

キ 下田川の高知市旧五台山橋から上流の高知市の区域

ク 十津川の県道種崎線の高知市弥生橋から上流の高知市の区域

ケ 竹島川の高知市孕橋から上流の区域

コ 高知市港橋（棧橋通五丁目）から上流の河川の区域

（19）操業区域19

に、「港則法（昭和23年法律第174号）第11条に規定する航路（以下「航路」という。）」を「航路」に、「（19）操業区域19」を「（20）操業区域20」に改め、

「（20）操業区域20

点の位置

基点甲 高知市仁井田井流17番地共同漁業権境界基点

基点乙 高知市長浜・春野町界名村崎共同漁業権境界

基点

基点丙 高知市えびす礮

次に掲げる区域

ア 丙から真方位334度34分の対岸を結ぶ直線及び高知市横浜灘草の鼻南端から高知市仁井田新ヶ鼻「埋立地北端」を結ぶ直線で区切られた海域。ただし、航路を除く。

イ 高知市浦戸えびす礮から真方位334度34分の線以東の外海のうち高知市種崎赤灯から同市浦戸御殿の鼻航路導標跡を結ぶ線以北の区域

ウ 新川川の高知市梶ヶ浦渡船場から右岸導流堤基部を見通した線から上流の区域。ただし、高知市春野町の区域を除く。

エ 国分川本流の高知市旧青柳橋から上流の高知市の区域

オ 国分川支流久万川の同川と国分川本流との合流点から上流の区域

カ 国分川支流舟入川の高知市の区域

キ 下田川の高知市旧五台山橋から上流の高知市の区域

ク 十津川の県道種崎線の高知市弥生橋から上流の高知市の区域

ケ 竹島川の高知市孕橋から上流の区域

コ 高知市港橋（棧橋通五丁目）から上流の河川の区域

及び「。ただし、四万十川の四万十市初崎立岩漁場基点と四万十市下田四万十川河口左岸国土交通省0メートル距離標とを結んだ線から上流の区域を除く。」を削る。

うなぎ稚魚漁業の制限措置 新旧対照表

新						旧					
<p><b>高知県告示第656号</b>                      漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、高知県漁業調整規則（令和2年高知県規則第73号）第4条第1項第2号に掲げるうなぎ稚魚漁業について、同規則第11条第1項の規定による同項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のとおり定める。                      令和5年10月6日                      高知県知事 濱田 省司</p>						<p><b>高知県告示第656号</b>                      漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、高知県漁業調整規則（令和2年高知県規則第73号）第4条第1項第2号に掲げるうなぎ稚魚漁業について、同規則第11条第1項の規定による同項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のとおり定める。                      令和5年10月6日                      高知県知事 濱田 省司</p>					
1 許可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数その他制限措置						1 許可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数その他制限措置					
漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	漁業者の数	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	漁業者の数
火利用うなぎ稚魚く網漁業	操業区域1～44	[略]	[略]	[略]	[略]	火利用うなぎ稚魚く網漁業	操業区域1～44	[略]	[略]	[略]	[略]
<p>2 漁業を営む者の資格                      県内に住所を有する個人又は法人であって、漁業権区域で操業する場合又は第五種共同漁業うなぎ漁業の漁業権区域である河川と隣接する区域で操業する場合は当該漁業権者の同意のあるもの</p>						<p>2 漁業を営む者の資格                      県内に住所を有する個人又は法人であって、漁業権区域で操業する場合又は第五種共同漁業うなぎ漁業の漁業権区域である河川と隣接する区域で操業する場合は当該漁業権者の同意のあるもの</p>					
<p>3 許可を申請すべき期間                      令和6年10月7日から同年11月7日まで</p>						<p>3 許可を申請すべき期間                      令和5年10月6日から同年11月6日まで</p>					

新

旧

4 操業区域

(1) 操業区域1～(17) 操業区域17 [略]

(18) 操業区域18 . . . (20) 操業区域20から移動

点の位置

基点甲 高知市仁井田井流17番地共同漁業権境界基点

基点乙 高知市長浜・春野町界名村崎共同漁業権境界基点

基点丙 高知市えびす瀨

次に掲げる区域

ア 甲から磁針方位167度線の線及び乙から磁針方位170度線の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合300メートルの線に至る区域。ただし、丙から真方位334度34分の対岸を結ぶ直線より湾奥部を除く。

イ 丙から真方位334度34分の対岸を結ぶ直線及び高知市横浜灘草の鼻南端から高知市仁井田新ヶ鼻「埋立地北端」を結ぶ直線で区切られた海域。ただし、港則法(昭和23年法律第174号)第11条に規定する航路(以下「航路」という。)を除く。

[削除]

ウ 新川川の高知市梶ヶ浦渡船場から右岸導流堤基部を見通した線から上流の区域。ただし、高知市春野町の区域を除く。

エ 国分川本流の高知市旧青柳橋から上流の高知市の区域

オ 国分川支流久万川の同川と国分川本流との合流点から上流の区域

カ 国分川支流舟入川の高知市の区域

キ 下田川の高知市旧五台山橋から上流の高知市の区域

ク 十津川の県道種崎線の高知市弥生橋から上流の高知市の区域

ケ 竹島川の高知市孕橋から上流の区域

コ 高知市港橋(棧橋通五丁目)から上流の河川の区域

(19) 操業区域19 . . . (18) 操業区域18から移動

点の位置

基点甲 高知市仁井田井流17番地共同漁業権境界基点

基点乙 高知市長浜・春野町界名村崎共同漁業権境界基点

基点丙 高知市えびす瀨

次に掲げる区域

ア 甲から磁針方位167度線の線及び乙から磁針方位170度線の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合300メートルの線に至る区域。ただし、丙から真方位334度34分の対岸を結ぶ直線より湾奥部を除く。

4 操業区域

(1) 操業区域1～(17) 操業区域17 [略]

(18) 操業区域18

点の位置

基点甲 高知市仁井田井流17番地共同漁業権境界基点

基点乙 高知市長浜・春野町界名村崎共同漁業権境界基点

基点丙 高知市えびす瀨

次に掲げる区域

ア 甲から磁針方位167度線の線及び乙から磁針方位170度線の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合300メートルの線に至る区域。ただし、丙から真方位334度34分の対岸を結ぶ直線より湾奥部を除く。

新

イ 丙から真方位334度34分の対岸を結ぶ直線及び高知市横浜灘草の鼻南端から高知市仁井田新ヶ鼻「埋立地北端」を結ぶ直線で区切られた海域。ただし、航路を除く。

ウ 新川川の高知市梶ヶ浦渡船場から右岸導流提基部を見通した線から上流の区域。ただし、高知市春野町の区域を除く。

エ 国分川本流の高知市旧青柳橋から上流の高知市の区域

オ 国分川支流久万川の同川と国分川本流との合流点から上流の区域

カ 国分川支流舟入川の高知市の区域

キ 下田川の高知市旧五台山橋から上流の高知市の区域

ク 十津川の県道種崎線の高知市弥生橋から上流の高知市の区域

ケ 竹島川の高知市孕橋から上流の区域

コ 高知市港橋（棧橋通五丁目）から上流の河川の区域

(20) 操業区域20・・・ (19) 操業区域19から移動

点の位置

基点甲 高知市仁井田井流17番地共同漁業権境界基点

基点乙 高知市長浜・春野町界名村崎共同漁業権境界基点

基点丙 高知市えびす簀

次に掲げる区域

ア 甲から磁針方位167度線の線及び乙から磁針方位170度線の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合300メートルの線に至る区域。ただし、丙から真方位334度34分の対岸を結ぶ直線より湾奥部を除く。

イ 丙から真方位334度34分の対岸を結ぶ直線より以北の海域。ただし、高知市新五台山橋南端から高知市仁井田字昌浦谷3636高知石油株式会社油槽所南端までの距岸5メートル以内の区域、航路、高知市雑候場橋から上流の鏡川の区域及び高知市大鋸屋橋から上流の堀川の区域を除く。

ウ 新川川の高知市梶ヶ浦渡船場から右岸導流提基部を見通した線から上流の区域。ただし、高知市春野町の区域を除く。

エ 国分川本流の高知市旧青柳橋から上流の高知市の区域

オ 国分川支流久万川の同川と国分川本流との合流点から上流の区域

カ 国分川支流舟入川の高知市の区域

キ 下田川の高知市旧五台山橋から上流の高知市の区域

ク 十津川の県道種崎線の高知市弥生橋から上流の高知市の区域

ケ 竹島川の高知市孕橋から上流の区域

コ 高知市港橋（棧橋通五丁目）から上流の河川の区域

旧

イ 丙から真方位334度34分の対岸を結ぶ直線及び高知市横浜灘草の鼻南端から高知市仁井田新ヶ鼻「埋立地北端」を結ぶ直線で区切られた海域。ただし、港則法（昭和23年法律第174号）第11条に規定する航路（以下「航路」という。）を除く。

ウ 新川川の高知市梶ヶ浦渡船場から右岸導流提基部を見通した線から上流の区域。ただし、高知市春野町の区域を除く。

エ 国分川本流の高知市旧青柳橋から上流の高知市の区域

オ 国分川支流久万川の同川と国分川本流との合流点から上流の区域

カ 国分川支流舟入川の高知市の区域

キ 下田川の高知市旧五台山橋から上流の高知市の区域

ク 十津川の県道種崎線の高知市弥生橋から上流の高知市の区域

ケ 竹島川の高知市孕橋から上流の区域

コ 高知市港橋（棧橋通五丁目）から上流の河川の区域

(19) 操業区域19

点の位置

基点甲 高知市仁井田井流17番地共同漁業権境界基点

基点乙 高知市長浜・春野町界名村崎共同漁業権境界基点

基点丙 高知市えびす簀

次に掲げる区域

ア 甲から磁針方位167度線の線及び乙から磁針方位170度線の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合300メートルの線に至る区域。ただし、丙から真方位334度34分の対岸を結ぶ直線より湾奥部を除く。

イ 丙から真方位334度34分の対岸を結ぶ直線より以北の海域。ただし、高知市新五台山橋南端から高知市仁井田字昌浦谷3636高知石油株式会社油槽所南端までの距岸5メートル以内の区域、航路、高知市雑候場橋から上流の鏡川の区域及び高知市大鋸屋橋から上流の堀川の区域を除く。

ウ 新川川の高知市梶ヶ浦渡船場から右岸導流提基部を見通した線から上流の区域。ただし、高知市春野町の区域を除く。

エ 国分川本流の高知市旧青柳橋から上流の高知市の区域

オ 国分川支流久万川の同川と国分川本流との合流点から上流の区域

カ 国分川支流舟入川の高知市の区域

キ 下田川の高知市旧五台山橋から上流の高知市の区域

ク 十津川の県道種崎線の高知市弥生橋から上流の高知市の区域

ケ 竹島川の高知市孕橋から上流の区域

コ 高知市港橋（棧橋通五丁目）から上流の河川の区域

(20) 操業区域20

点の位置

基点甲 高知市仁井田井流17番地共同漁業権境界基点

新	旧
<p>(21) 操業区域21～ (33) 操業区域33 [略]</p> <p>(34) 操業区域34 下田漁業協同組合が有し、同漁業協同組合が管理する第一種共同漁業権のうち共第1,059号の漁場区域。</p> <p>(35) 操業区域35～ (44) 操業区域44 [略]</p> <p>告 示 ◎高知県漁業調整規則によるうなぎ稚魚 漁業の許可等の制限措置 (漁業管理課)</p>	<p>基点乙 高知市長浜・春野町界名村崎共同漁業権境界基点 基点丙 高知市えびす簾 次に掲げる区域 <u>[追加]</u></p> <p>ア 丙から真方位334度34分の対岸を結ぶ直線及び高知市横浜灘草の鼻南端から高知市仁井田新ヶ鼻「埋立地北端」を結ぶ直線で区切られた海域。ただし、航路を除く。</p> <p>イ <u>高知市浦戸えびす簾から真方位334度34分の線以東の外海のうち高知市種崎赤灯から同市浦戸御殿の鼻航路導標跡を結ぶ線以北の区域</u></p> <p>ウ 新川川の高知市梶ヶ浦渡船場から右岸導流堤基部を見通した線から上流の区域。ただし、高知市春野町の区域を除く。</p> <p>エ 国分川本流の高知市旧青柳橋から上流の高知市の区域</p> <p>オ 国分川支流久万川の同川と国分川本流との合流点から上流の区域</p> <p>カ 国分川支流舟入川の高知市の区域</p> <p>キ 下田川の高知市旧五台山橋から上流の高知市の区域</p> <p>ク 十津川の県道種崎線の高知市弥生橋から上流の高知市の区域</p> <p>ケ 竹島川の高知市孕橋から上流の区域</p> <p>コ 高知市港橋（棧橋通五丁目）から上流の河川の区域</p> <p>(21) 操業区域21～ (33) 操業区域33 [略]</p> <p>(34) 操業区域34 下田漁業協同組合が有し、同漁業協同組合が管理する第一種共同漁業権のうち共第1,059号の漁場区域。<u>ただし、四万十川の四万十市初崎立岩漁場基点と四万十市下田四万十川河口左岸国土交通省0メートル距離標とを結んだ線から上流の区域を除く。</u></p> <p>(35) 操業区域35～ (44) 操業区域44 [略]</p> <p>告 示 ◎高知県漁業調整規則によるうなぎ稚魚 漁業の許可等の制限措置 (漁業管理課)</p>

第21期第21回高知県内水面漁場管理委員会

第4号議案

うなぎ稚魚漁業の許可の基準の変更について

6 高漁管第 492 号

高知県内水面漁場管理委員会 様

高知県漁業調整規則（令和 2 年高知県規則第 73 号）第 11 条第 5 項の規定により、うなぎ稚魚漁業の許可の基準を変更したいので諮問します。

令和 6 年 9 月 9 日

高知県知事 濱田 省司

## うなぎ稚魚漁業の許可の基準

### (趣旨)

第1条 漁業法（昭和24年法律第267号）第57条第1項の農林水産省令で定める漁業及び高知県漁業調整規則（令和2年高知県規則第73号。以下「規則」という。）第4条第1項第2号に規定する漁業の許可について、行政手続法（平成5年法律第88号）第5条第1項の規定による審査基準を定めるとともに、当該漁業の許可について必要な事項を定めるものとする。

### (適用範囲)

第2条 この基準は、規則第4条第1項第2号に規定するうなぎ稚魚漁業（全長21センチメートル以下のうなぎ（以下「うなぎ稚魚」という。）の漁獲を目的とする漁業）に適用する。

### (許可をしない場合)

第3条 規則第9条第1項第1号の「適格性を有するものでない場合」は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 漁業又は労働に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者であること。なお、漁業又は労働に関する法令を遵守しない者の基準については、「高知県漁業調整規則第10条第1項第1号についての適格性の基準」に記載のとおりとする。

(2) 暴力団員等であること。

(3) 法人であって、その役員又は漁業法施行令（昭和25年政令第30号）に規定する使用人のうちに前2号のいずれかに該当する者があるものであること。

(4) 暴力団員等がその事業活動を支配する者であること。

(5) 使用する船舶等が次に掲げる船舶に該当するものであること。

ア 漁船法（昭和25年法律第178号）第10条第1項に規定する都道府県知事の登録を受けていない船舶

イ 漁船法第19条に規定する登録の取消しの対象となる船舶

### (許可の基準)

第4条 規則第11条第7項に記載する許可をすべき漁業者の数が、公示した漁業者の数を超えた場合の許可をする者の基準は、次条の規定による優先順位のとおりとし、優先順位が高い者の申請から優先して許可を行うこととする。なお、同一の優先順位を有する者の申請が複数あり、それらの申請により公示した漁業者の数を超える場合は、規則第11条第6項の規定の例により、同一の優先順位を有する者でくじを行い、許可をする者を定めるものとする。

### (優先順位)

第5条 知事は、規則の規定による申請をした者のうち前年に当該漁業の許可を受けてい

た者（漁業法第176条第1項の規定に基づくうなぎ稚魚漁業の報告を正しく行わなかった者を除く。次項において同じ。）が改めて申請したときは、他の申請者に優先して許可を行うものとする。

2 前年に当該漁業の許可を受けていた者以外の申請者についての優先順位を付与するための要件は、次に掲げるとおりとし、別表に定める優先順位が高い者から優先することとし、同順位内においては、その他の勘案事項を考慮し優先することとする。なお、第2号及び第3号については、当該漁業の申請に関する公示にて定められた申請期間の末日を基準日とする。

(1) 地域漁業の維持・発展に資する者として、漁業協同組合（許可区域において漁業権を有する漁業協同組合、許可を受けようとする者や漁業従事者が所属する漁業協同組合等）から推薦が得られ、当該推薦が適当であると知事が認めた者

(2) 過去5年間漁業関係法令及び労働関係法令違反による処分を受けていない者

(3) 当該漁業の経営又は従事の経験がある者

附 則

この基準は、令和5年9月27日から施行する。

附 則

この基準は、令和6年 月 日から施行する。

別表

優先 順位	(1) 地域漁業の維持・発展に資する者として、漁業協同組合から推薦が得られ、当該推薦が適当であると知事が認めた者	(2) 過去5年間漁業関係法令及び労働関係法令違反による処分を受けていない者	(3) 当該漁業の経営又は従事の経験がある者	備考
1	○	○	○	—
2	○	○	×	—
3	○	×	○	注1 同一の順位者が複数人いる場合は、規則第10条第1項第1号についての適格性の基準に定める漁業に関する法令及び労働に関する法令の違反に係る累積の合計点数の低い者を優先することとする。
4	×	○	○	—
5	○	×	×	上記注1と同様
6	×	○	×	—
7	×	×	○	上記注1と同様
8	×	×	×	上記注1と同様

※(1)から(3)までの要件に該当する者を○とし、該当しない者を×と示す。

うなぎ稚魚漁業の許可の基準 新旧対照表

新	旧
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 漁業法(昭和24年法律第267号)第57条第1項の農林水産省令で定める漁業及び高知県漁業調整規則(令和2年高知県規則第73号。以下「規則」という。)第4条第1項第2号に規定する漁業の許可について、行政手続法(平成5年法律第88号)第5条第1項の規定による審査基準を定めるとともに、当該漁業の許可について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(適用範囲)</p> <p>第2条 この基準は、規則第4条第1項第2号に規定するうなぎ稚魚漁業(全長21センチメートル以下のうなぎ(以下「うなぎ稚魚」という。)の漁獲を目的とする漁業)に適用する。</p> <p>(許可をしない場合)</p> <p>第3条 規則第9条第1項第1号の「適格性を有するものでない場合」は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>(1) 漁業又は労働に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者であること。なお、漁業又は労働に関する法令を遵守しない者の基準については、「高知県漁業調整規則第10条第1項第1号についての適格性の基準」に記載のとおりとする。</p> <p>(2) 暴力団員等であること。</p> <p>(3) 法人であって、その役員又は漁業法施行令(昭和25年政令第30号)に規定する使用人のうちに前2号のいずれかに該当する者があるものであること。</p> <p>(4) 暴力団員等がその事業活動を支配する者であること。</p> <p>(5) 使用する船舶等が次に掲げる船舶に該当するものであること。</p> <p>ア 漁船法(昭和25年法律第178号)第10条第1項に規定する都道府県知事の登録を受けていない船舶</p> <p>イ 漁船法第19条に規定する登録の取消しの対象となる船舶</p> <p>(許可の基準)</p> <p>第4条 規則第11条第7項に記載する許可をすべき漁業者の数が、公示した漁業者の数を超えた場合の許可をする者の基準は、次条の規定による優先順位のとおりとし、優先順位が高い者の申請から優先して許</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 漁業法(昭和24年法律第267号)第57条第1項の農林水産省令で定める漁業及び高知県漁業調整規則(令和2年高知県規則第73号。以下「規則」という。)第4条第1項第2号に規定する漁業の許可について、行政手続法(平成5年法律第88号)第5条第1項の規定による審査基準を定めるとともに、当該漁業の許可について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(適用範囲)</p> <p>第2条 この基準は、規則第4条第1項第2号に規定するうなぎ稚魚漁業(全長21センチメートル以下のうなぎ(以下「うなぎ稚魚」という。)の漁獲を目的とする漁業)に適用する。</p> <p>(許可をしない場合)</p> <p>第3条 規則第9条第1項第1号の「適格性を有するものでない場合」は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>(1) 漁業又は労働に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者であること。なお、漁業又は労働に関する法令を遵守しない者の基準については、「高知県漁業調整規則第10条第1項第1号についての適格性の基準」に記載のとおりとする。</p> <p>(2) 暴力団員等であること。</p> <p>(3) 法人であって、その役員又は漁業法施行令(昭和25年政令第30号)に規定する使用人のうちに前2号のいずれかに該当する者があるものであること。</p> <p>(4) 暴力団員等がその事業活動を支配する者であること。</p> <p>(5) 使用する船舶等が次に掲げる船舶に該当するものであること。</p> <p>ア 漁船法(昭和25年法律第178号)第10条第1項に規定する都道府県知事の登録を受けていない船舶</p> <p>イ 漁船法第19条に規定する登録の取消しの対象となる船舶</p> <p>(許可の基準)</p> <p>第4条 規則第11条第7項に記載する許可をすべき漁業者の数が、公示した漁業者の数を超えた場合の許可をする者の基準は、次条の規定による優先順位のとおりとし、優先順位が高い者の申請から優先して許</p>

新

可を行うこととする。なお、同一の優先順位を有する者の申請が複数あり、それらの申請により公示した漁業者の数を超える場合は、規則第11条第6項の規定の例により、同一の優先順位を有する者でくじを行い、許可をする者を定めるものとする。

(優先順位)

第5条 知事は、規則の規定による申請をした者のうち前年に当該漁業の許可を受けていた者（漁業法第176条第1項の規定に基づくうなぎ稚魚漁業の報告を正しく行わなかった者を除く。次項において同じ。）が改めて申請したときは、他の申請者に優先して許可を行うものとする。

2 前年に当該漁業の許可を受けていた者以外の申請者についての優先順位を付与するための要件は、次に掲げるとおりとし、別表に定める優先順位が高い者から優先することとし、同順位内においては、その他の勘案事項を考慮し優先することとする。なお、第2号及び第3号については、当該漁業の申請に関する公示にて定められた申請期間の末日を基準日とする。

(1) 地域漁業の維持・発展に資する者として、漁業協同組合（許可区域において漁業権を有する漁業協同組合、許可を受けようとする者や漁業従事者が所属する漁業協同組合等）から推薦が得られ、当該推薦が適当であると知事が認めた者

(2) 過去5年間漁業関係法令及び労働関係法令違反による処分を受けていない者

(3) 当該漁業の経営又は従事の経験がある者

附 則

この基準は、令和5年9月27日から施行する。

附 則

この基準は、令和6年 月 日から施行する。

旧

可を行うこととする。なお、同一の優先順位を有する者の申請が複数あり、それらの申請により公示した漁業者の数を超える場合は、規則第11条第6項の規定の例により、同一の優先順位を有する者でくじを行い、許可をする者を定めるものとする。

(優先順位)

第5条 知事は、規則の規定による申請をした者のうち前年に当該漁業の許可を受けていた者が改めて申請したときは、他の申請者に優先して許可を行うものとする。

2 前年に当該漁業の許可を受けていた者以外の申請者についての優先順位を付与するための要件は、次に掲げるとおりとし、別表に定める優先順位が高い者から優先することとし、同順位内においては、その他の勘案事項を考慮し優先することとする。なお、第2号及び第3号については、当該漁業の申請に関する公示にて定められた申請期間の末日を基準日とする。

(1) 地域漁業の維持・発展に資する者として、漁業協同組合（許可区域において漁業権を有する漁業協同組合、許可を受けようとする者や漁業従事者が所属する漁業協同組合等）から推薦が得られ、当該推薦が適当であると知事が認めた者

(2) 過去5年間漁業関係法令及び労働関係法令違反による処分を受けていない者

(3) 当該漁業の経営又は従事の経験がある者

附 則

この基準は、令和5年9月27日から施行する。

新

別表

優先順位	(1) 地域漁業の維持・発展に資する者として、漁業協同組合から推薦が得られ、当該推薦が適当であると知事が認めた者	(2) 過去5年間漁業関係法令及び労働関係法令違反による処分を受けていない者	(3) 当該漁業の経営又は従事の経験がある者	備考
1	○	○	○	—
2	○	○	×	—
3	○	×	○	注1 同一の順位者が複数人いる場合は、規則第10条第1項第1号についての適格性の基準に定める漁業に関する法令及び労働に関する法令の違反に係る累積の合計点数の低い者を優先することとする。
4	×	○	○	—
5	○	×	×	上記注1と同様
6	×	○	×	—
7	×	×	○	上記注1と同様
8	×	×	×	上記注1と同様

※(1)から(3)までの要件に該当する者を○とし、該当しない者を×と示す。

旧

別表

優先順位	(1) 地域漁業の維持・発展に資する者として、漁業協同組合から推薦が得られ、当該推薦が適当であると知事が認めた者	(2) 過去5年間漁業関係法令及び労働関係法令違反による処分を受けていない者	(3) 当該漁業の経営又は従事の経験がある者	備考
1	○	○	○	—
2	○	○	×	—
3	○	×	○	注1 同一の順位者が複数人いる場合は、規則第10条第1項第1号についての適格性の基準に定める漁業に関する法令及び労働に関する法令の違反に係る累積の合計点数の低い者を優先することとする。
4	×	○	○	—
5	○	×	×	上記注1と同様
6	×	○	×	—
7	×	×	○	上記注1と同様
8	×	×	×	上記注1と同様

※(1)から(3)までの要件に該当する者を○とし、該当しない者を×と示す。